

第3次
近江八幡市地域福祉計画
近江八幡市地域福祉活動計画
(令和4年度～8年度)

令和4年3月
近 江 八 幡 市
近江八幡市社会福祉協議会

はじめに



近年、日本の社会は急速な少子高齢化の最中にあり、医療や福祉などの分野で高齢人口の増加による問題に対応することが喫緊の課題となっています。また、核家族化が進み、単独世帯、高齢者のみの世帯が増加しているのが現状です。

こうした背景から、地域住民が抱えるニーズも多様化・複合化し、老老介護や社会的孤立、「8050問題」、虐待、生きづらさを抱える人々の存在など、これまでの公的な制度やサービスでは対応が難しいケースが増えてきています。

このような状況の中、本市では『お互いさま』の心でつながる 参加と支えあいのまち 近江八幡」を基本理念に掲げ、社会福祉協議会をはじめ関係機関、団体と連携し、福祉の推進に取り組んでまいりました。

現代社会では地域住民のつながりの希薄化が問題視されていますが、幸いにも私たちが暮らす近江八幡には、「困ったときには、お互いさま」と支えあえる、長い歴史によって育まれてきた温かい地域風土がございます。

この度、策定いたしました「第3次近江八幡市地域福祉計画」におきましても、これまでの基本理念や基本目標を継承し、誰もがお互いに支えあいながら、安心して暮らせるまちをめざしてまいります。加えて、地域住民や多様な主体がつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る地域共生社会の視点も盛り込み、施策や事業を展開してまいります。

新たな計画における目標を達成し、近江八幡市の地域福祉を推進していくためには、各種団体および事業者、地域住民の皆様との協働が大変重要と考えておりますので、今後ともより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論くださいました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、ご協力いただきました多くの関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

近江八幡市長 小西 理

はじめに



令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大で、私たちは生身の人と人が触れ合うことが社会的に制限される未曾有の事態に直面しました。第2次近江八幡市地域福祉活動計画において【地域福祉活動宣言】『私たちは、地域で見守り、見守られることが実感できるつながりのあるまち近江八幡をめざします』を掲げていましたが、地域の皆様からは、「地域で暮らしに不安や困りごとを抱えた人とつながっていない」「困っている人が把握できない」等、人と人とのつながりが実感しづらい状況にあることが明らかになりました。しかし同時に困ったときにSOSを発信することはとても勇気がいることでもあります。どうすれば「困ったときはお互いさま」の地域づくりができるのかが、今回の第3次近江八幡市地域福祉活動計画において全体を貫く重要なテーマです。

地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくるため、地域福祉を推進する主体が協力し、一体となって互いに助け合い、支えあうことで、誰もが暮らしやすい地域づくりを実現しようというのが地域福祉の考え方です。その地域福祉の基盤を、分野や立場を超えてしっかりとつくっていくことが、今まさに求められています。

第3次近江八幡市地域福祉活動計画の策定にあたり、近江八幡市地域福祉計画策定委員会をはじめ、各学区（地区）社協、自治会、民生委員・児童委員、まちづくり協議会、ボランティア団体、行政、福祉事業所、学識経験者から構成される地域福祉推進委員会において熱心な議論と検討を重ねてまいりました。この計画により少しでも地域住民の皆様が支えあい、希望が広がる近江八幡の福祉のまちづくりに貢献できることを願っております。

末筆ながら、この計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました地域の皆様、各委員の皆様、様々なご協力をいただきました関係者各位に対しまして心からお礼申し上げます。

令和4年3月

近江八幡市社会福祉協議会 会長 畷本 深照

目次

I	計画の策定にあたって.....	1
第1章	計画の策定にあたって.....	2
1.	計画策定の背景・趣旨	2
2.	計画の位置づけ	5
3.	計画の期間	7
4.	計画の策定手法及び策定体制	8
II	地域福祉計画.....	11
第1章	市を取り巻く状況.....	12
1.	データからみえる地域福祉の状況.....	12
2.	第2次計画の取り組み結果と課題.....	25
第2章	計画の基本理念等.....	34
1.	基本理念	34
2.	基本目標	35
3.	計画の体系図	37
4.	地域福祉圏域の捉え方	38
第3章	施策の展開.....	39
基本目標1	お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～.....	39
基本目標2	参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～.....	45
基本目標3	安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～.....	50
付随計画①	重層的支援体制整備事業実施計画.....	60
付随計画②	成年後見制度利用促進基本計画.....	63
付随計画③	地方再犯防止推進計画	67
第4章	計画の推進.....	69
1.	計画の推進体制	69
2.	計画の進捗管理・評価	69
参考資料	推進事業の実施担当課と関連計画等.....	70
地域福祉計画策定委員会設置要綱及び委員名簿.....		78
地域福祉計画策定庁内検討会議設置要綱及び委員名簿.....		81
計画策定の経過		84
III	地域福祉活動計画.....	87
第1章	計画の基本的な考え方.....	88
1.	計画の目的	88
2.	計画の位置づけ	88
3.	計画策定の体制	88
4.	計画の推進体制と進捗管理	89
5.	第2次地域福祉活動計画の到達点と第3次地域福祉活動計画への反映.....	90

第2章 計画の基本理念等.....	93
1. 基本理念	93
2. 基本目標等	93
3. 地域福祉活動計画 体系図	94
第3章 めざす地域と行動計画.....	96
基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～.....	96
基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～.....	98
基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～.....	101
地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿.....	104
IV 資料.....	107
1. 各種アンケート調査結果からみえる地域福祉の状況.....	108
2. 用語解説	162

近江八幡市では、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者理解を深めていくため、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記としています。

ただし、法律や条例などで使用されている場合を除きます（例「身体障害者手帳」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」など）。

I 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

1) 国の動向

かつて日本では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支えあいの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭の果たしてきた役割の一部を代替える必要性が高まったことに対応して、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとに、また、生活の必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

しかし、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の支えあいの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そしてときには支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会が求められています。

また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や空き家、商店街の空き店舗が増加しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことがこれまでも増して重要となっています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざすものです。

【地域共生社会イメージ図】



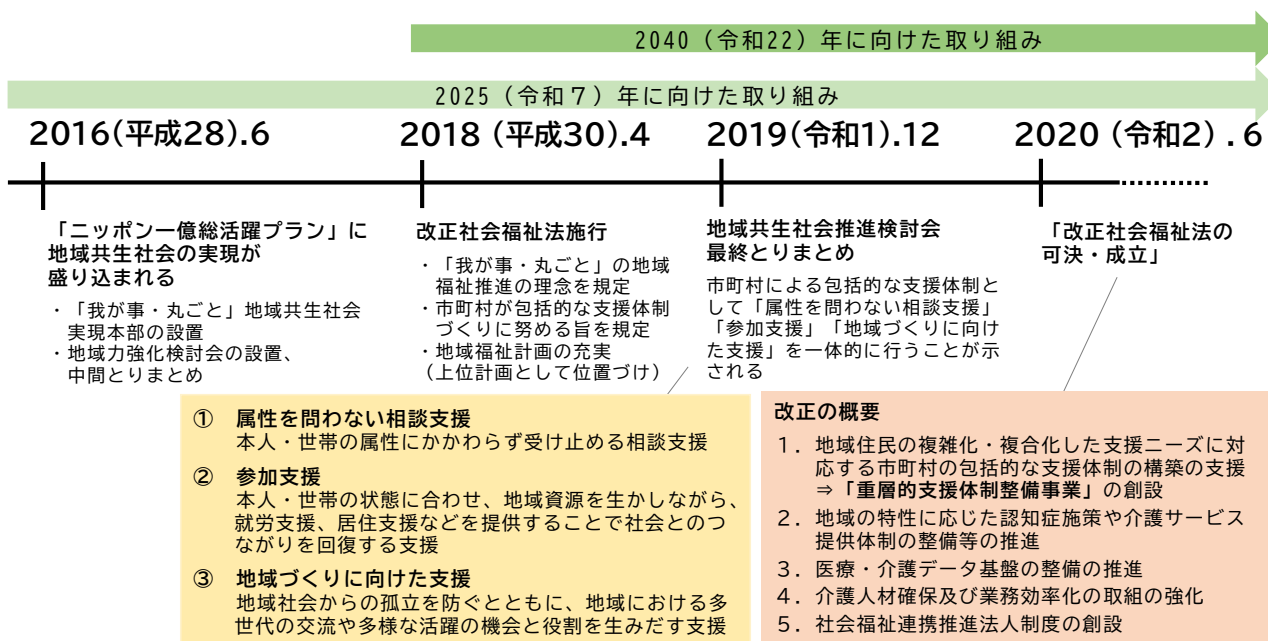
出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

国においては、地域共生社会の実現に向けて、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました（平成30年4月施行）。

この改正により、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもなどが地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な切れ目のない支援を実現すること、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされました。地域福祉計画は、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

また、令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現をめざすための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月よりスタートしました。

【地域共生社会の実現に向けた検討・法制度改正等の経緯】



2) 本市の動向、策定の趣旨

平成 22 年 3 月に旧近江八幡市と旧安土町が合併し、合併以降の平成 24 年 3 月に新市としての地域福祉計画（以下、「第 1 次計画」という。）を策定し、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間として取り組んできました。

平成 29 年 3 月には、第 1 次計画の基本理念を引継ぎ、一人ひとりの主体的な参加とともに、地域の支えあいや助け合い、思いやりなどを育み、「お互いさま」の気持ちを持って、子どもから高齢者、障がい児者、外国人住民などすべての市民が、ともに安心して暮らしていけるまちをめざし、あらゆる市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進することを基本的な考え方の一つとして「第 2 次近江八幡市地域福祉計画」（以下、「第 2 次計画」という。）を策定しました。

第 2 次計画の策定から 5 年が経過し、その間、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本市では第 2 次計画が令和 3 年度をもって終了することから、国の動向や本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和 4 年度から令和 8 年度を計画期間とする「第 3 次近江八幡市地域福祉計画」（以下、「本計画」または「第 3 次計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画です。本市では平成 24 年度策定の第 1 次計画から、地域福祉計画を福祉分野の最上位計画として位置づけ計画策定を行ってきました。第 3 次計画においても「近江八幡市第 1 次総合計画」を踏まえ、市の福祉関連計画である近江八幡市総合介護計画、近江八幡市障がい者計画・近江八幡市障がい福祉計画・近江八幡市障がい児福祉計画、近江八幡市子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図りつつ、各個別計画では対応しきれない課題や共通する課題で様々な分野が横断的に取り組めること等について示すものです。本計画の策定においては、地域福祉がめざす目標の実現に向け、本市と市社会福祉協議会が緊密に連携・協力した活動を推進するため、以下の 2 つの計画（「近江八幡市地域福祉計画」と「近江八幡市地域福祉活動計画」）を一体的に策定するものです。

なお、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年 5 月施行）第 14 条第 1 項に基づく本市における「成年後見制度利用促進基本計画」と、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行）第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

名称	近江八幡市地域福祉計画	近江八幡市地域福祉活動計画
法的根拠	社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村の行政計画	社会福祉法第 109 条の規定に基づく市町村社会福祉協議会が中心となった民間の活動計画
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画。 ・「近江八幡市第 1 次総合計画」で示されるまちづくりの方針を踏まえ、福祉分野の最上位計画として、高齢者、障がい者、子どもなどの個別計画との整合性を図り、個別計画では対応しきれない課題や共通する課題で分野横断的に取り組めること等についてその取り組みを示すために策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉計画」の理念に基づく、具体的な取り組みを示す計画。 ・「すべての地域住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」等が連携・協力し、地域福祉を推進する実践的な活動・行動計画。

近江八幡市

第1次総合計画

第3次地域福祉計画

本市に関わる様々な人の連携・協力のもと、地域の福祉課題の解決に向けた各種取り組みを示す、福祉のまちづくりをめざした総合的な計画。

連携

第3次地域福祉活動計画

地域福祉の推進役である市社会福祉協議会が、地域福祉活動を総合的に展開していくために、展開の方向性や具体的な事業などを盛り込んだ行動計画。

近江八幡市社会福祉協議会

福祉トータルサポートセンター基本構想 第Ⅲ期基本計画

福祉によるまちづくりを推進するため、拠点整備を将来像とする基本構想と、全三期の段階ごとの計画を策定。第Ⅲ期計画は、第Ⅰ期に仕組みの整備として総合的な相談対応と提供するサービスを調整する仕組みづくりの改善に加え、相談窓口の集約検討・実施の推進。第Ⅱ期に窓口の集約として集約配置の在り方の検討・一部窓口集約の実施。第Ⅲ期ではハード整備による窓口集約、市民共生の拠点整備。

第8期総合介護計画

介護が必要になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、各種関連施策や介護サービスの見込み量、介護保険料、基盤整備の内容などを定めたもの。

第5期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

障がい児者の社会参加と自立を支援するため、関連施策に関する基本的な事項と生活支援に関するサービス提供量の確保策などを定めた3つの計画を一体的に策定。

第二期子ども・子育て支援事業計画

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成されるよう、子育て支援、少子対策等についての理念や目標、施策を総合的に策定。

関連

- ・健康はちまん21プラン ・母子保健計画 ・市民自治基本計画
- ・地域防災計画 ・人権擁護に関する施策の基本計画
- ・男女共同参画行動計画 ・交通バリアフリー基本構想
- ・生涯学習社会づくり推進計画 等

3. 計画の期間

地域福祉計画は地域福祉の推進に関する総合的な計画であるため、長期的な視点が必要です。一方、各福祉分野の制度改正や地域福祉を取り巻く社会情勢の変化が著しいことから、その両面を鑑みる必要があります。本計画は、令和4年度から令和8年度の5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第1次総合計画		基本構想							
地域福祉計画	第2次計画			第3次計画					
総合介護計画	第7期		第8期			第9期			
障がい者計画・障がい福祉計画	第4期*1		第5期*2			第6期*3			
子ども・子育て支援事業計画	第一期*4	第二期					第三期		
福祉トータルサポートセンター基本構想・第Ⅲ期基本計画	第Ⅲ期 延長								
地域福祉活動計画	第2次計画			第3次計画					

*1：正式名称は「第4期近江八幡市障がい者計画・第5期近江八幡市障がい福祉計画・第1期近江八幡市障がい児福祉計画」

*2：正式名称は「第5期近江八幡市障がい者計画・第6期近江八幡市障がい福祉計画・第2期近江八幡市障がい児福祉計画」

*3：正式名称は「第6期近江八幡市障がい者計画・第7期近江八幡市障がい福祉計画・第3期近江八幡市障がい児福祉計画」

*4：正式名称は「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」

4. 計画の策定手法及び策定体制

1) アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、本市にお住まいの18歳以上の人を対象に、住んでいる地域や「地域福祉」に関する意識や考え方などを把握するアンケート調査（市民調査）を実施しました。

また、民生委員・児童委員を対象に、意識や活動状況等を把握するアンケート調査（民生委員・児童委員調査）も併せて実施しました。

さらに、福祉の担い手である福祉事業所・ボランティア団体を対象に、地域福祉活動や、地域・地域の関係者との関わり等を把握するアンケート調査（福祉事業者調査・関係団体調査）を実施するとともに、協働の仕組みを検討していくことを目的に、福祉以外の事業所の地域貢献活動に関する取り組みについて把握するアンケート調査（福祉以外事業者調査）も実施しました。

【アンケート調査の実施概要】

	市民調査	民生委員・児童委員調査	福祉事業者調査 関係団体調査	福祉以外事業者調査
対象	本市にお住まいの18歳以上の人3,000人（無作為抽出）	民生委員・児童委員202人（悉皆）	市内の福祉事業所163事業所、市社会福祉協議会登録ボランティア団体80団体	市内の事業所1,730か所
調査方法	郵送による配布・回収	直接配布・回収	郵送による配布・回収	近江八幡商工会議所・安土商工会を通じての配布 ・FAXによる回収
調査期間	令和3年7月16日～7月31日	令和3年7月2日～8月13日	令和3年6月29日～7月20日	令和3年8月～9月20日
目的活用	・住んでいる地域や「地域福祉」に関する意識や考え方などを把握する。	・「地域福祉」に関する意識や活動状況等を把握する。	・地域福祉活動や、地域・地域の関係者との関わり等を把握する。	・地域貢献活動に関する取り組みについて把握する。

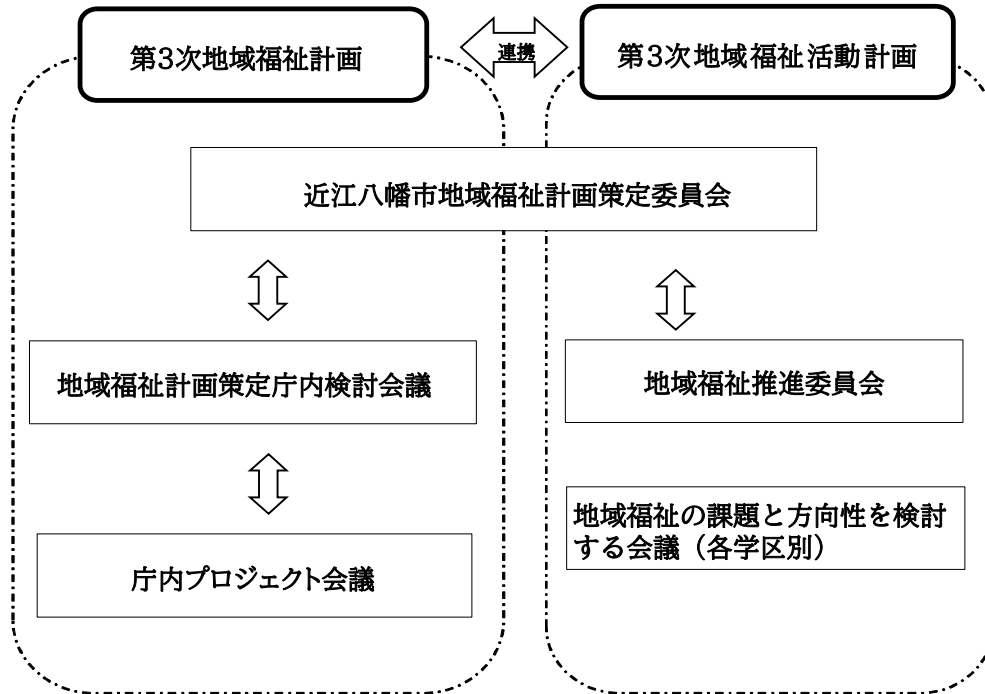
2) 地域福祉計画策定委員会等による検討

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体の代表者、市民の代表者等から構成される「地域福祉計画策定委員会」において検討を行いました。

また、市では福祉分野を担当する部署だけでなく、地域振興担当や人権施策担当、教育委員会など、地域福祉の推進に関連する関係各課が横断的に参画した「地域福祉計画策定庁内検討会議」「庁内プロジェクト会議」において、検討を進めました。

さらに、市社会福祉協議会では、地域の担い手の代表者や事業所の代表者からなる「地域福祉推進委員会」及び各学区における「地域福祉の課題と方向性を検討する会議」において地域福祉課題の抽出・方向性の検討等を行いました。

【地域福祉計画・地域福祉活動計画策定体制】



3) パブリックコメントの実施

計画等を立案する過程において、趣旨・内容等を広く公表し、市民からの意見を聴取し、計画に反映しました。

II 地域福祉計画

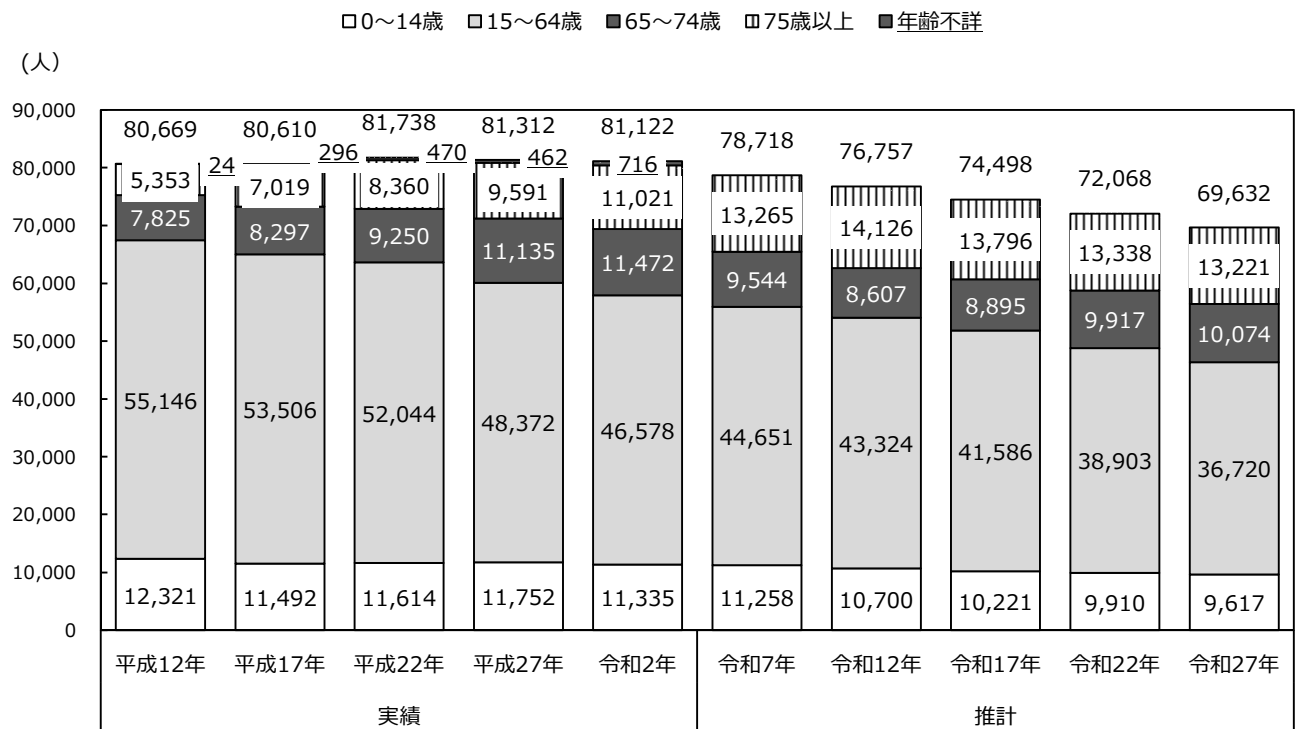
第1章 市を取り巻く状況

1. データからみえる地域福祉の状況

1) 人口の状況

本市は、平成22年3月に旧近江八幡市と旧安土町が合併し、人口8万人を超える市となりました。旧市町の人口を合計した数値をみると、平成12年から令和2年の20年間では、平成22年をピークに、平成27年から減少に転じています。また令和7年以降の推計では減少が予測されています。

【人口推移】



出典：国勢調査（各年10月1日現在）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

注1：平成22年3月21日、旧近江八幡市と旧安土町が合併し、新「近江八幡市」となったため、それ以前のデータは旧市町の数値を合算した数値となります。（以下同じ）

注2：将来推計人口は四捨五入の関係で、年齢別人口の合計が総人口に合致しないことがあります。

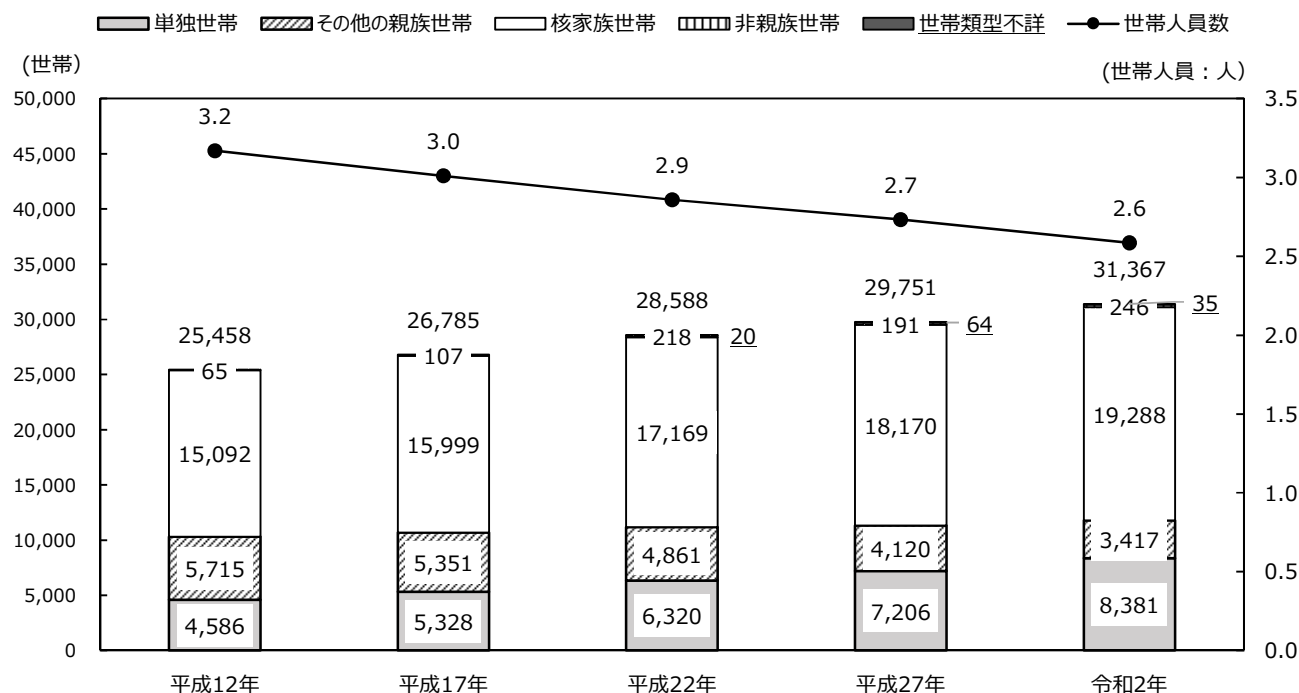
注3：上記のデータは、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所のデータを出典としているため、関係計画に記載されているデータと数値が異なる場合があります。

2) 世帯の状況

世帯数は年々増加しており、その中でも特に単独世帯（ひとり暮らし）の増加が大きく、平成12年から令和2年にかけて1.8倍に増加しています。また、一世帯当たりの世帯人員数は3.2人から2.6人に減少しています。

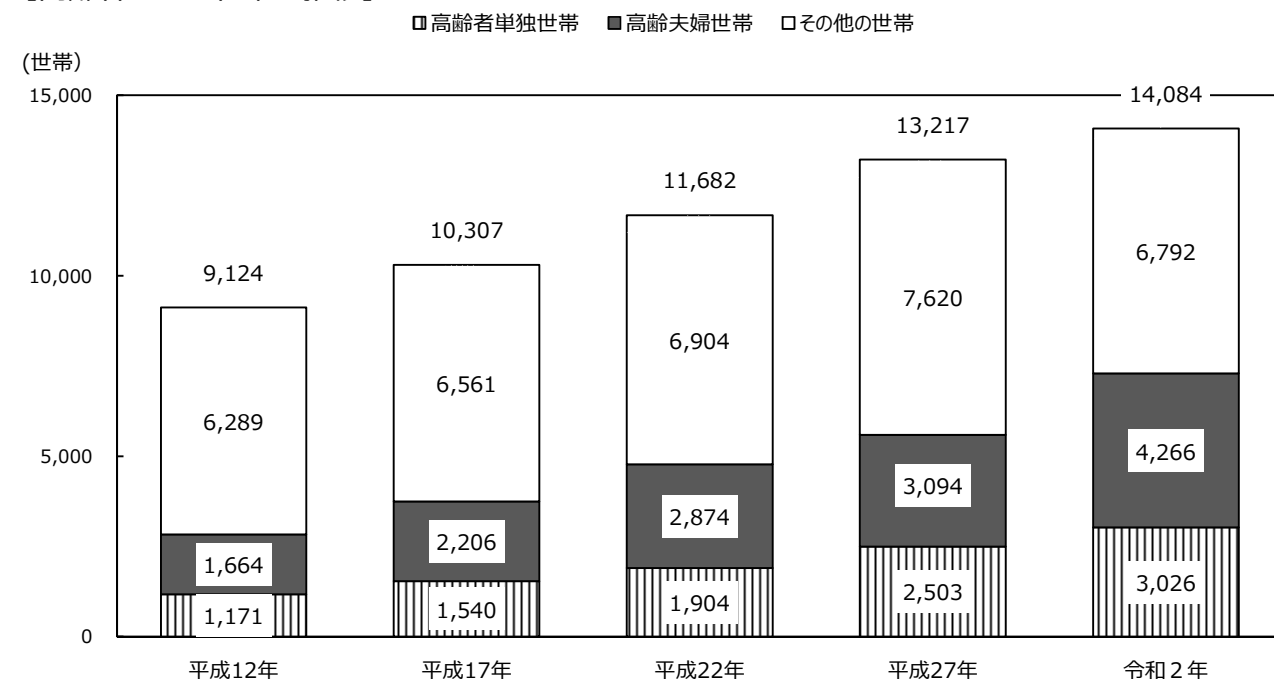
高齢者のいる世帯も年々増加しており、中でも高齢者のいる世帯に占める単独世帯（高齢者のひとり暮らし）及び高齢夫婦世帯の割合は、増加傾向にあります。

【世帯（一般世帯）の推移】



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

【高齢者のいる世帯の推移】



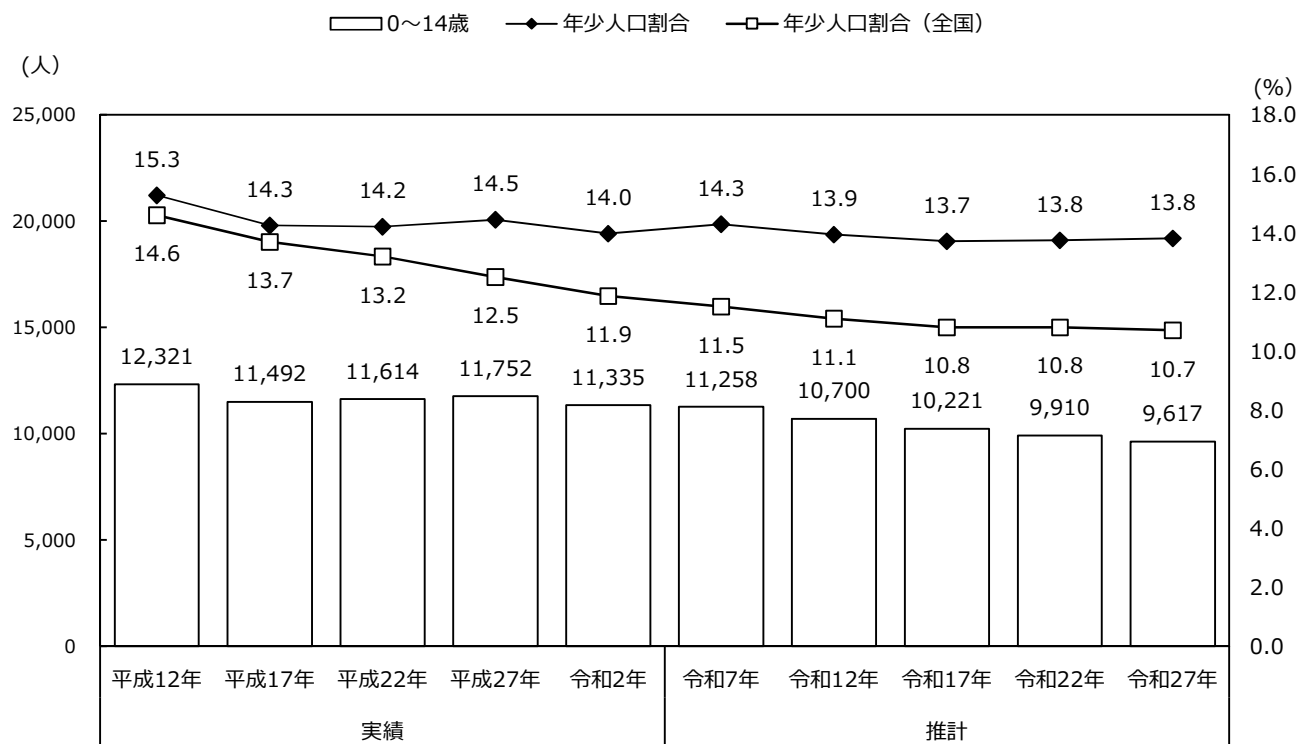
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

3) 子どもの状況

年少人口（0～14歳）は、平成17年から令和2年にかけては横ばいで、令和7年以降は減少することが予測されています。

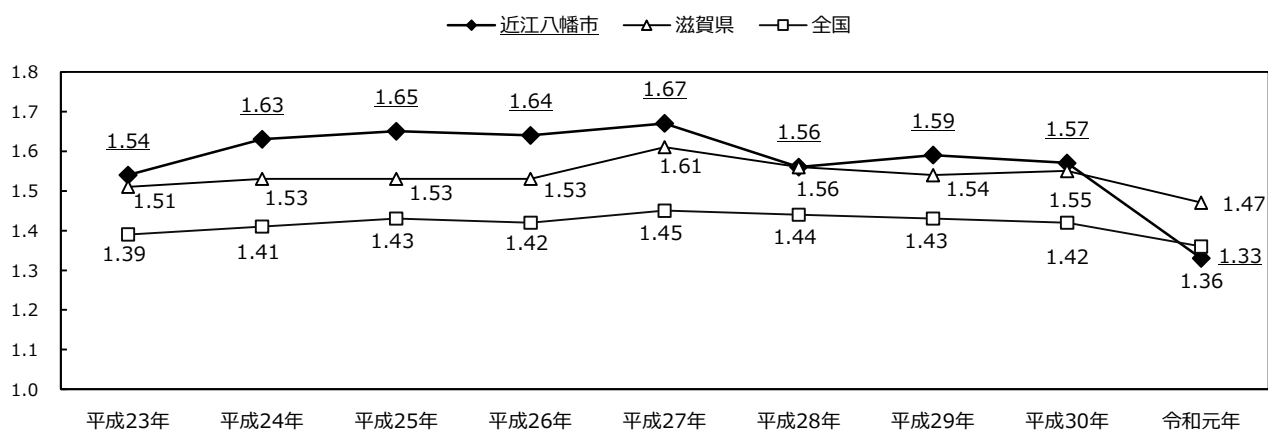
合計特殊出生率は、平成27年まではほぼ横ばいで、平成28年以降減少に転じています。

【年少人口及び年少人口の占める割合の推移】



出典：実績は、国勢調査（各年10月1日現在）。近江八幡市の推計データは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」、全国の推計データは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成29（2017）年推計）」

【合計特殊出生率の推移】



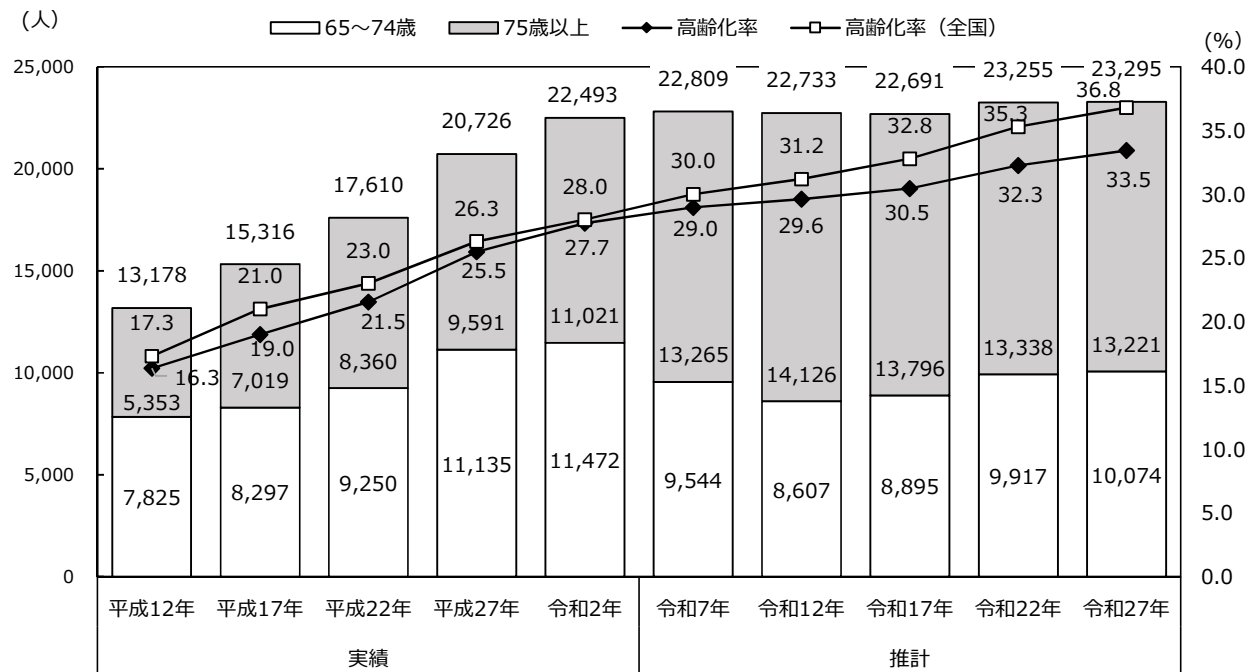
出典：近江八幡市は庁内資料「保健衛生」、滋賀県・全国は「人口動態調査」

4) 高齢者の状況

総人口は減少する中、高齢者数は年々増加しており、平成12年から令和2年までの20年間で約1.7倍になっています。令和2年以降高齢者数はほぼ横ばいになるものの、令和7年以降74歳までの前期高齢者数を75歳以上の後期高齢者数が上回る予測となっています。

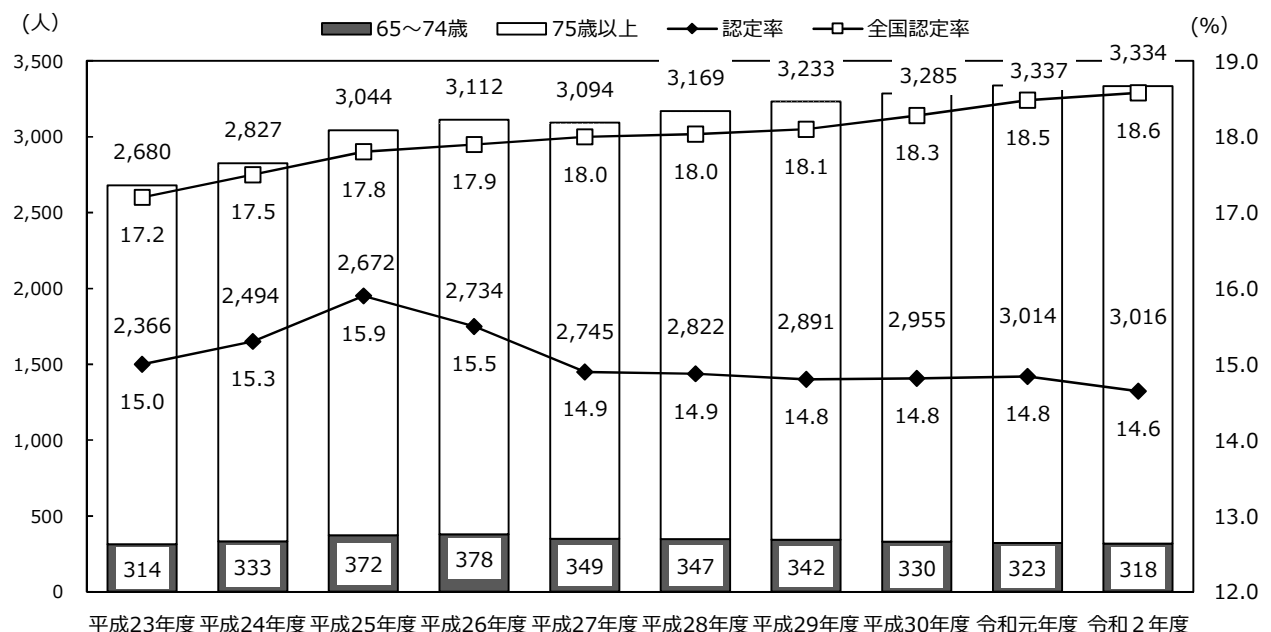
また、要介護（要支援）認定者数は年々増加していますが、認定率は全国の平均値と比べると低い値で推移しています。

【高齢者人口及び高齢化率の推移】



出典：実績は、国勢調査（各年10月1日現在）。近江八幡市の推計データは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」、全国の推計データは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成29（2017）年推計）」

【要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移】



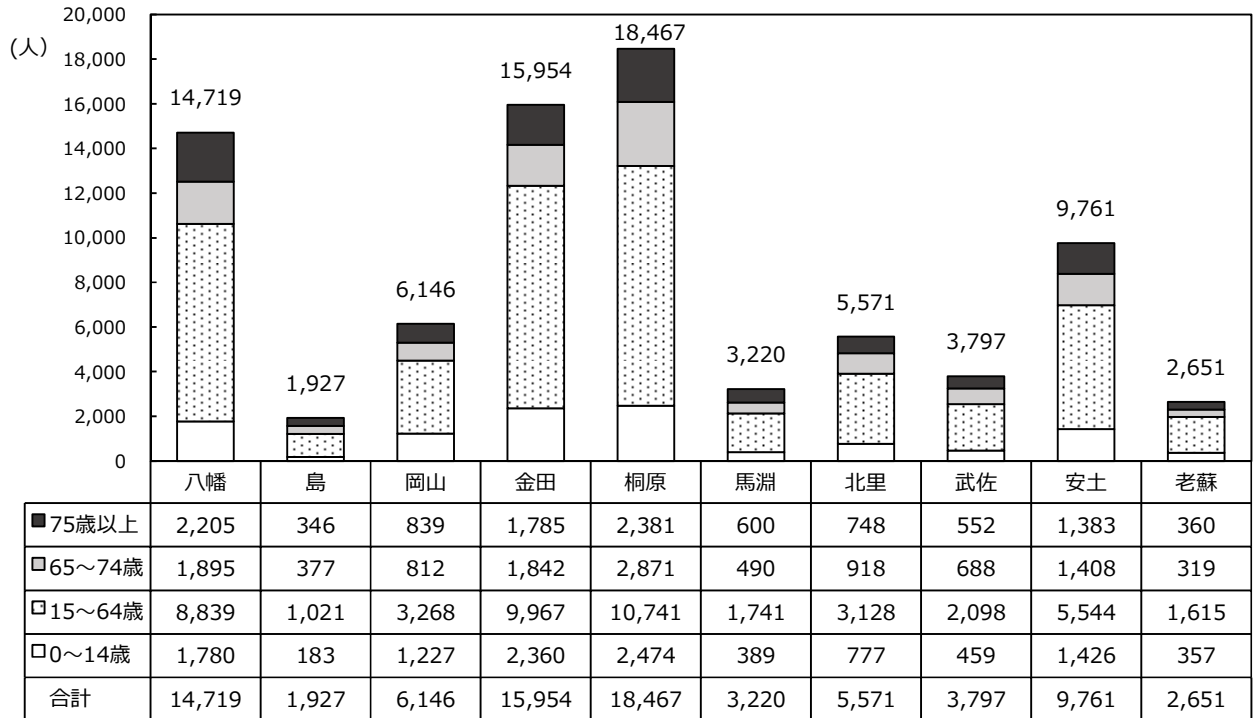
出典：介護保険事業状況報告月報（厚生労働省）（各年9月末現在）

5) 学区別人口の状況

平成28年と比較して多くの学区で年少人口の割合は減少しましたが、岡山学区、北里学区、老蘇学区では増加しています。また、高齢化率はすべての学区で増加し、島学区、馬淵学区、武佐学区では30%を超えています。

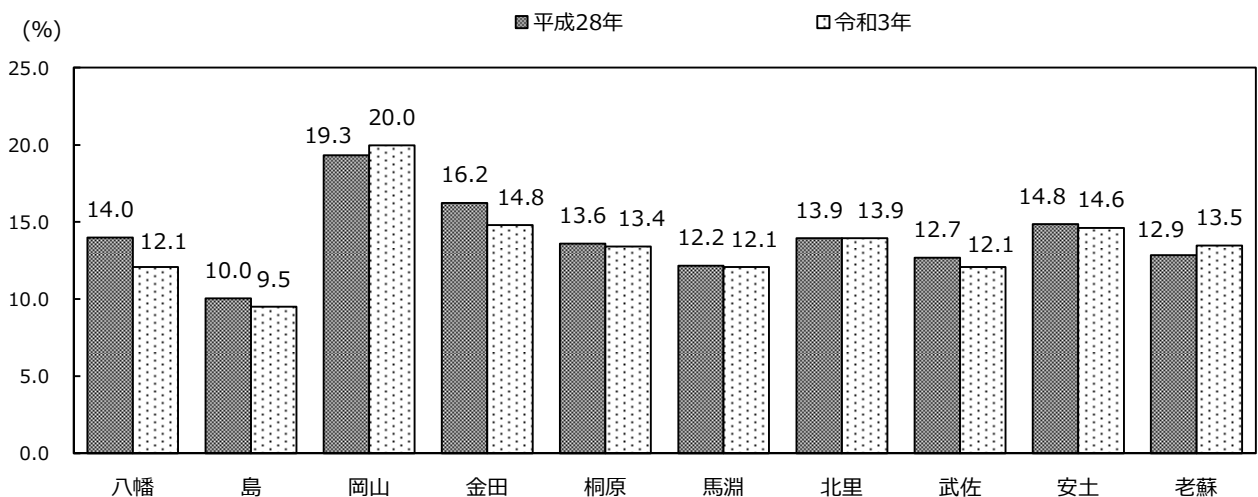
自治会加入率の推移は学区により様々ですが、全体として減少傾向にあります。

【学区別人口の状況】



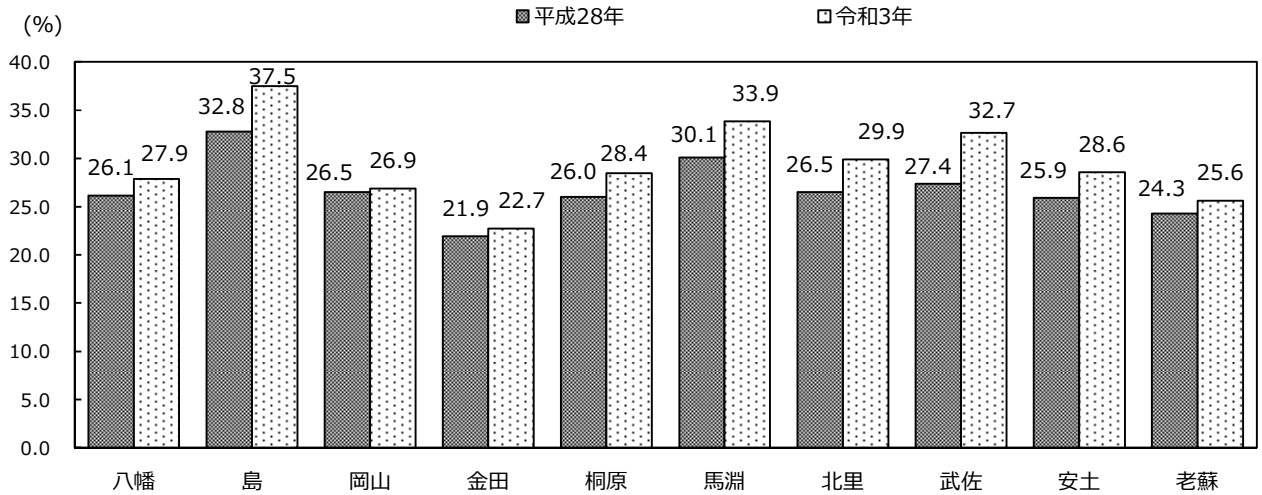
出典：庁内資料（情報政策課）（令和3年3月31日現在）

【学区別年少人口の割合の推移】



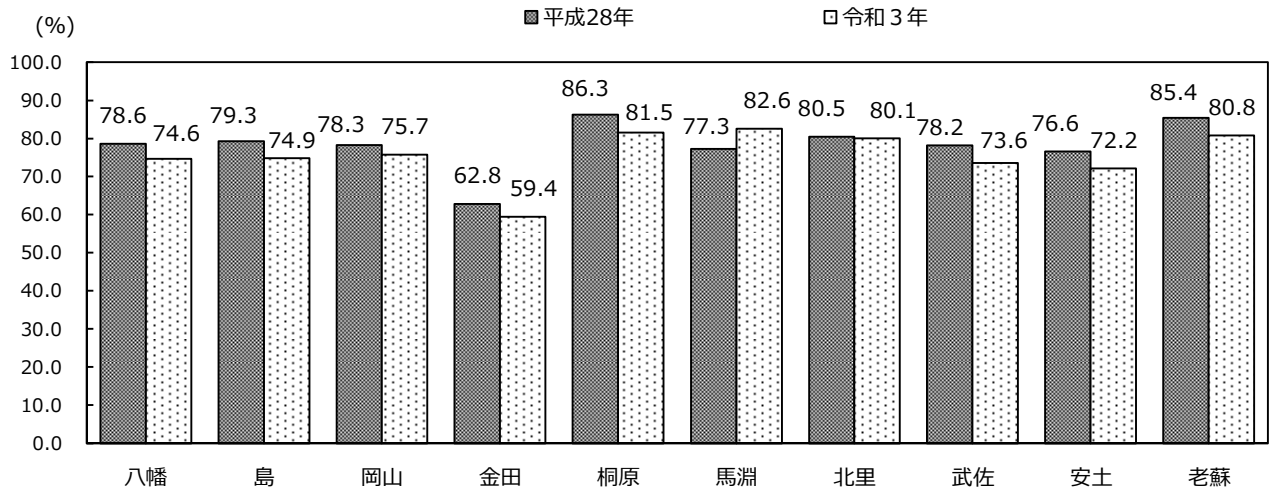
出典：庁内資料（情報政策課）（各年3月31日現在）

【学区別高齢化率の推移】



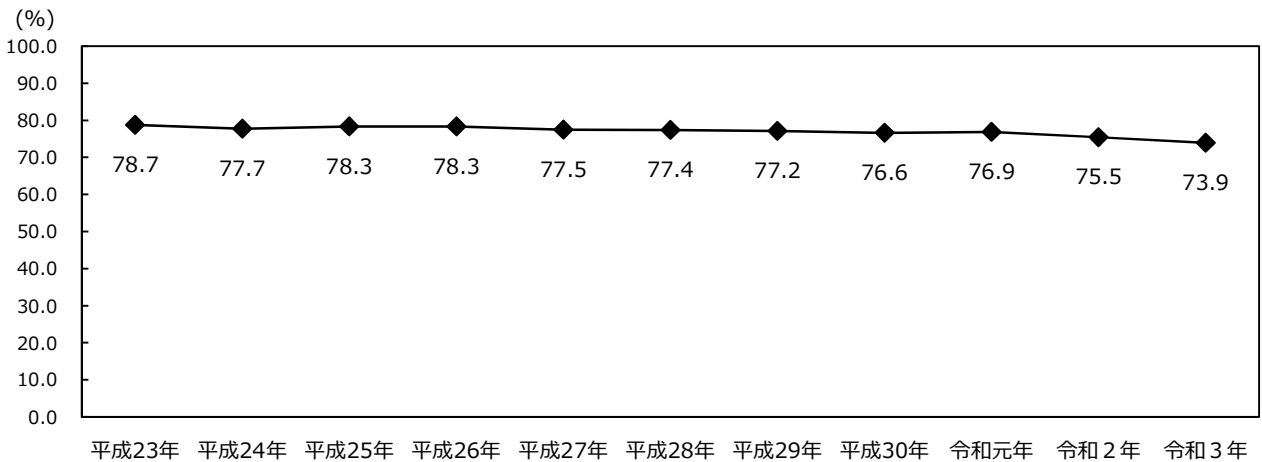
出典：庁内資料（情報政策課）（各年3月31日現在）

【学区別自治会加入率の推移】



出典：庁内資料（まちづくり協働課）（日本人世帯のみ）

【市全体の自治会加入率の推移】

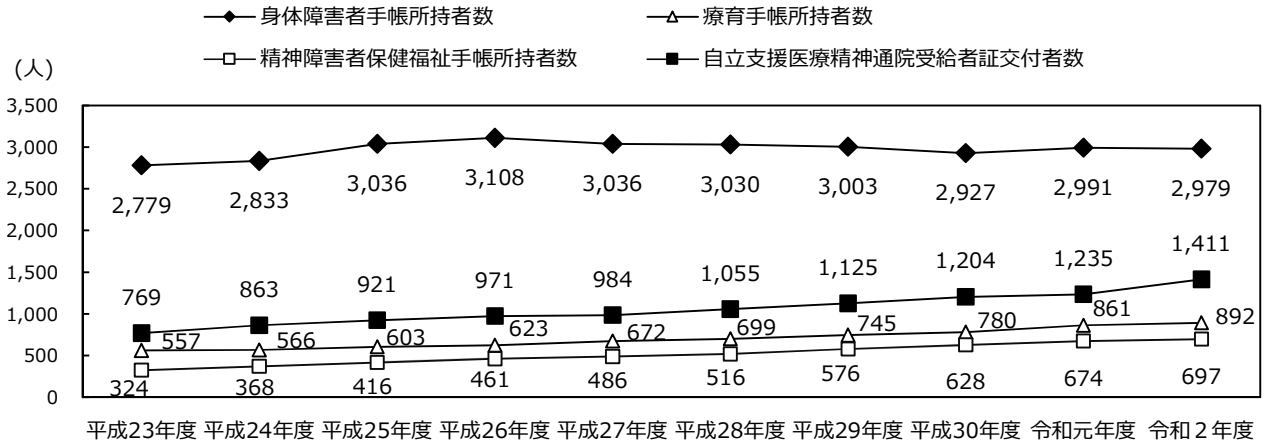


出典：庁内資料（まちづくり協働課）（日本人世帯のみ）

6) 障がい児者の状況

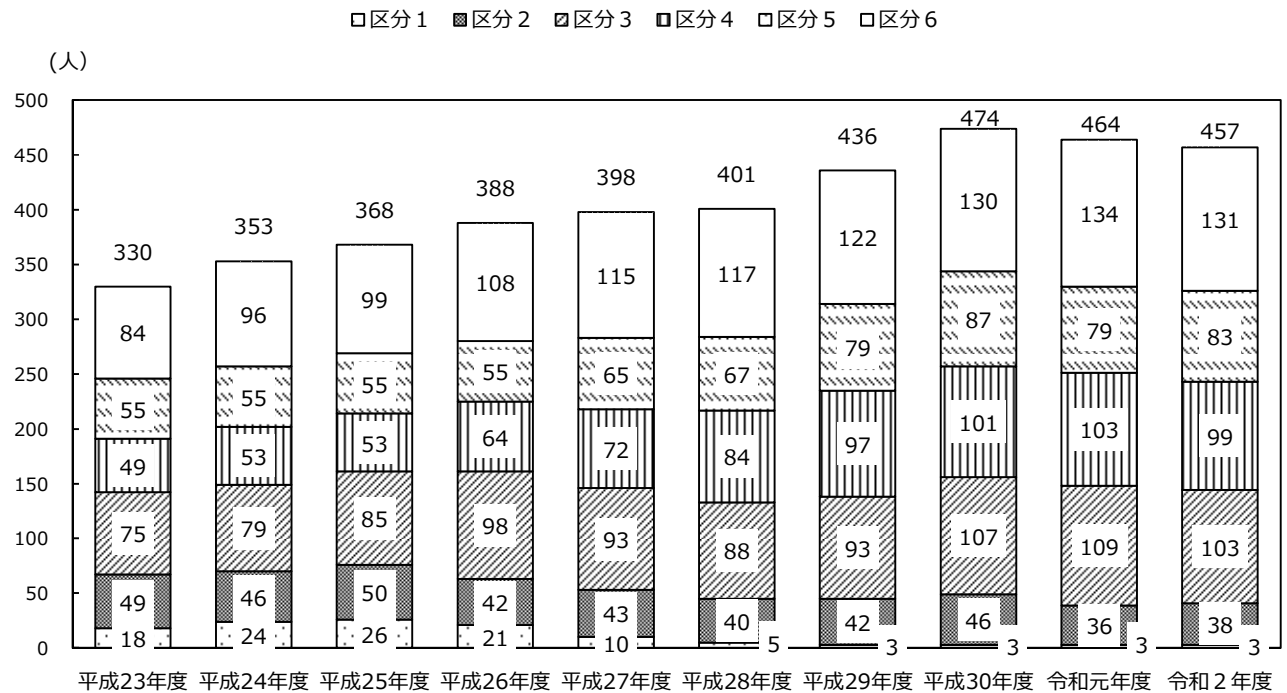
身体障害者手帳所持者数は、平成26年度をピークに減少に転じていますが、そのほかの手帳所持者数は増加傾向にあります。また、自立支援医療精神通院受給者証交付者数についても、年々増加傾向にあります。

【障がい児者数の推移】



出典：庁内資料（障がい福祉課）（各年度3月31日現在）

【障がい支援区分認定者数の推移】

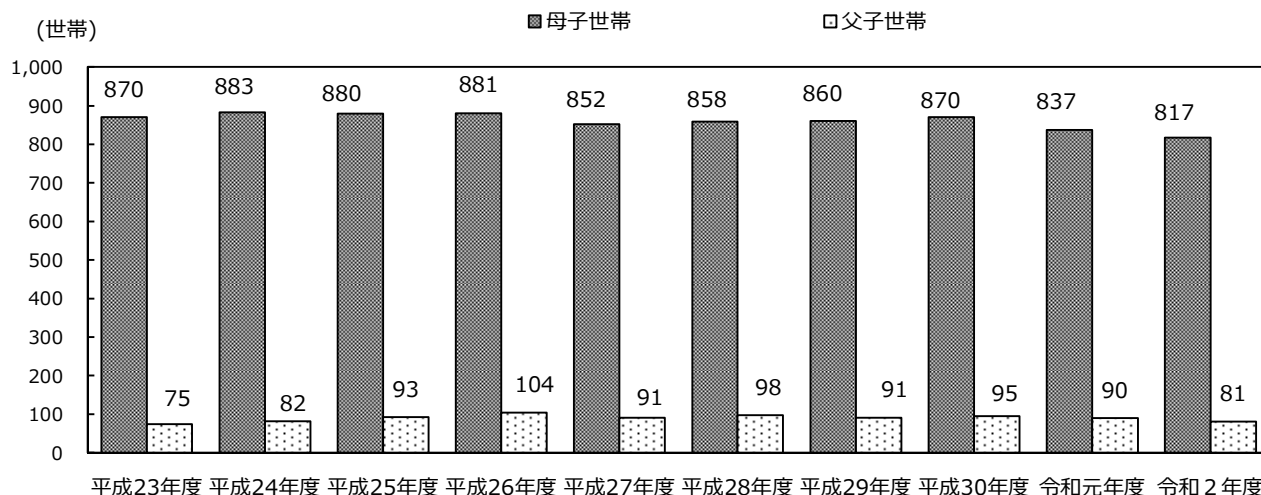


出典：庁内資料（障がい福祉課）（各年度3月31日現在）

7) ひとり親世帯の状況

母子世帯数は平成 23 年度以降はほぼ横ばいで推移しており、800～900 世帯で推移しています。父子世帯数も増減はあるものの、直近の 5 年間は 80～100 世帯で推移しています。

【ひとり親世帯の推移】



出典：庁内資料（子ども支援課）

8) 避難行動要支援者の状況

本市では、高齢者や障がい者など災害が起きたときに自力での避難が困難な人や災害情報の入手が困難な人を避難行動要支援者として令和 3 年 3 月 31 日現在 3,153 人の登録をしています。登録者数は、平成 28 年 3 月 31 日 2,701 人の 1.2 倍に増加しています。本人の同意のもと日頃からの情報共有と避難支援体制づくりのため、地域の支援者（自治会、自主防災組織及び準ずる組織、民生委員・児童委員）に名簿情報を提供しています。

【避難行動要支援者の登録状況】

	要介護高齢者	障がい児者	その他、必要な人
登録者数	706	680	1,767
同意者数	240	398	781
不同意者数	35	82	92
未回答者数	431	200	894
同意者の割合	34.0%	58.5%	44.2%

出典：庁内資料（福祉政策課）（令和 3 年 3 月 31 日現在）

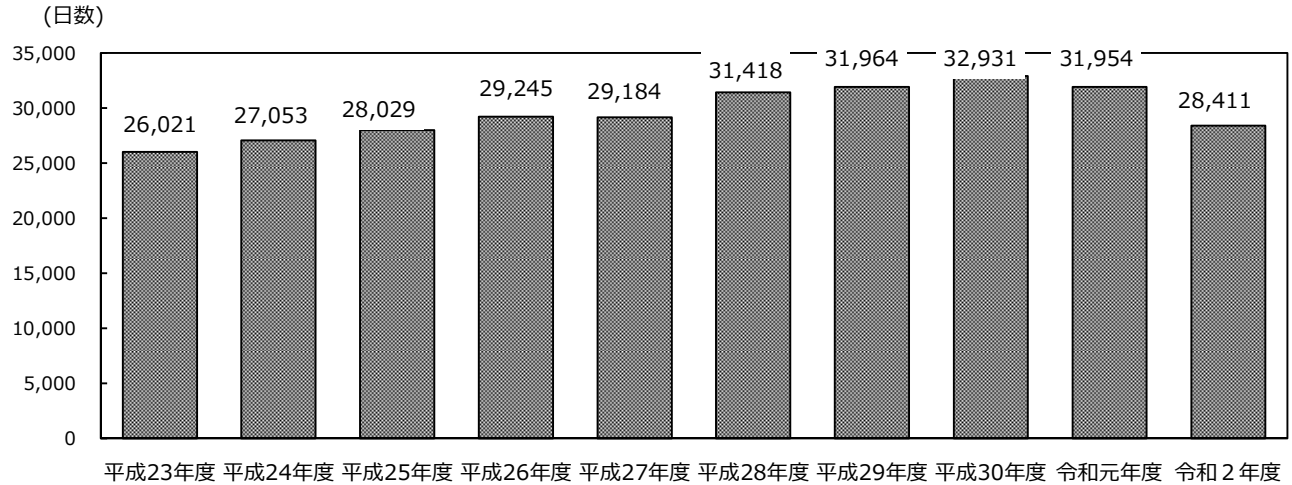
注 1：災害対策基本法改正に伴い平成 26 年から対象者を見直し

注 2：要介護高齢者：要介護 3～5 の人。障がい児者：身体障害者手帳 1、2 級、車いす利用の 3 級の人及び療育手帳 A の人（知的障がい児者）

9) 民生委員・児童委員の活動状況

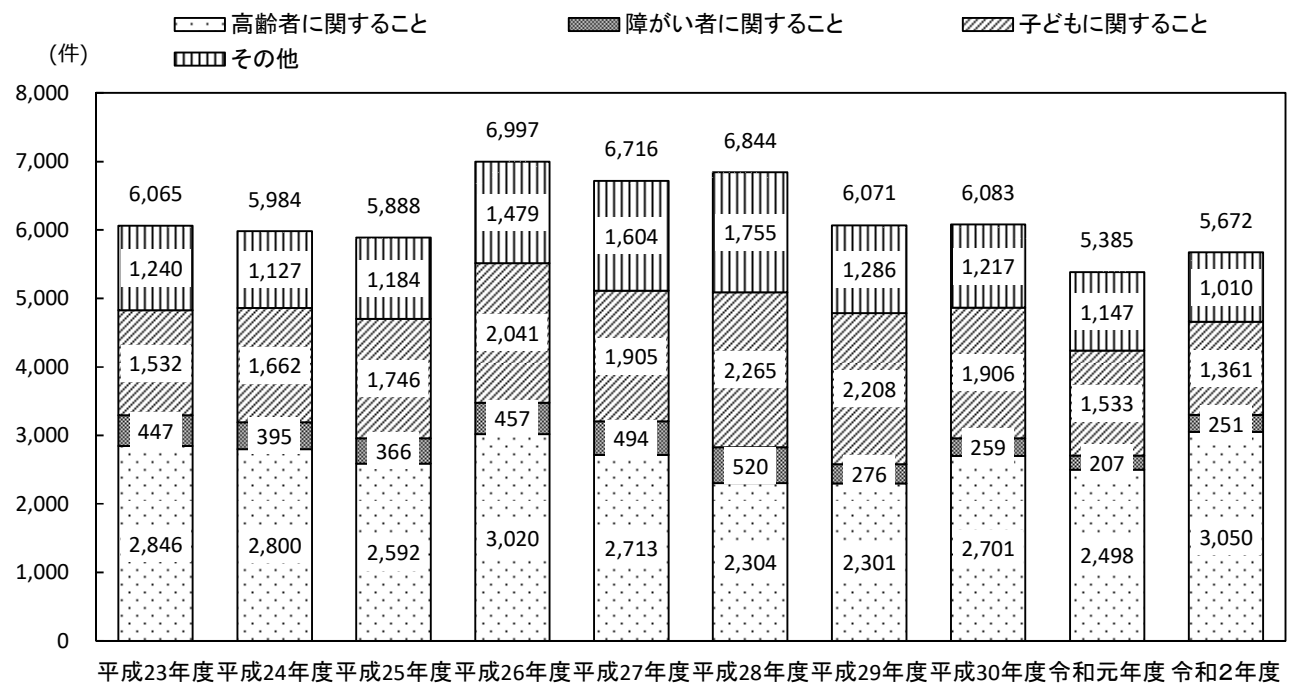
民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動日数は平成28年度以降は令和2年度を除き30,000日を超えています。相談・支援の内容として、令和2年度は高齢者に関することが最も多く、次いで子どもに関することが続き、二つを合わせると全体の78%程度になっています。

【活動日数の推移（各民生委員・児童委員等の総数）】



出典：庁内資料（福祉政策課）

【相談・支援内容の状況（各民生委員・児童委員等の総数）】

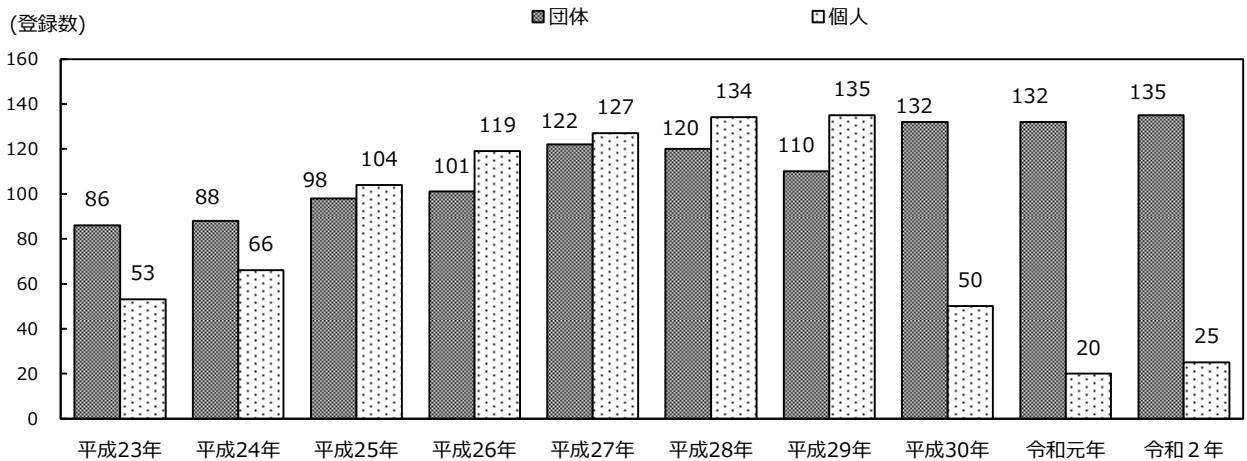


出典：庁内資料（福祉政策課）

10) ボランティアの状況

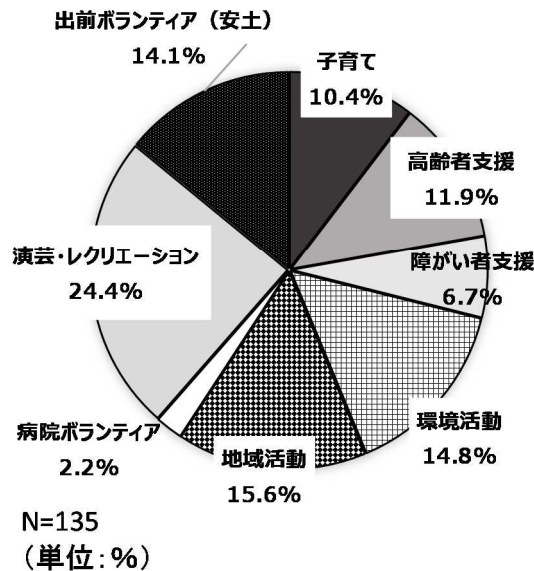
市ボランティアセンターに登録している団体の数は年々増加しています。個人の登録は、平成30年度からボランティアセンターに登録、活動している人数に変更したため登録者数が減少しました。登録団体の活動分野は、「演芸・レクリエーション」が24.4%で最も多く、配食サービスや福祉機器作成、生活支援、健康づくりなど幅広い活動分野である「地域活動」が15.6%、環境活動が約14.8%で続いています。

【ボランティア登録数の推移】



出典：市社会福祉協議会

【ボランティア登録団体の活動分野】



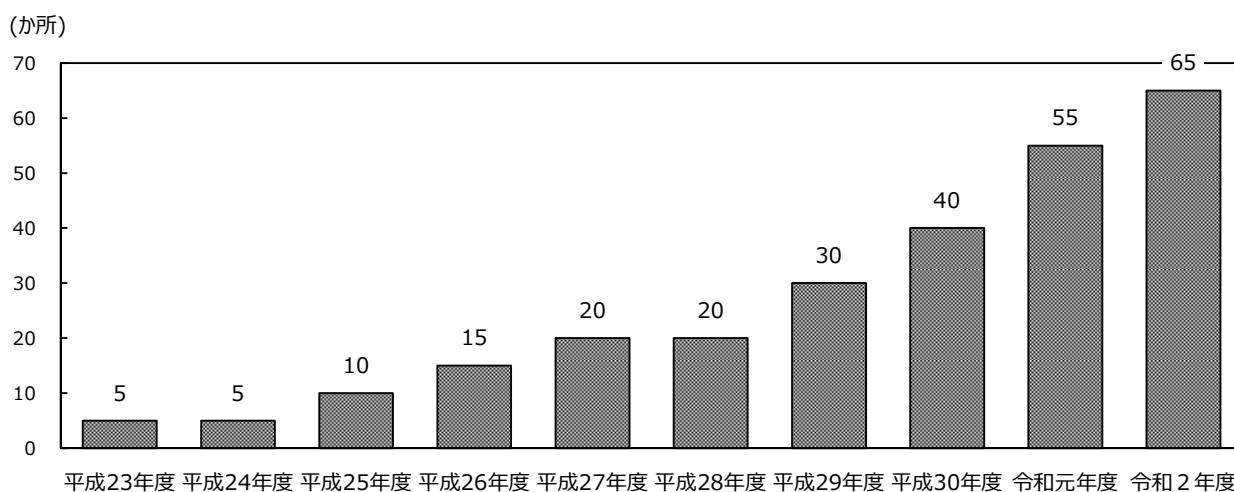
出典：市社会福祉協議会 (令和2年現在)

11) 見守り支えあい活動・ふれあいサロン活動の状況

見守り支えあい活動は自治会を単位に、身近な地域でお互いに見守り支えあいのできる地域づくりをめざして、困りごとの早期発見ができるよう、見守り活動者による情報共有、顔の見える関係づくり、課題への対応に向けた取り組みを地域ぐるみで継続していく活動です。活動実施地域は、年々増加しており、令和2年度には65か所で取り組まれています。

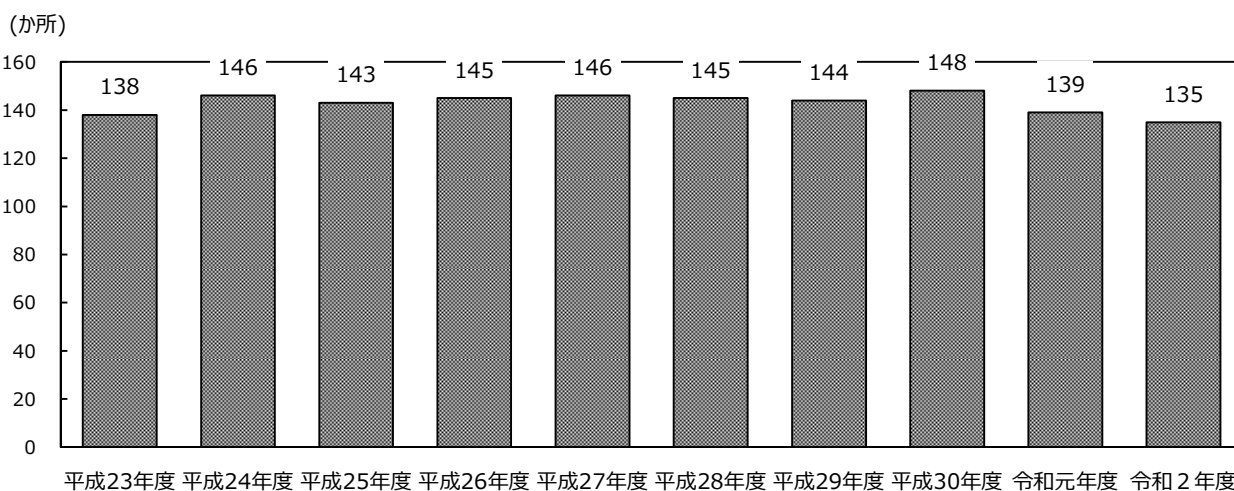
ふれあいサロンは主に高齢者を対象とする活動で、市社会福祉協議会が支援し、自治会単位で行われています。令和元年度から減少に転じていますが、サロン運営者の高齢化等により運営の継続ができなくなった等の理由によるものです。令和2年度は135か所で取り組まれています。

【見守り支えあい活動実施地域の推移】



出典：市社会福祉協議会

【ふれあいサロン実施地域の推移】

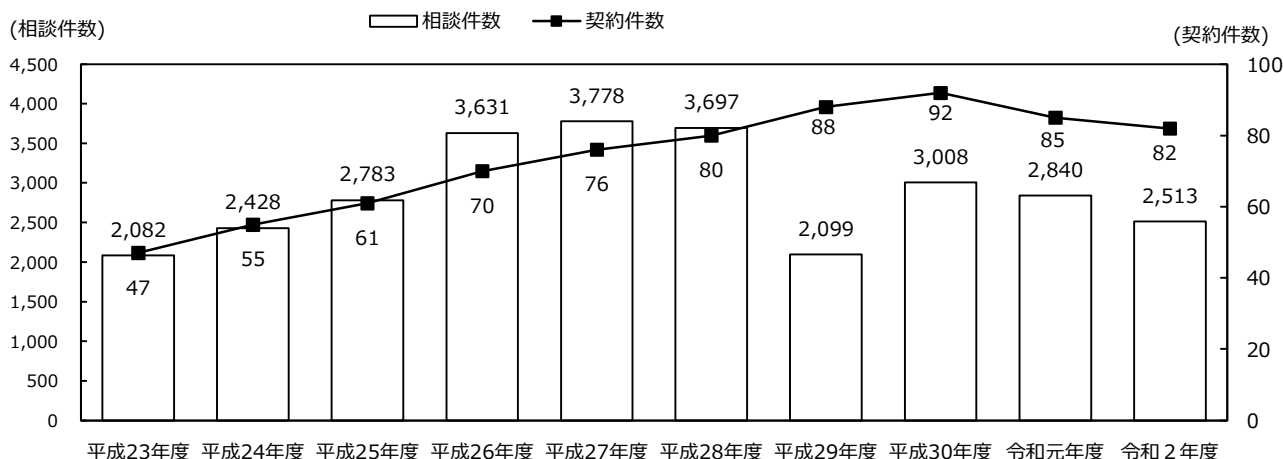


出典：市社会福祉協議会

12) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用状況

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行うもので市社会福祉協議会が実施しています。相談件数は、平成27年度の3,778件をピークに、ここ4年は約2,000～3,000件で推移しています。近年は成年後見制度の利用がふさわしい人を成年後見制度に移行促進をしたため、新規契約を行いながらも契約件数は減少し、相談件数も減少しています。

【地域福祉権利擁護事業相談援助件数及び契約件数の推移】



出典：市社会福祉協議会

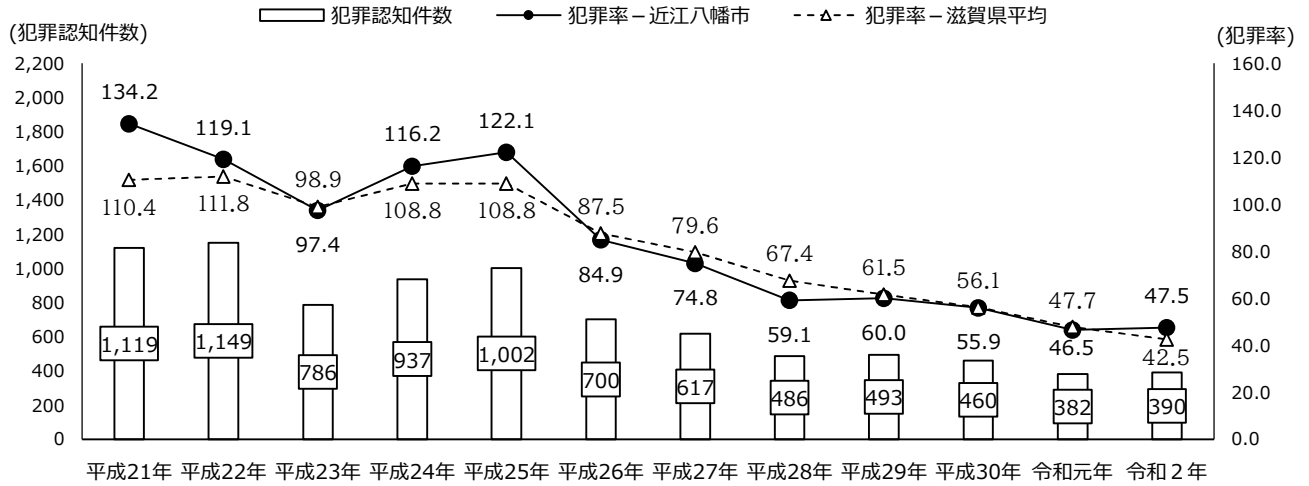
注：契約件数は各年度の平均値。相談件数は年間の延べ件数

13) 犯罪の状況

犯罪認知件数と人口1万人あたりの犯罪認知件数である犯罪率は、増減はありながらも、年々減少しています。

しかしながら、県の刑法犯検挙総数と再犯者検挙数の推移をみると刑法犯検挙総数は減少しているものの、再犯者検挙数はほぼ横ばいで再犯者率が上昇している傾向があります。

【犯罪認知件数と犯罪率の推移】

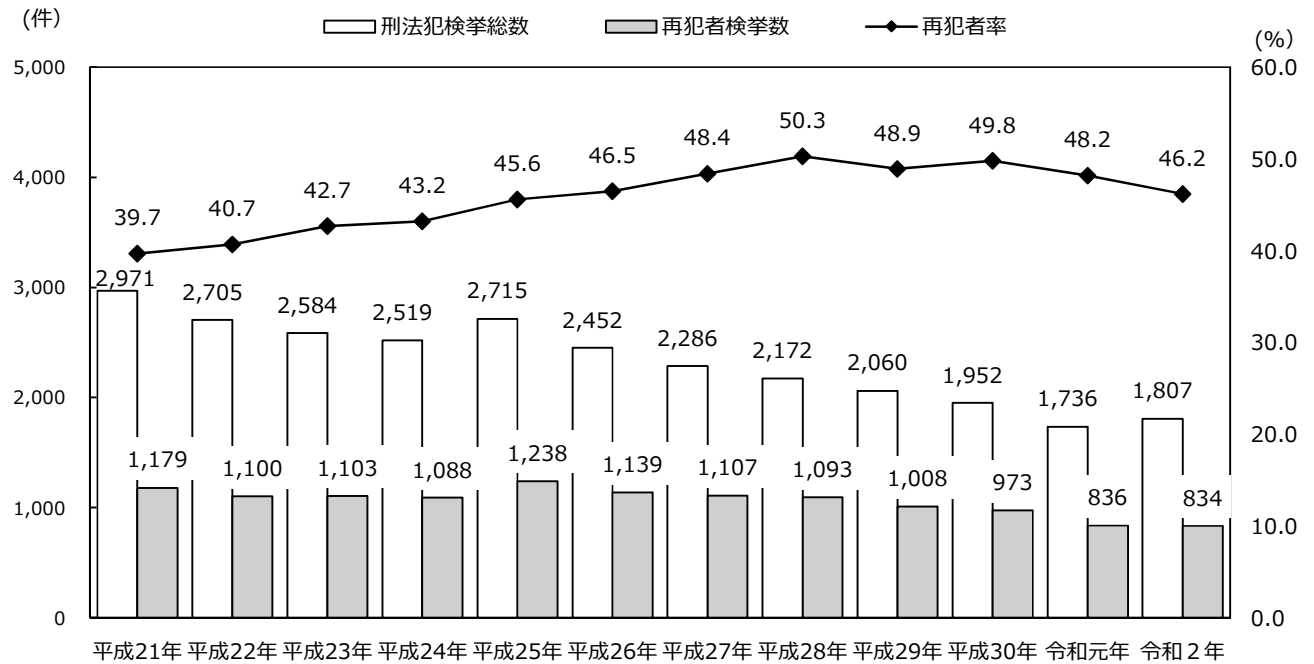


出典：滋賀県犯罪統計データ（各年12月末現在）

注1：犯罪率は人口1万人あたりの犯罪認知件数

注2：犯罪率に用いた人口は各年1月現在の住民基本台帳による

【県の再犯者（再犯者率）の推移】



出典：滋賀県

2. 第2次計画の取り組み結果と課題

第2次計画は、『お互いさま』の心でつながる参加と支えあいのまち近江八幡」を基本理念とし、3つの基本目標をめざして7つの基本施策のもと15の取り組みを進めてきました。取り組みの結果と課題は次のとおりです。

基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします

基本施策(1) 一人ひとりを尊重し、理解しあう気持ちを育てる

取り組み① あらゆる機会を通じた福祉教育の推進

結果	<p>研修会や講座、懇談会を開催し、人権意識の向上、発達障がい、精神障がい等の障がい理解の促進、認知症理解を深める取り組みを実施しました。また、小中学校や生涯学習の場において福祉教育の推進に取り組んできました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会ごとに人権尊重のまちづくり推進員を委嘱、地域で人権尊重のまちづくり懇談会を開催 ・ 人権フェスティバルの開催※R2は中止 ・ 人権尊重のまちづくり市民講座の開催※R2は中止 ・ 発達障がい等理解促進のための講演会の開催[H29～R2] ・ 障がい者理解のための講師派遣リストの作成と講師派遣の実施[H29～R2] ・ 認知症サポーターによる小中高生(小6・中3・高3)、事業所への認知症啓発の実施[H29～※R2は中止] ・ 各小中学校での各教科や道徳教育、特別活動、総合的な学習での福祉教育の実施[H29～] ・ 市民大学講座、中央公民館講座の開催[H29～]
課題	<p>人権意識の向上や障がい、認知症理解を深めるため、研修会や講座、講演会の開催を継続的に実施しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度は事業中止、または規模を縮小しての開催となるケースもありました。</p> <p>各事業については継続の必要がありますが、対人式の啓発手法だけでなく、啓発対象者にあわせてインターネット等を活用した新たな手法の検討が必要となっています。</p> <p>また、経済的困窮やひきこもりについても、より社会全体の課題として捉えていく必要があります。</p>

取り組み② 相互理解を深めるための交流機会の拡充

結果	<p>多文化共生を進めるため国際協会に事業を委託、相互理解を深めるための講座や研修会等の開催、障がい児者等とのふれあいイベントを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流のつどいや講座、研修会の開催[H29～] ・ 地域イベント等の多言語での情報発信(協会ニュース年2回・フェイスブック等)[H29～] ・ 外国人向けの行政書類の翻訳[H29～] ・ 市民共生センター(はつらつ館)ではつらつをつどいの開催[H29～※R2は中止]
課題	<p>各事業については継続する必要があります。また、行政だけでなく企業やまちづくり協議会、自治会等が行う行事においても交流機会の創出を働きかける必要があります。</p>

基本施策(2) 地域福祉の担い手を増やす

取り組み① 地域福祉活動への参加促進と担い手の育成

結果	<p>消費者被害の防止や子育て支援、居場所づくり、健康推進のためのボランティアを養成、活動へとつなげました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のためSDGs子ども見守り隊の取り組み[H30～※R2は中止] ・ 子育てサポーター養成(延べ46人)と活動支援[H29～] ・ 健康推進員養成講座の開催と活動支援[H29～] ・ 高齢者の居場所づくりの担い手養成(延べ42人)と活動支援[H29～※R2は中止]
課題	<p>今後も継続して取り組み、地域福祉活動の担い手を増やすことが必要です。新型コロナウイルス感染症拡大により養成講座の開催が中止となったケースもあり、講座の開催手法も検討の必要があります。</p> <p>また、市民アンケートでは市民の約5割が地域活動(ボランティア、NPO活動等)に関心があり、8割が地域活動に参加してもよいと回答しています。市民へのボランティア活動等に係る情報提供を充実させるとともに、市民ニーズに合わせた養成講座の開催等、多くの市民が地域福祉活動に参加できるよう取り組みを進める必要があります。</p>

取り組み② 地域福祉活動を担うグループ・団体の支援

結果	<p>地域福祉活動に関わるグループ、団体の活動が充実していくよう関係団体等と連携し活動を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力強化推進事業の市社会福祉協議会への委託による地域の見守り支えあい組織立ち上げ、活動支援[R 1～R 2] (65 自治会R 2 末現在) ・ クラウドファンディングを活用した地域支援の実施 (6 事業) [H29～] ・ コミュニティセンターや総合福祉センター (ひまわり館) 貸館の登録団体への減免[H29～] ・ 自治会向け「まちづくり資料集」の作成配布[H31～] ・ 民生委員・児童委員への市の依頼事項の精査による負担軽減[H30～] ・ 学区単位の民生委員・児童委員内申会の設置検討、設置[H30～]
課題	<p>福祉関係団体へのアンケート結果では、活動を行う上での課題について、人材・マンパワーが最も多く、次いで活動費・事業費の順となっています。</p> <p>地域福祉活動を担う団体等の活動について市民周知を行うとともに、引き続き課題やニーズに合わせた支援を継続する必要があります。</p>

基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします

基本施策(1) 地域住民の多様なつながりと活躍の場をつくる

取り組み① 誰もが気軽に集える居場所の充実

結果	<p>高齢者や障がい児者、支援が必要な家庭の子どもたち、介護者など、地域の中で孤立しがちな人が集える居場所づくりを進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 困窮者世帯等の生徒向けの進学支援教室の実施[H29～※R2は中止] ・ コグニサイズの普及・啓発[R1～R2] ・ いきいき百歳体操立ち上げ支援、参加者交流会の開催[H29～] ・ コミュニティセンター、総合福祉センター（ひまわり館）、市民共生センター（はつらつ館）の活用促進 ・ いきいきまちづくり自治コミュニティ活動支援事業補助金の交付[H29～] ・ 市社会福祉協議会への地域力強化事業の委託による学区単位の居場所整備（ワンコインカフェ 9学区10か所）[R1～R2]
課題	<p>支援を必要とする人のニーズにあった居場所等の整備を進める必要があります。</p> <p>また、既存の学区コミュニティセンターや自治会館以外にも気軽に集える居場所を設置するためスペースの提供等について市内事業所・企業の協力を得ていくことも必要です。</p>

取り組み② 学区や小地域における地域福祉活動の推進

結果	<p>学区や自治会組織、隣近所などの小地域での住民の自主的な福祉活動を推進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市社会福祉協議会への地域力強化推進事業の委託による自治会単位の見守り支えあい体制整備の推進（小学校区に見守り支えあい推進会議、自治会単位見守り支えあい活動）[R1～R2] ・ 学区広報紙による地域事業・イベント活動の広報活動の実施[H29～]
課題	<p>市社会福祉協議会による学区及び自治会単位での見守り支えあい体制整備を今後も継続する必要があります。</p> <p>また、地域における福祉活動の意義、重要性のPRを行うとともに、地域福祉に興味を持ち参加するきっかけとなるよう、地域住民に対するボランティア活動等の福祉活動の情報発信を積極的に行うことが必要です。</p>

取り組み③ 地域の防犯・防災活動などの推進

結果	<p>地域や関係機関と行政が連携し、防犯・防災活動を実施しました。自主防災組織の設置・育成のための取り組みを実施、災害時における要配慮者支援のための避難行動要支援者対策を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不審者情報、消費生活情報、防災情報配信のためのタウンメールの登録促進 登録者数 H30.1現在：7,706件⇒R3.3現在：12,527件 ・ 消費生活講座の開催 大人編・子ども編 ・ 消費者親子体験プログラムの実施 ・ 警察及びボランティアとの連携による防犯街頭啓発の実施[H29～] ・ 避難誘導マニュアル指針概要版の全戸配布[R2] ・ 自主防災組織の設置、活動支援[H29～] ・ 避難行動要支援者制度周知のための自治会等説明会の開催[H29～]73自治会 ・ 事業者との連携による重度の要支援者の聞き取り調査の実施[R1～R2]
課題	<p>これまでの取り組みの継続的な実施が必要です。</p> <p>特に大規模災害が頻発する中、市民アンケートからも今後地域で取り組んでいくことが必要な分野として約5割の市民が災害時の避難などの取り組みをあげています。地域の自主防災、避難支援体制づくりの取り組みが必要です。</p>

基本施策（2） 組織間の連携強化と社会福祉法人等の活動を促進する

取り組み① 組織や団体などによる多様な連携の強化

結果	<p>まちづくり協議会、自治会、NPO、社会福祉協議会、事業所等、地域で活動する多様な組織や団体がつながり、それぞれの長所を生かし地域福祉活動の幅を広げ効果的な支援ができるよう多様な連携の強化に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の見守り協定締結事業者への成年後見制度の啓発[H30] ・ 認知症高齢者等SOSネットワーク事業の実施[H30～] ・ 東近江圏域成年後見サポートセンターをはじめとする関係機関との連携強化[H29～]
課題	<p>引き続き地域の関係団体機関等が連携できるよう取り組みを継続する必要があります。</p> <p>また、福祉関係団体以外の民間事業者や企業とも地域の課題等の情報を共有する機会を持ち協力を求め連携体制を構築していく必要があります。</p>

取り組み② 社会福祉法人、企業等の社会貢献の促進

結果	<p>既存の福祉サービスでは提供しきれないサービスや地域住民の交流・居場所づくりなどの取り組みを社会福祉法人や企業の社会貢献として実施されるよう働きかけを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人指導監査実施時の社会貢献事業の実施状況の確認と働きかけ[H29～R 2]延べ 29 法人 ・ 商助推進会議の開催と商助推進事業登録制度運用・登録推進[H29～] ・ セミナー・お互いさまのまちづくりシンポジウムの開催[H29～] ・ 高齢者や障がい児者等の見守りのため郵便局との包括連携協定の締結・運用[R 1～]
課題	<p>今後も当事者や支援者、行政や関係機関が連携し生活課題の解決に向けて取り組む必要があります。</p> <p>そのためにも多様な主体がともに集まり地域課題解決のために話し合えるプラットフォームづくりが必要です。また、企業の社会貢献活動として福祉分野への取り組みを推進するための情報提供も必要です。</p>

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします

基本施策(1) サービスの適正な利用と相談体制を充実させる

取り組み① きめ細やかな情報提供と身近な相談体制の充実

結果	<p>相談窓口の役割や福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報の周知を実施しました。</p> <p>また、身近な場所で相談できるよう民生委員・児童委員の役割周知を行うとともに、子育てに関して気軽に相談できる体制を整備しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口一覧「健康福祉相談ダイヤル」の更新と配布[H29～] ・ 広報紙等による民生委員・児童委員の役割周知[H29～] ・ 利用者支援事業の実施による情報提供と相談体制の充実[H27～] ・ 障がい児への相談支援事業・児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業の実施 [H29～] ・ 各園所と子ども発達支援センターとの連携強化[H29～] ・ 教育相談員・ホームスタディアドバイザーの派遣による学習支援・適応支援の実施[H29～]
課題	<p>相談窓口周知は継続が必要ですが、市民アンケートでは5割弱が「どの窓口にも相談に行けばよいのかわからない」との回答があり、より多くの市民に相談窓口の周知ができるよう手法の検討が必要です。</p>

取り組み② 権利擁護の推進と虐待防止

結果	<p>認知症高齢者や精神・知的障がい者をはじめ、判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を利用しやすい環境づくりを行いました。</p> <p>また、子どもや障がい児者、高齢者への虐待や配偶者への暴力を防止するため地域の意識を高め早期発見・早期対応ができる体制を整えました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙での東近江圏域成年後見サポートセンターの周知[H29～] ・ 地域の支援者向けの学習会・講座の開催 ・ ホームページ、ケーブルテレビ、広報紙・街頭啓発等による虐待防止・配偶者に対する暴力防止啓発の実施[H29～] ・ 虐待対応関係機関の会議開催による連携強化[H29～] ・ 市民向け児童虐待防止研修会の開催[H29～] ・ 虐待事例検討会の開催[H29～]
課題	<p>成年後見制度に対する市民の認知度はまだまだ低く、市民や関係者等への制度啓発、周知と成年後見制度が利用しやすい体制整備の継続が必要です。</p> <p>また、虐待対応においては市民アンケートで 48.8%がいずれかの機関通報・連絡・相談をしていますが、連絡相談先がわからないことや、通報元を知られることを恐れて何もしなかった人が4割強となっています。早期発見・早期対応ができるよう、より一層の市民啓発の実施と対応能力の向上が必要です。</p>

基本施策（2）隙間のない支援の実施とニーズを把握し支援につなげる

取り組み① 生活困窮者支援を含めた総合相談・支援の充実

結果	<p>生活困窮を含む多様化、複合化する生活課題や様々なニーズに対応した市民に分かりやすい相談窓口として総合相談窓口の整備、機能強化を図りました。また、多様化、複合化する問題に対処するため庁内各課との連携を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉暮らし仕事相談室での総合相談の実施[H29～] ・ 広報紙、健康福祉相談ダイヤルでの窓口周知[H29～] ・ 民生委員・児童委員への窓口周知[H29～] ・ 関係課、関係機関との自立支援運営会議、調整会議の開催[H30～] ・ 自立相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業の実施[H29～] ・ シニア向け仕事説明会・面接会の開催[H29～※R 2は中止]
課題	<p>複合的な課題を抱える生活困窮者に支援情報の提供を行うとともに、課題を抱える市民に対応できるよう、行政や関係機関が連携して取り組める体制整備を進める必要があります。</p>

取り組み② ニーズの把握と課題の集約・分析、対応

結果	<p>地域の中で孤立した人や何らかの支援を必要とする人を見落とすことがないよう、地域住民や事業所等の専門機関との連携により早期に適切な支援につなげる取り組みを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域地域包括支援センターへの相談支援事業の委託実施[H29～] ・ 高齢者健康調査の実施分析[H30～R 1] ・ 庁内連携のための福祉保険部・子ども健康部の部課長会議・福祉施策調整会議の開催[H29～] ・ 障がい者計画等策定のための意識調査の実施[R 2] ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施[R 1]
課題	<p>ニーズ把握による課題への対応を進めるとともに、地域で支援を必要とする人を適切に相談機関や支援機関につなぐことができる体制の強化が必要です。</p>

基本施策（3）安全・安心な生活環境を整える

取り組み① 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進

結果	<p>子どもから高齢者、障がい児者などあらゆる人が利用しやすい公共施設や道路の整備を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点字ブロック、歩道整備の実施[H29～] ・ 通学路の安全対策の実施[H29～] ・ 広報音声データのホームページ掲載[R 2～] ・ ホームページリニューアルに合わせたウェブアクセシビリティの対応の実施[R 1]
課題	<p>道路や施設のバリアフリー化を計画に沿って進めるとともに、情報提供の発信においても誰もが容易に情報を受け取ることができる環境整備が必要です。</p>

取り組み② 移動手段の確保、生活支援の充実

結果	<p>高齢者や障がい児者が、買い物、通院も含め必要な外出ができるよう移動手段の確保や身近な生活上の支援の充実を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あかこんバスの利用促進[H29～] ・ 障がい児者のための移動支援事業や福祉タクシー・自動車燃料費の一部助成の実施[H29～] ・ 学区生活支援グループ及び自治会単位でのボランティアによる移動支援の実施[R 1～] ・ 自治会単位の見守り支えあい活動による生活支援の実施
課題	<p>これまでの取り組みは今後も継続が必要です。</p> <p>生活支援の充実においては、自治会単位でのボランティアの取り組みを推進するとともに、事業者や企業の協力を求めて生活支援サービスの実施を検討していくことも必要です。</p>

第2章 計画の基本理念等

1. 基本理念

第3次計画策定のためのアンケート調査結果から、「隣近所の見守り支えあいによる助け合いが大切」「近所に困っている人がいたら声をかける、できることなら手助けする」といった意見が多いことがわかりました。

核家族化の進行や地域関係の希薄化が進む中で、「お互いさま」の気持ちを持ち続けることが重要であることから、本計画では第1次計画、第2次計画の基本理念「『お互いさま』の心でつながる 参加と支えあいのまち近江八幡」を引継ぎ、市民だけでなく地域の事業者、企業等の多様な主体の参加により、本市に暮らす子どもから高齢者、障がい児者、外国人住民などすべての市民がともに安心して暮らしていけるまちをめざします。

「お互いさま」の心でつながる 参加と支えあいのまち 近江八幡

少子高齢化や人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化、グローバル化、大規模な自然災害の多発・感染症の拡大など、様々な社会情勢の変化がみられます。そのような中で、子育て家庭や高齢者の孤立、ひきこもり、虐待、老老介護や老障介護、子育てと介護の重複（ダブルケア）、生活困窮、ヤングケアラーといった多様化・複合化する課題がみられます。また、感染症拡大により、民生委員・児童委員、地域活動団体、事業所において従来の福祉活動へ影響もみられています。さらに、災害時の高齢者や障がい者など自力での避難が困難な人たちへの支援に関する課題もみられます。

こうした課題解決のためには、地域住民の理解や参加だけでなく、民生委員・児童委員や福祉サービス事業所、企業、社会福祉法人、関係団体、行政など様々な関係機関の効果的な連携による、支えあいや助け合いができる関係づくりが求められています。

近年、小学校区や自治会等において、地域が抱える課題や問題を共有し、支えあいによる地域住民の自主的な福祉活動（見守り支えあい活動）の取り組みが市内に広がってきています。

今後、さらに見守り支えあい活動の取り組みを推進し、地域福祉をめぐる環境の変化に対応しながら、一人ひとりの主体的な参加とともに、多様な主体の参加を求め、地域の支えあいや助け合い、思いやりなどを育み、「お互いさま」の気持ちを持って、すべての市民が活動に参加し活躍できる地域づくりをめざします。

2. 基本目標

基本理念である『お互いさま』の心でつながる「参加と支えあいのまち 近江八幡」の実現に向け、以下の3つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

なお、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画においても、同じ基本理念・基本目標を設定し、計画を策定、推進していきます。

基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～

市民の誰もがお互いを理解し、尊重しあうなど、思いやりの気持ちを育み、福祉に対する意識を高めていくために、福祉教育の推進や誰もが気軽に集える居場所の充実、交流機会の拡充を図ります。

また、地域福祉の担い手の多くがやりがいを感じているものの、担い手の不足等により負担を感じています。地域福祉の推進には多くの市民の参加が必要となりますが、地域活動（ボランティア・NPO活動含む）に関心がありながらも、参加できていない人もいます。一人ひとりが地域福祉活動に参加しやすくなる環境を整えることが大切です。

私たちは、誰もがいつまでも、その人らしく地域で暮らしていけるよう「お互いを思いやるまち」をめざします。

基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～

地域福祉の推進のためには、多くの市民の参加と互いにつながり合うことが基本となります。地域住民が気軽に集えて、お互いのつながりを深める場所や仕組みをつくり出し、身近な地域で支えあい、助け合いができる関係や多くの市民が活躍できる場を地域に広げていきます。

多様化・複合化する課題や高齢者や障がい児者など災害時に自力での避難が困難な人たちへの支援も重要となっています。こうした課題解決のために、地域住民の理解や参加だけでなく、民生委員・児童委員や福祉サービス事業所、企業、社会福祉法人、関係団体、行政など、様々な関係機関の効果的な連携による、支えあいや助け合いができる関係づくりを進めることが大切です。

私たちは、誰もが気軽に集え、活躍できる場づくりや地域の様々な課題を多様な主体の関わりで取り組む「参加とつながりによる支えあいのまち」をめざします。

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～

少子高齢化の進展やライフスタイルの変化、生活環境の多様化、感染症拡大等により、地域での生活に不安を抱える人や地域で孤立する人が増えています。特に核家族化や隣近所との関わりの希薄化などにより、課題を抱えながらも助けてと声をあげられない人を支援につなぐ環境をつくるためにも、見守り支えあいの活動の推進を図り、相談から支援につなげることが大切です。判断能力が十分でない人の権利の保障も大切です。

また、地域で暮らし続けるための移動手段の確保や生活支援の充実、災害時の対応、道路環境の整備も大切です。

誰もが必要なときに必要なサービス・制度を利用できるよう、福祉サービス・制度に関するきめ細かな情報提供と身近な相談体制の充実を図ります。

また、支えあい、助け合い活動の仕組みを整え、相談から必要なサービスに確実につなげるとともに、判断能力が十分でない人の権利が保障されるよう権利擁護の推進と虐待防止を図ります。

さらに、誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進や災害時の対応、防犯・防災活動などの推進を図ります。

私たちは、困っている人が必要なサービスや制度を利用できるよう、また、日常生活の心配が少なくなるよう、お互いさまの気持ちと協働の取り組みによって、「安心して暮らせるまち」をめざします。

3. 計画の体系図



4. 地域福祉圏域の捉え方

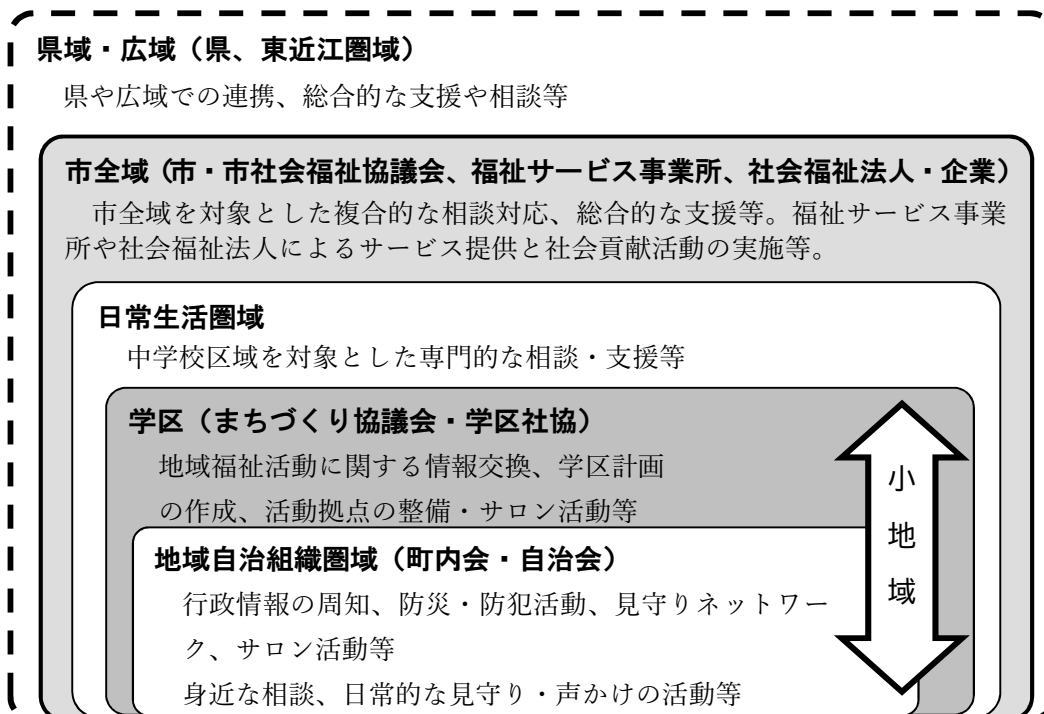
本計画においては、基本理念の具現化のため地域における住民の自主的組織としての最小の活動単位を「地域自治組織圏域（町内会・自治会）」とします。

また、地域の交流拠点となる「コミュニティセンター」単位に設置されたまちづくり協議会と学区（地区）社会福祉協議会（以下、「学区社協」という。）の活動範囲を「学区」と設定します。これらの地域は、①地域福祉におけるきめ細かな課題把握が容易にできること、②住民間において課題に対する関心と共有が得やすいこと、③住民参加の可能な範囲であること、④住民主体の課題解決に向けた活動が具体的に展開しやすいことから「小地域」として、本計画の主たる対象圏域として位置づけます。

さらに、「日常生活圏域」や「市全域」などのより広い範囲での圏域を設けることで課題を段階的に共有し、新たな活動の開発につなげていきます。

地域生活課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動の取り組みで解決できる場合から、企業等による支援により解決できる場合、行政や社会福祉法人などによる公的な福祉サービスなどによる専門的な支援が必要な場合等多岐にわたります。小地域におけるサービス（保健・福祉）の一体的提供やボランティア活動の展開、地域活動の拠点づくりやネットワーク構築など、官民協働による地域福祉活動のシステム構築のさらなる推進をめざし、以下のように重層的な圏域を設定します。

【圏域のイメージ】



交流事業

○学区社協等による様々な交流事業が行われているが、事業の内容が多くの市民に普及していない。

市 学区社協の活動内容の認知度（「活動内容まで知っており、活動に参加している」「活動内容まで知っているが、活動には参加していない」の計）は2割程度となっている（図5-6）。

市 学区社協の交流機会として、「ふれあいカフェ・ワンコインカフェなど」があるが、認知度は10.2%となっている。



施策の方向性

市民一人ひとりの福祉への関心や意識を高めるため、あらゆる機会を通じて、福祉教育や意識啓発を行います。そのため、市社会福祉協議会や学区社協、まちづくり協議会などとも協力し、地域の中で様々な世代の人を対象に福祉教育を充実していきます。

また、相互理解を深め、お互いを認め合う気持ちを育てるため、子どもから高齢者、障がい児者、外国人住民など、地域に住む様々な人が関わりあう交流の機会を拡充します。

①あらゆる機会を通じた福祉教育の推進

子どもから高齢者まで、様々な年齢層の人が、福祉への理解を深めることができるよう、関係機関と連携し、福祉に関する学習機会を増やします。障がいや認知症のある人、外国人住民等への理解促進を引き続き進めていくとともに、近年、顕在化・増加しつつある経済的困窮やひきこもり、ヤングケアラー、再犯防止等についても、社会全体の課題として捉え、支援が実施できるよう支援者に向けた啓発を実施します。感染症拡大をきっかけとした、近年の社会情勢を踏まえて、対面方式による講座開催のみではなく対象者にあわせてインターネット等を活用した新たな啓発手法の検討を行います。

推進事業

- 市域や学区等における人権意識向上のための啓発の実施
- 障がい児者に対する理解促進のための啓発及び地域関係者等の取り組み支援
- 中学校や企業などを対象とした認知症啓発の実施
- 小中学校や生涯学習の場における福祉教育の推進
- 市民や地域の支援者（自治会、民生委員・児童委員、学区社協、各種ボランティア等）に向けた新たな課題に対する理解促進のための啓発の実施

②相互理解を深めるための交流機会の拡充

市民が相互に理解し、それぞれを認め合うことができるよう、互いにふれあい・関わることができる交流機会を拡充します。また、地域において、まちづくり協議会や学区社協による様々な交流事業が行われています。こうした活動に地域の事業所や企業も参加し、つながりの輪が広がるよう事業展開を図るとともに、活動が多くの人に普及するよう、周知を図ります。

推進事業

- 多文化共生の理解を深めるための外国人住民との交流機会の提供
- 障がい児者や高齢者を含めたすべての市民が交流する機会の提供
- まちづくり協議会や学区社協等による様々な交流事業の周知・啓発と交流事業への事業所や企業の参加のための手法検討

福祉関係者の認知度

○住んでいる地域の民生委員・児童委員の認知度は5割程度、市社会福祉協議会・学区社協の活動内容の認知度は2割程度となっており、地域の担い手や活動内容が多くの市民に普及していない。

市 住んでいる地域の民生委員・児童委員の認知度（「民生委員・児童委員に相談をしたことがある」「民生委員・児童委員に相談をしたことはないが、住んでいる地域の担当が誰かは知っている」の計）は5割程度となっている（図5-20）。

団 関係団体から活動に対するPRや市民の理解浸透を求める意見が出ている。



施策の方向性

多くの市民の地域福祉活動への参加を促すために、地域福祉活動等に関する情報提供の充実に努めるとともに、市社会福祉協議会（ボランティアセンター）と連携した多様な形での参加の促進やその他事業との連携による参加のきっかけづくりに努めます。

また、地域福祉活動に関わるグループや団体の活動について、市民に情報提供を行い、活動への参加を促すことで、グループや団体の活動を支援します。さらに、活動の担い手が継続して取り組めるような活動しやすい環境づくりも進めます。

①地域福祉活動への参加促進と担い手の育成

多くの市民が地域福祉活動に参加できるよう、地域福祉活動やボランティア活動の具体的な活動内容や、各種講座に関する情報提供の充実に努め、空き時間を活用した地域福祉活動への参加など、多様な形での参加を促進します。また、高齢者や子育て経験のある人など、それぞれの経験を生かした活動への参加を促進します。さらに、福祉教育との連動による参加のきっかけづくりを行います。その際、近年の社会情勢を踏まえて、対面式のみではなくインターネットを活用した講座の開催など、開催手法を検討します。

多様な主体による担い手の確保のため、担い手を養成する研修の機会や、ボランティアポイント制度等の仕組みを検討していきます。また、地域の事業所や企業に地域福祉活動への取り組みを働きかけます。

推進事業

- 市社会福祉協議会と連携したボランティアの育成と活動支援の実施
- 子育て支援や健康づくり、消費者被害防止など、地域の課題解決に取り組むボランティアの育成
- 居場所の運営や各分野での地域福祉活動のリーダー等の養成研修の実施

②地域福祉活動を担うグループ・団体の支援

地域福祉活動を担うグループ・団体の活動が充実していくよう、各団体等の活動内容について市民への周知を行うとともに、引き続き、市社会福祉協議会と協力して必要な情報提供や活動の支援を行います。

また、コミュニティセンターや総合福祉センター（ひまわり館）などの公的な社会資源の有効活用を図るとともに、活動場所として地域資源の開拓を進めます。さらに、民生委員・児童委員や自治会の活動については引き続き地域活動が充実できるよう活動支援を行うほか、業務の効率化や負担軽減につながるよう、取り組みを進めます。

推進事業

- 市社会福祉協議会が実施するボランティアセンターの活動支援
- 地域の課題解決に取り組む団体の活動支援
- コミュニティセンターや総合福祉センター（ひまわり館）の使用料の減免制度による活動の支援
- 民生委員・児童委員や自治会への活動支援

施策の方向性

市民一人ひとりが互いにつながり、地域とのつながりを持ち、孤立することがないように、地域の中での居場所づくりを推進するとともに、集うだけでなく一人ひとりが役割を持てるような場づくりを行います。また、学区や小地域における福祉活動（見守り支えあい活動）をはじめとする、住民による主体的な福祉活動を促進します。

①誰もが気軽に集える居場所の充実

高齢者や障がい児者、支援が必要な家庭の子どもたち、介護者など、地域の中で孤立しがちな人が集える居場所づくりを進めます。その際、参加した人たちがそれぞれ役割を持って活躍できる場になるよう工夫します。

また、総合福祉センター（ひまわり館）や市民共生センター（はつらつ館）、各コミュニティセンターなどの公共施設について、積極的な利用を進めるとともに、気軽に集える居場所を設置するためスペースの提供等について市内事業所・企業の協力を得る取り組みを進めます。

推進事業

- 生活困窮などの世帯の子どもに対する学習機会や居場所の提供
- 介護予防事業の実施支援を通じた地域住民の居場所づくりの促進
- ふれあいサロンやワンコインカフェ、子ども食堂などの取り組みに対する市社会福祉協議会との連携による支援
- 総合福祉センター（ひまわり館）や市民共生センター（はつらつ館）、コミュニティセンターの利用促進
- 居場所設置のためのスペース提供等に関する企業等への啓発

②学区（小学校区）や町内会、自治会における福祉活動（見守り支えあい活動）の推進

小地域において、地域が抱える課題や問題を地域住民が把握・共有し、支えあい・助け合う住民の主体的な福祉活動（見守り支えあい活動）を引き続き推進します。取り組みにおいては、市民の地域福祉活動実践の支援を行う市社会福祉協議会と連携、協力します。

推進事業

- 市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい会議の運営支援
- 各学区まちづくり協議会が実施する地域福祉活動の支援

いがみられ、30歳代・40歳代は「企業・事業者との連携強化（勤労者ボランティア講座や活動プログラムづくり支援など）」が3割強と他の年代と比べて多くなっている（図5-46）。

【民】 福祉サービス事業所・企業等の社会貢献活動について、「貢献しているところもある」が50.5%。「活動内容がわからない」が28.4%（図5-47）。

【福】 約7割の事業所が何らかの形で地域福祉活動を実施。具体的な活動内容としては「地域交流」が最も多い（図5-11）。



施策の方向性

各学区で見守り支えあい推進委員会を構成するまちづくり協議会や自治会、NPO、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の従来のメンバーに加え、地域の事業所・企業等の参加を促し、地域で活動する多様な組織や団体がつながり、それぞれの長所を生かし、地域福祉活動の幅を広げ、効果的な支援ができるよう多様な連携の強化に取り組みます。また、福祉関係団体以外の民間事業者や企業とも地域の課題等の情報を共有する機会を創出するとともに、地域福祉活動への協力を求めながら連携体制を構築し、社会福祉法人、福祉関係事業所、企業等における社会貢献の促進に努めます。

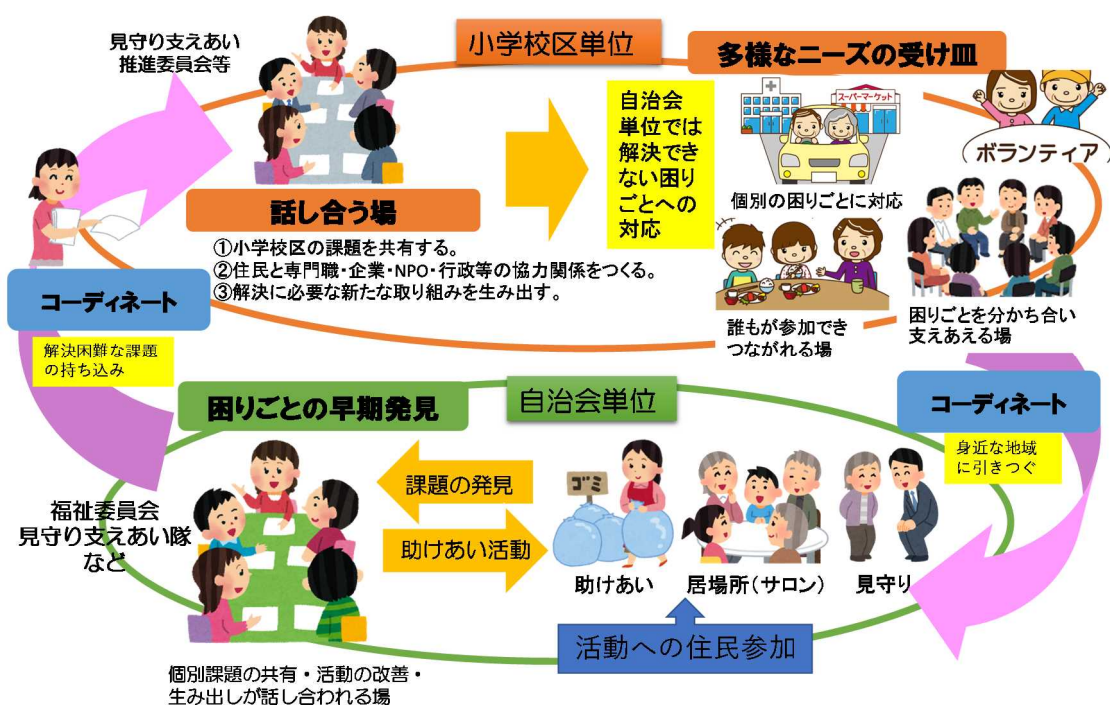
①地域の課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築

市社会福祉協議会が進める見守り支えあいネットワークを活用し、見守り支えあい推進委員会に、福祉関係事業所、福祉以外の民間事業所・企業等の参加を求め多様な主体のつながりを促進し、地域の様々な福祉課題の解決に向けた取り組みを進めます。

推進事業

- 市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい推進委員会の運営支援
- 地域の事業所、企業への見守り支えあい推進委員会への参加の働きかけ支援

【近江八幡見守り支えあいネットワーク 市社会福祉協議会】



②社会福祉法人、福祉関係事業所、企業等の社会貢献の促進

既存の福祉サービスでは提供しきれないサービスや地域住民の交流・居場所づくりなどの取り組みを、社会福祉法人や企業の社会貢献の取り組みの一つとして実施されるよう、福祉分野への取り組みを推進するための情報提供を含め、社会福祉法人や福祉関係事業所、企業等に働きかけるなど、地域の中で持続可能な制度の構築を進めます。

推進事業

- 公益的な取り組みが責務とされた社会福祉法人への社会貢献活動実施の働きかけ
- 配達や販売等の事業者・企業の協力による独居高齢者や老障介護世帯等の見守りの体制づくりと企業等の社会貢献の地域福祉分野への参加啓発
- 近江八幡市ささえあい商助推進事業者の登録促進

※近江八幡市ささえあい商助推進事業者は、事業者が本来業務に加え地域への貢献に努力し商いが地域を助け、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための取り組みを実施する事業者のこと。

**福祉サービスの
情報入手**

- 福祉サービスの情報を入手できている人は2割程度となっている。
- サービス利用に行政が取り組む必要があると思うことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が7割弱と最も多くなっている。

市 福祉サービスの情報を入手できている（「十分入手できている」「入手できている」の計）と回答した市民は2割程度となっている（図 5-54）。

市 福祉サービスに関する情報入手源は「市の広報紙」が40.7%で最も多く、次いで「自治会の回覧板」が26.9%、「家族・親族」が26.5%で続いている（図 5-55）。属性により違いがみられ、年代別にみると29歳以下・30歳代は「スマートフォンを利用したSNSなど」が最も多くなっている。

市 サービス利用に行政が取り組む必要があると思うことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が65.6%で最も多くなっている（図 5-56）。

**虐待への
対応**

- 虐待を見聞きしたときの対応について、約半数はいずれかの相談機関に通報等を行っているが、43.1%は「どこに通報・連絡・相談すればよいかわからないので、何もしなかった」「通報・連絡したことが知られると困るので、何もしなかった」となっている。

市 虐待を見聞きしたときどうしたかについて、48.8%は通報等を行っているが、「どこに通報もしくは連絡・相談すればよいかわからなかったので、何もしなかった」「通報・連絡したことが知られると困るので、何もしなかった」は43.1%となっている（図 5-57）。

権利擁護

- 民生委員・児童委員が今後対応が必要と考える活動で「認知症の方やその家族への支援」は4割と高い。
- 権利擁護に関するサービス・制度などが多くの市民に普及していない。

民 今後対応が必要と考える活動で「認知症の方やその家族への支援」は4割と高い（図 5-4）。

市 成年後見制度の相談窓口は「どれも知らない」が41.7%となっている（図 5-59）。

市 成年後見制度の利用意向は「利用したくない」「わからない」合わせて74.9%となっている（図 5-60）。

民 民生委員・児童委員が担当している世帯のうち、今後成年後見が必要と考えられる世帯は最低でも5.8%いる（図 5-62）。



施策の方向性

必要な福祉サービス・制度の利用を進めるために、市民の年齢ごとの情報入手の手法にあわせ、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。また、市民の様々な相談ニーズに対応できるよう、「どこに相談してよいのかわからない」場合の相談窓口としての「福祉暮らし仕事相談室」の周知に努めるとともに、身近な場所で気軽に相談を受けつけ、より専門的な相談につなぎ対応できる体制を整備します。

さらに、認知症や障がいにより自己の権利を意思表示することが困難な人も、安心して地域の中で生活が継続できるよう、成年後見制度利用促進のため、令和3年4月に東近江圏域成年後見サポートセンターを中核機関に位置づけました。今後も中核機関と連携し、権利擁護支援に関する取り組みを推進していきます。

また、虐待防止の啓発を進めるとともに、虐待や暴力などを防ぎ、早期に発見できる体制も強化します。

①きめ細かな情報提供と身近な相談体制の充実

市民アンケートにおいて約半数の人が福祉の相談窓口を知らないと回答していることから、従来の周知方法を検討し、各種相談窓口の周知に努めます。また、支援を必要とする人が必要な支援・サービス等を利用できるよう、各種サービス・事業の周知を充実します。

さらに、市民にとって身近な相談役である民生委員・児童委員の活動の周知・啓発に努めるとともに、活動に必要な情報提供の実施や民生委員・児童委員が抱える問題や不安の解消に努めます。

推進事業

- 各種相談窓口・機関の周知・啓発
- 子育て世代包括支援センターによる妊娠から出産、子育てに関する総合的な相談支援の実施
- 発達に課題のある子どもの保護者や支援者に対する相談支援の実施
- 障がい者相談支援事業所と連携した障がい者相談の実施
- 地域包括支援センターによる総合相談の実施
- 福祉に関するサービス・事業の周知の充実
- 民生委員・児童委員の活動の周知と活動支援の実施

②権利擁護の推進と虐待防止

認知症のある人や知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、東近江圏域成年後見サポートセンター等と連携強化を図りながら成年後見制度の周知・啓発を実施するとともに、制度を必要とする人が利用しやすい環境づくりを行い、制度の利用促進を図ります。また、今後成年後見制度を必要とする人が増えると予測されることから、市民に対して成年後見制度の必要性について広く周知していきます。

「児童虐待の防止等に関する法律」や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」など、虐待や暴力に関する各種法制度の周知・啓発に努めるとともに、早期発見・早期対応ができる体制の充実に努めます。

推進事業

- 成年後見制度の周知・啓発、利用促進
- 市社会福祉協議会の実施する地域福祉権利擁護事業との連携強化
- 虐待や暴力防止に向けた各種法制度、相談窓口等の周知・啓発
- 虐待・暴力の早期発見・早期対応の充実

(12.4%)」「生活困窮者・生活困窮世帯(7.2%)」「消費者被害を受けた高齢者・障がい者(4.1%)」「障がいのある人・家族への差別(4.1%)」(図5-72)。



施策の方向性

制度の隙間にある人たちや複合的課題を抱えた人たちを取り残すことなく支援につなげることができるよう、相談者の属性、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め支援につなげる体制の充実に努めます。

また、情報収集も含めた多様な方法で、地域で支援を必要とする人のニーズを把握し、新たな支援の受け皿等の資源を創出し、他機関との連携強化や多様な主体の協力による支援につなげます。

①相談者の属性、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め支援につなげる体制の整備

高齢者や障がいのある人、生活困窮者、ヤングケアラー、犯罪を犯した人への福祉的支援の実施など、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、市民が抱える多様化・複雑化した問題に対応するため、どこに相談したらよいのかわからない人のための「福祉暮らし仕事相談室」をはじめ、福祉関係各課窓口で相談に対応します。また、専門職や支援機関において複合的な課題に対応するとともに、多職種連携による支援を実施し、誰一人取り残さない支援の充実に努めます。

推進事業

- 福祉暮らし仕事相談室を中心とした市内の相談支援体制充実のための体制整備
- 市内外の関係機関との連携による支援体制の強化
- 多職種連携体制の強化

②支援につながっていない潜在的ニーズの把握と課題の集約・分析・対応

相談できず、一人で問題や悩みを抱えているケースも見受けられることから、地域の見守り支えあい活動や民生委員・児童委員活動などを通じて潜在的に困っている人のニーズ把握に努め必要な支援につなぐなど、対応に努めます(アウトリーチ)。

さらには地域ケア会議や要保護児童対策協議会など、福祉分野の様々な会議体で出てきた問題や課題の共有化を図ることにより、迅速かつ適切に必要な支援につなげられるよう、取り組みます。

推進事業

- 見守り支えあい活動、民生委員・児童委員活動等を通じたアウトリーチによる潜在的ニーズの把握
- 高齢者実態調査等の実施による地域課題の把握と取り組みの推進
- 地域ケア会議による地域課題の抽出や資源の開発等
- 分野横断的に対処が必要な課題等の集約と対策の検討、関係機関への働きかけ

ト以上上回ったのは、「災害時の手助け」「通院などの外出の手伝い」「介護を必要とする人や子どもの短時間の預かり」(図 5-32)。

市 災害時に高齢者などを支援して避難することができると思うかについて、「できる」「できる」「他の人と一緒にあればできる」「呼びかけがあればできる」の計)は5割程度となっている(図 5-37)。

市 地域における防災訓練や防災活動について、「防災訓練・防災活動などが行われていることを知らなかった」と回答した人が全体で16.6%、29歳以下・30歳代は4割、40歳代で2割強となっている(図 5-35)。

市 「避難行動要支援者支援制度」の認知度は「知らない」が64.0%で最も多く、次いで「名前は知っているが、内容は知らない」が23.0%、「内容まで知っている」が10.4%となっている(図 5-36)。

市 地震や水害などの災害が起こったときの避難場所を知っているかについて、「知っている」が79.8%、「知らない」が17.0%となっている(図 5-73)。属性によって違いがみられ、年齢別にみると、29歳以下・30歳代は「知らない」が3割程度、家族構成別にみると、単身世帯・ひとり親世帯は「知らない」が3割程度となっている。

福 災害発生時の協力について、「協力できる」は79.5%。具体的な協力内容としては、「施設の一部を福祉避難所として提供できる」(34.5%)、「避難所において、要支援者の介助等の人的な支援に協力できる」(31.0%)、「福祉車両による避難者の移動支援に協力できる」(27.6%) (図 5-40、図 5-41)。

有償サービス

○有償でも充実・確保したほうがよい支援・サービスは、生活支援を中心に挙げられている。

市 有償でも充実・確保したほうがよい支援・サービスは、「炊事・洗濯・掃除などの家事の代行」が32.8%で最も多く、次いで「庭木の剪定・草刈り」が30.0%、「買い物の代行」が29.3%で続いている(図 5-74)。

民 有償でも充実・確保したほうがよい支援・サービスは、「買い物の代行」「外出の付き添い・送迎」が半数を超えて高い。ほか、「日常での安否確認」「災害時の安否確認・手助け」「炊事・洗濯・掃除などの家事代行」「庭木の剪定・草刈り」が3割(図 5-74)。

民 今後需要が高まると思う支援・サービスは、「安否確認等の定期的な声かけ見守り」「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」「災害時の手助け」が半数を超えて高い(図 5-53)。

福 福祉事業所に現在のサービス以外にあったらよいと思うサービスを尋ねたところ、高齢者や障がい者の事業所は「移動」「集いの場」「見守り」が多い。



施策の方向性

年齢、性別、障がいの有無、国籍にかかわらず、誰もが安全に安心して暮らし、社会に参加できるよう、道路等の歩行空間の整備を進めるとともに、情報伝達のユニバーサルデザイン化を進め、わかりやすい情報伝達に努めます。

また、高齢者や障がい児者など移動に配慮が必要な人が、医療機関への通院や買い物など必要な外出ができるよう、市民バス（あかこんバス）をはじめとした公共交通やボランティアによる移動支援等、移動手段の確保に努めます。併せて、ごみ出しや家事支援など、日常の生活上の困りごとの解消に向けた各種生活支援サービスの確保・充実を関係団体、事業者等と連携しながら進めていきます。

近年、大規模な災害が全国各地で発生していることから、災害発生時の避難行動要支援者等に対する地域での避難時の支援や避難所での支援の体制の充実を進めていきます。

また、交通安全対策、防犯対策を進めることにより、誰もが安全で安心して過ごせるまちづくりを進めていきます。

①誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進

多くの人々が利用する建物、道路、公園などが、誰にとっても利用しやすいものとなるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

広報紙やホームページなど、広報・啓発にかかる様々な媒体が誰にとっても見やすく、わかりやすいものとなるように努めます。

推進事業

- 誰もが安心して利用できる歩行空間の整備
- 通学路の安全対策の推進
- ユニバーサルデザインに配慮した市広報紙の発行
- ウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページの推進

②生活支援の充実

移動をはじめ、ごみ出しや買い物など、日常生活上の困りごとの支援のため、地域の見守り支援あい活動による各種生活支援サービスの実施を支援するとともに、ボランティアの育成、利用者ボランティアのマッチング方法など、利用しやすい仕組みづくりに努めます。

また、市民バス（あかこんバス）をはじめとした公共交通等による移動手段の確保に努めます。

推進事業

- 市民が利用しやすい市民バス（あかこんバス）の運行
- 障がいのある人の外出及び移動のための支援の実施
- ボランティア等による移動支援の実施への支援策の検討
- 自治会単位の見守り支援あい活動による生活支援の実施支援
- 介護予防・生活支援サービスの確保、充実

③災害時の対応、防犯・防災活動などの推進

高齢者をはじめ、すべての市民が自然災害を自分のこととして日頃から考え、自らの住む地域のリスクを認識するとともに、適切な避難方法を理解し、自らの命は自らが守る行動ができるよう、自主防災意識を高めるための啓発に取り組みます。

災害発生時に、地域で避難行動要支援者をはじめとする避難時に支援を必要とする人が安全に避難できる体制づくりを進めます。また、避難所においては高齢者や障がい児者、女性など、様々な人たちに配慮した福祉避難室の設置を推進します。さらに、避難時に特別な配慮が必要な人のための福祉避難所の充実を図ります。

交通事故の防止、子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれることがないように、地域や関係機関と行政が連携し、交通安全対策や防犯活動、消費者被害防止に取り組みます。

推進事業

- SNSも含めた幅広い方法による不審者情報や消費生活情報、防災情報の配信とその普及促進
- 消費者問題に対する市民の意識向上のための学習機会の提供
- 近江八幡駅南口防犯ステーションや街頭啓発等を通じた市民の自主防犯意識の向上
- 自主防災組織の設置推進と育成
- 防災部局との連携による避難行動要支援者の円滑な避難支援体制の構築促進と災害ボランティアセンターの設置支援
- 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援
- 福祉避難所の充実

付随計画① 重層的支援体制整備事業実施計画

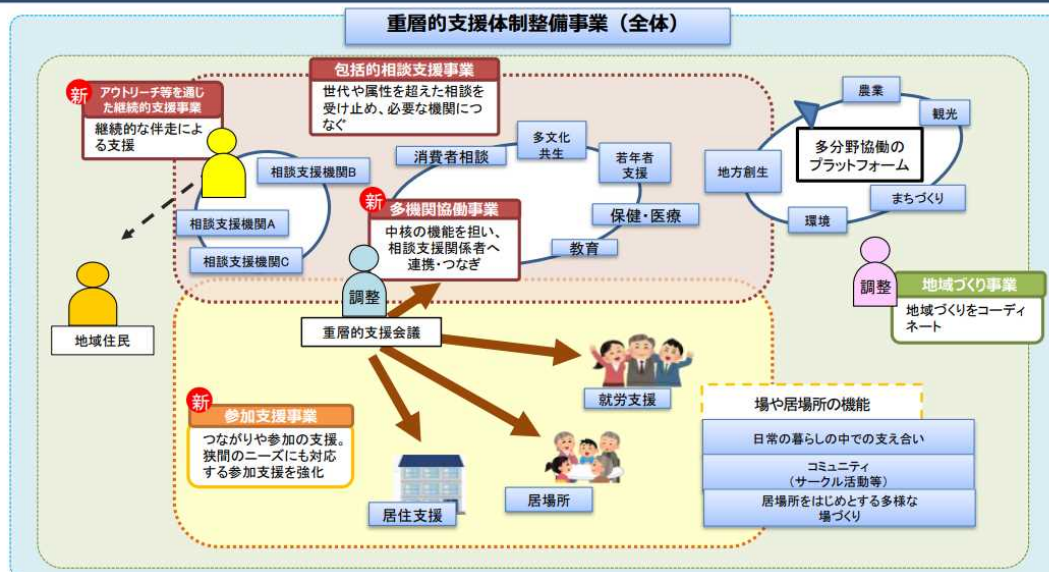
策定の背景

地域の住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑化・複合化した課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。従来の分野ごとの支援体制に加えて、複合的な課題や狭間のニーズに対応するため、属性を問わず相談を受け止め、複雑化・複合化した課題に対して関係機関が連携して支援にあたることのできる体制整備が求められています。

国では、令和2年6月に改正社会福祉法が可決・成立し、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業です。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：厚生労働省

取り組み方針

本市では、平成 22 年 2 月に福祉トータルサポートセンター基本構想を策定し、「総合相談窓口の機能」として、生活・福祉について市民が持つ多様なニーズに対し、一貫した専門性のある相談支援を行うとともに、公的な制度によるサービスだけでなく民間や地域社会、ボランティア等が行う事業も含めた多様なサービスを調整し提供する役割を担うこととし、現在まで取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みの結果も踏まえ、地域共生社会の実現をめざして、福祉トータルサポートセンター基本構想における総合相談窓口の機能を核として、制度の枠を超えて世代や属性を問わない包括的な支援体制を構築し、相談支援体制を充実するために、「近江八幡市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し事業に取り組みます。

施策

■ 包括的相談支援事業（世代や属性等を問わない相談の受け止め）

相談者の属性（介護、障がい、子ども等）、世代や相談の内容にかかわらず、どこに相談してよいかかわからない相談に対しては「福祉暮らし仕事相談室」において対応します。また、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮等の各課窓口でも相談に対応します。複合的な課題を抱えるケースについては相談を受け付けた窓口等において関係機関等を招集し、ケース検討会議等を開催しながら支援につなげます。また、単独の所属や支援機関では対応が難しいより複雑化・複合化した事例の場合は多機関協働事業につなぎます。

■ 多機関協働事業（複雑化・複合化した事例における関係機関の連携）

単独の所属や支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に関して、外部の専門家を含む支援調整会議（仮称）において関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を検討し支援プランの作成、支援を実施します。

■ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（支援が必要な人の早期把握・訪問支援等）

支援が届いていない人、相談につながりにくい人を積極的に発見するために、見守り支えあい活動や民生委員・児童委員活動、地域の支援者から情報収集し、本人に必要な支援につなげます。

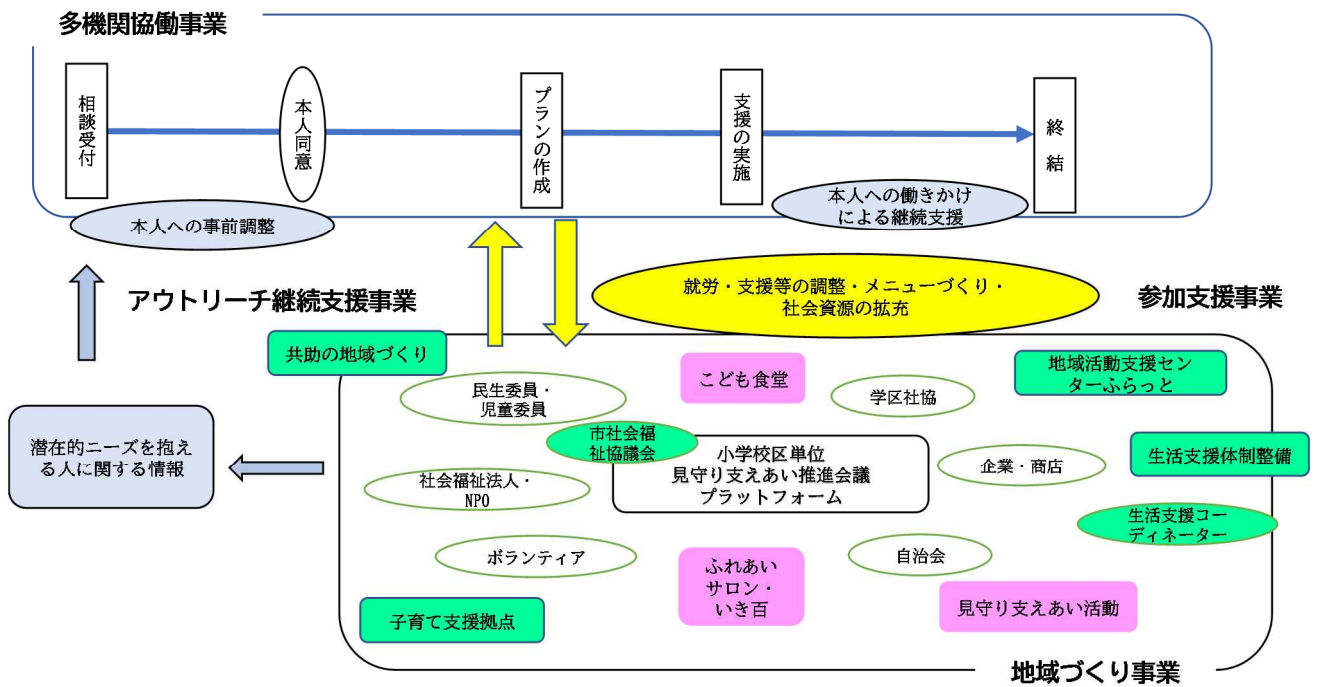
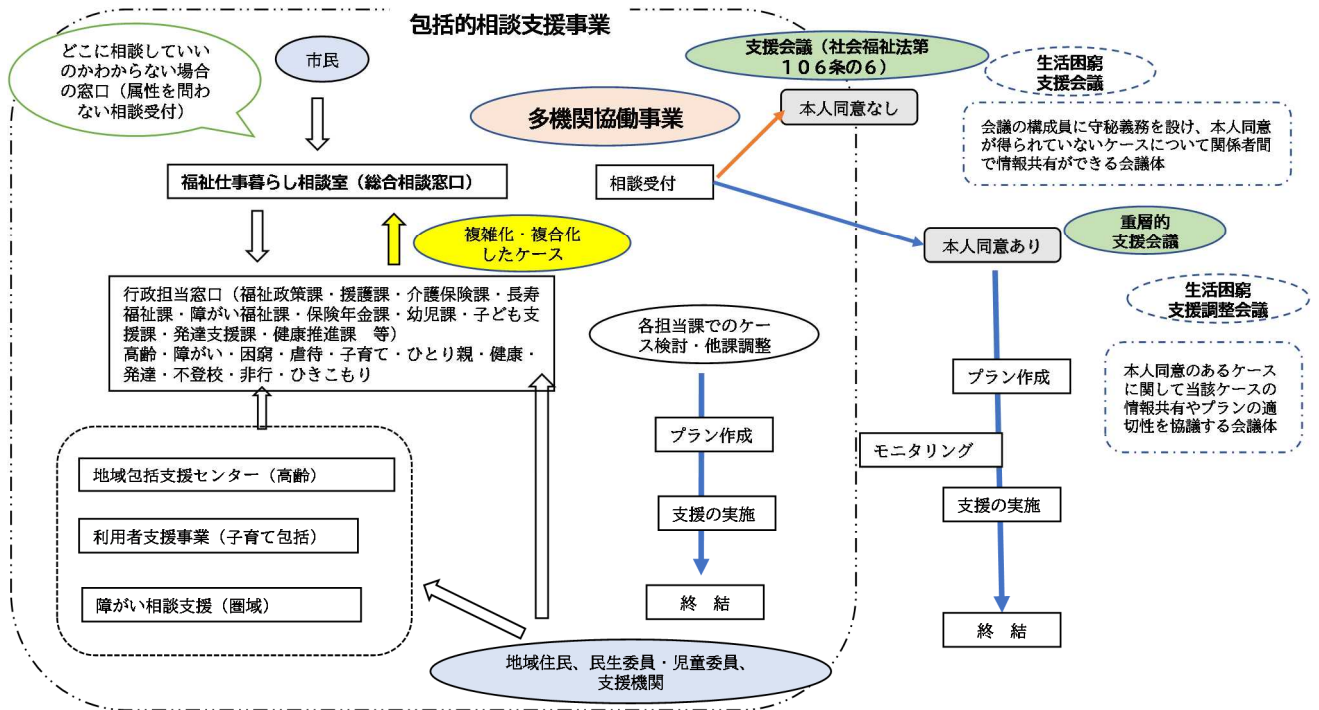
■ 参加支援事業

地域の関わりによる支援が必要な人に対して、個人のニーズに合わせて就労や居場所などへの参加の調整と参加に向けた支援を実施します。また個々のニーズに合わせて就労場所の開拓や居場所の整備など社会資源の拡充を図ります。

■ 地域づくり事業

小学校区単位で組織する見守り支えあい推進会議において、多様な主体の参加を求め、地域課題の共有や地域の課題解決に向けた検討を行い、地域づくりを推進します。

近江八幡市の重層的支援体制



付随計画② 成年後見制度利用促進基本計画

策定の背景

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとしています。

また、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

現状

認知症を有する人や知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人に対する成年後見制度の利用を促進し権利を擁護するために、平成26年9月より近江八幡市・東近江市・竜王町・日野町の2市2町共同で東近江圏域成年後見サポートセンターを設置し、成年後見制度に関する相談支援や啓発等に取り組んできました。

本市における、成年後見制度の利用状況は下表のとおりとなっており、高齢者・障がい者ともに年々増加しています。利用者数のうち後見類型は7割を超えており、保佐類型、補助類型の利用が少ない傾向にあります。

市民アンケートでは成年後見制度について内容まで知っていると回答した人は22.8%で、年代層による制度の認知度の差は少なくなっていますが、制度に対する認知度はまだまだ低い結果となっています。また、民生委員・児童委員へのアンケートでは、担当する世帯のうち今後成年後見制度等の利用が必要と考えられる世帯が942世帯と回答があり、高齢化や核家族化により制度を必要とする人の増加が予測されます。

【成年後見制度市長申立て件数の推移】

(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	3	5	2	2	6
障がい者	2	4	0	2	2
合計	5	9	2	4	8

出典：庁内資料長寿福祉課・障がい福祉課

【成年後見人等報酬助成件数の推移】

(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	4	4	6	6	7
障がい者	4	3	7	9	8
合計	8	7	13	15	15

出典：庁内資料長寿福祉課・障がい福祉課

【成年後見制度利用者数の推移】

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
後見類型	77	84	94
保佐類型	28	31	32
補助類型	8	8	8

出典：大津家庭裁判所*各年10月1日時点の人数。大津家庭裁判所で取りまとめた人数であり、修正が生じる場合がある。

施 策

■地域連携ネットワークの構築

地域において権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるための保健・医療・福祉・司法等の地域連携の仕組みを地域連携ネットワークといいます。国の成年後見制度利用促進基本計画ではこの地域連携ネットワークの構築が求められており、東近江圏域においてもこの体制づくりの推進に取り組んでいきます。

■中核機関の設置

国の成年後見制度利用促進基本計画において、専門職による専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネート等を行う機関を中核機関と呼んでいます。

成年後見制度利用促進のさらなる体制の充実を図るため2市2町で協議を重ね、東近江圏域に中核機関を設置することで合意し、令和3年4月から東近江圏域成年後見サポートセンターを中核機関として位置づけました。中核機関は東近江圏域において地域連携ネットワークの構築を推進するための協議会を新たに設置し、地域課題等の検討を行います。

■中核機関の機能

中核機関は以下の4つの機能の強化に取り組めます。

①広報・啓発機能

高齢者や障がい者の相談支援機関に対してスキルアップを図るための研修を行うことで、成年後見制度が必要な人の早期発見・支援につなげるよう取り組みます。また、中核機関の役割について関係機関に広報・啓発を行います。さらに、地域の相談支援機関や関係団体等へ、判断能力の低下に伴って発生する様々な課題やリスクについて啓発を行います。

②相談機能

成年後見制度に関して相談支援機関等からの相談に対応します。相談支援機関等から聞き取りした内容をもとに、成年後見制度の必要性についてアセスメントを行います。

③成年後見制度利用促進機能

権利擁護にかかる検討会を開催し、成年後見制度利用の必要性や適切な候補者、支援の方針等を専門職や関係機関を交えて検討します。また、後見人等を受任する専門職団体と連絡調整を行

い、後見人等の受任状況の実態を調査し、東近江圏域における担い手育成の方向性について検討をします。

④後見人支援機能

後見人等選任後の支援者会議の開催や参加、後見人等への相談支援を行います。

■成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい者、精神障がい者で親族からの支援が受けられない等の理由により、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず審判請求ができない人に対し、市が申立てを行います。

また、報酬を支払うことが困難な被後見人等に対し、報酬助成を行います。

地域連携ネットワーク

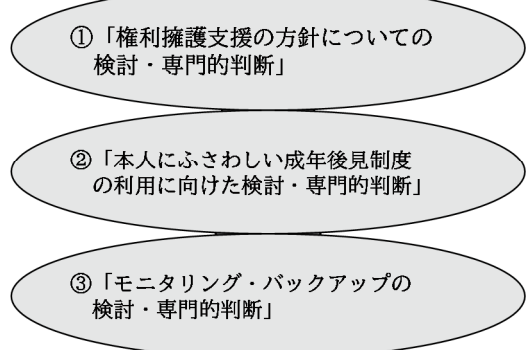
本人、後見人

●「チーム」
(日常生活圏域～自治体圏域)



●中核機関が進行管理する
3つの「検討・専門的判断」

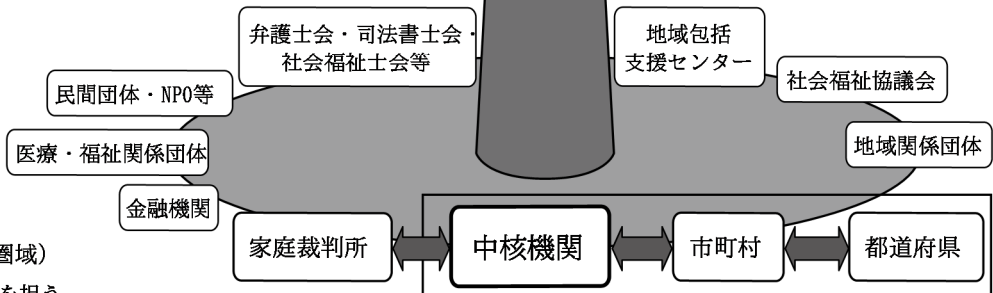
- (日常生活圏域～自治体圏域)
- ※既存の会議体（地域ケア個別会議等）の活用が可能。
 - ※3つの検討のうち、複数の検討を1つの会議体で行うことも可能。
 - ※障がい・高齢等、複数の会議体に分かれて検討することも可能。



●「協議会」

(自治体圏域～広域圏域)

- ※中核機関が事務局を担う。
- ※既存の会議（地域ケア推進会議、自立支援協議会、虐待防止ネットワーク会議等）の活用が可能。



- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

※中核機関は、家庭裁判所との適切な連携を確保する観点から、市町村と一体となって公的業務を担う（都道府県がこれをバックアップする）。

内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

付随計画③ 地方再犯防止推進計画

策定の背景

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月閣議決定）を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとしています。

令和 3 年 3 月、法務省が「地方再犯防止推進計画策定の手引き（改訂版）」を作成し、具体的な取り組みの記載例として、以下を示しています。

【具体的な取り組みの記載例】

- 1 就労・住居の確保等のための取り組み
 - 就労の確保等
 - 住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取り組み
 - 高齢者または障がい者等への支援等
 - 薬物依存を有する者への支援等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取り組み
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取り組み
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取り組み
 - 民間協力者の活動の促進等
 - 広報・啓発活動の推進等
- 6 国・民間団体等との連携強化等のための取り組み

県の刑法犯検挙総数と再犯者検挙数をみると、令和 2 年の県の刑法犯検挙総数 1,807 件の中で再犯者検挙数は 834 件（刑法犯検挙総数全体の 46.2%）となっています（P24 参照）。再犯防止に向けた更生保護の活動を通じて、過去に犯罪や非行をした人が必要な支援を受けながら地域社会の中で孤立しないように関係団体と連携し、支える仕組みを構築していくことが重要となります。

施 策

本市においては、県の実施する事業と連携を図りつつ、犯罪を犯した人の生きづらさを軽減し生活再建ができるよう、再犯防止のため以下の事項に取り組みます。

（1）就労・住居の確保のための取り組み

生活困窮者自立支援事業等の施策を活用し支援を実施します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取り組み

県生活定着支援センター等との連携により、高齢や障がいのある人など福祉的な支援を必要とする人の相談に対応し支援を実施します。

(3) 学校等と連携した就学支援の取り組み

県非行立ち直り支援事業として実施している「あすくる」、市教育委員会と連携し支援を実施します。

※近江八幡市地域福祉計画「隙間のない支援の実施とニーズを把握し支援につなげる」において、相談者の属性や相談内容にかかわらず相談を受け止め支援につなげる体制整備を行うとしており、上記(1)から(3)の項目については包括的な相談支援として受け止め、関係機関との連携により支援が実施できるようにしていきます。

(4) 民間協力者及び市民への広報・啓発活動

犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を保護司会、更生保護女性会、BBS会などの関係機関と連携のもと推進します。

(5) 保護司会等との連携強化

保護司会等との情報交換のための会議を開催します。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1) 庁内関係課の連携

地域福祉に取り組む関係課で構成する「地域福祉計画推進庁内会議」を設置します。この会議において、計画に基づく事業等の取り組み状況や課題を共有・確認し、互いに連携して実施できることはないか、また取り組み課題に対する対策・アイデアを様々な分野の所属が幅広い観点で議論することにより、効果的、効率的な事業推進を図ります。

2) 市社会福祉協議会等との連携

地域福祉の推進において、市と市社会福祉協議会は車の両輪となり、互いに連携・協力しながら取り組みを進めることが重要です。このため、市の地域福祉担当課と社会福祉協議会が定期的に話し合う場「地域福祉推進事務局会議」において、市の「地域福祉計画」と市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の取り組み状況や課題について確認し、対策等を検討します。また、適宜庁内の関係課や地域関係者の参加のもと実践に向けた話し合いを行います。

2. 計画の進捗管理・評価

地域福祉計画推進庁内会議において、計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」のプロセスを踏まえ、年度ごとに進行状況を検証・評価し、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

また、中間年度には、関係団体代表や市民などの参画による進行管理・評価を実施し、評価結果をホームページなどを通じ市民に公表します。

さらに、最終年度には、各種のデータや市民アンケート調査の実施などにより、計画を総合的に検証・評価し、次期計画につなげていきます。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
推進事業	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映 ・中間評価	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映 ・総括

参考資料 推進事業の実施担当課と関連計画等

【継続】第2次計画から引き続き取り組む事業

【拡充】第2次計画から内容を拡大させて取り組む事業

【新規】本計画から取り組む事業（各個別計画ではすでに取り組んでいる事業も含まれます）

基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～

(1) 一人ひとりを尊重し理解し合う気持ちを育てる

①あらゆる機会を通じた福祉教育の推進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市域や学区等における人権意識向上のための啓発の実施	人権・市民生活課	人権擁護に関する施策の基本計画
【継続】 障がい児者に対する理解促進のための啓発及び地域関係者等の取り組み支援	障がい福祉課	障がい者計画
【継続】 中学校や企業などを対象とした認知症啓発の実施	長寿福祉課	総合介護計画
【継続】 小中学校や生涯学習の場における福祉教育の推進	学校教育課 生涯学習課	学習指導要領 教育振興基本計画 生涯学習社会づくり 推進計画
【新規】 市民や地域の支援者（自治会、民生委員・児童委員、学区社協、各種ボランティア等）に向けた新たな課題に対する理解促進のための啓発の実施	各課	

②相互理解を深めるための交流機会の拡充

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 多文化共生の理解を深めるための外国人住民との交流機会の提供	まちづくり協働課	多文化共生推進指針
【継続】 障がい児者や高齢者を含めたすべての市民が交流する機会の提供	市民共生センター	障がい者計画・障がい福祉計画
【新規】 まちづくり協議会や学区社協等による様々な交流事業の周知・啓発と交流事業への事業所や企業の参加のための手法検討	福祉政策課 まちづくり協働課	

(2) 地域福祉の担い手を増やす

①地域福祉活動への参加促進と担い手の育成

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市社会福祉協議会と連携したボランティアの育成と活動支援の実施	福祉政策課	
【継続】 子育て支援や健康づくり、消費者被害防止など、地域の課題解決に取り組むボランティアの育成	人権・市民生活課 子ども支援課 健康推進課 (0次予防センター)	近江八幡市消費者教育推進計画 子ども子育て支援事業計画 健康はちまん21プラン
【拡充】 居場所の運営や各分野での地域福祉活動のリーダー等の養成研修の実施	長寿福祉課 まちづくり協働課	総合介護計画

②地域福祉活動を担うグループ・団体の支援

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市社会福祉協議会が実施するボランティアセンターの活動支援	福祉政策課	
【拡充】 地域の課題解決に取り組む団体の活動支援	まちづくり協働課 健康推進課	
【継続】 コミュニティセンターや総合福祉センター（ひまわり館）の使用料の減免制度による活動の支援	まちづくり協働課 各課福祉政策課	
【継続】 民生委員・児童委員や自治会への活動支援	福祉政策課	

基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～

(1) 地域住民の多様なつながりと活躍の場をつくる

①誰もが気軽に集える居場所の充実

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 生活困窮などの世帯の子どもに対する学習機会や居場所の提供	福祉暮らし仕事相談室	生活困窮者自立支援法 近江八幡市生活困窮者自立支援事業実施要綱
【継続】 介護予防事業の実施支援を通じた地域住民の居場所づくりの促進	長寿福祉課 健康推進課	
【継続】 ふれあいサロンやワンコインカフェ、子ども食堂などの取り組みに対する市社会福祉協議会との連携による支援	福祉政策課	
【継続】 総合福祉センター（ひまわり館）や市民共生センター（はつらつ館）、コミュニティセンターの利用促進	福祉政策課 市民共生センター まちづくり協働課	
【新規】 居場所設置のためのスペース提供等に関する企業等への啓発	福祉政策課	

②学区（小学校区）や町内会、自治会における福祉活動（見守り支えあい活動）の推進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい会議の運営支援	福祉政策課	
【拡充】 各学区まちづくり協議会が実施する地域福祉活動の支援	福祉政策課 まちづくり協働課 企画課	安寧のまちづくり基本計画

(2) 組織間の連携強化と社会福祉法人等の活動を促進する

①地域の課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【新規】 市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい推進委員会の運営支援	福祉政策課	
【新規】 地域の事業所、企業への見守り支えあい推進委員会への参加の働きかけ支援	福祉政策課	

②社会福祉法人、福祉関係事業所、企業等の社会貢献の促進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 公益的な取り組みが責務とされた社会福祉法人への社会貢献活動実施の働きかけ	福祉政策課	
【継続】 配達や販売等の事業者・企業の協力による独居高齢者や老障介護世帯等の見守りの体制づくりと企業等の社会貢献の地域福祉分野への参加啓発	福祉政策課 長寿福祉課 障がい福祉課	
【継続】 近江八幡市ささえあい商助推進事業者の登録促進	長寿福祉課	総合介護計画

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～

(1) 様々な手法を活用した情報提供と相談体制を充実させる

①きめ細かな情報提供と身近な相談体制の充実

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 各種相談窓口・機関の周知・啓発	福祉政策課	
【継続】 子育て世代包括支援センターによる妊娠から出産、子育てに関する総合的な相談支援の実施	子ども支援課 健康推進課	子ども子育て支援事業計画
【継続】 発達に課題のある子どもの保護者や支援者に対する相談支援の実施	発達支援課 (子ども発達支援センター) 幼児課 学校教育課	
【新規】 障がい者相談支援事業所と連携した障がい者相談の実施	障がい福祉課	障がい者計画・障がい福祉計画
【新規】 地域包括支援センターによる総合相談の実施	長寿福祉課	総合介護計画
【新規】 福祉に関するサービス・事業の周知の充実	福祉政策課	
【新規】 民生委員・児童委員の活動の周知と活動支援の実施	福祉政策課	

②権利擁護の推進と虐待防止

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【新規】 成年後見制度の周知・啓発、利用促進	障がい福祉課 長寿福祉課	
【新規】 市社会福祉協議会の実施する地域福祉権利擁護事業との連携強化	長寿福祉課 障がい福祉課	
【継続】 虐待や暴力防止に向けた各種法制度、相談窓口等の周知・啓発	障がい福祉課 子ども家庭相談室 長寿福祉課 人権・市民生活課	障がい者計画 子ども子育て支援事業計画 総合介護計画
【新規】 虐待・暴力の早期発見・早期対応の充実	子ども家庭相談室 長寿福祉課 障がい福祉課	子ども子育て支援事業計画 総合介護計画 障がい者計画・障がい福祉計画

(2) 隙間のない支援の実施とニーズを把握し支援につなげる

①相談者の属性、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め支援につなげる体制の整備

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【新規】 福祉暮らし仕事相談室を中心とした市内の相談支援体制充実のための体制整備	福祉暮らし仕事相談室	生活困窮者自立支援法 近江八幡市生活困窮者自立支援事業実施要綱
【継続】 市内外の関係機関との連携による支援体制の強化	福祉暮らし仕事相談室	生活困窮者自立支援法 近江八幡市生活困窮者自立支援事業実施要綱
【新規】 多職種連携体制の強化	福祉政策課	

②支援につながっていない潜在的ニーズの把握と課題の集約・分析・対応

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【新規】 見守り支えあい活動、民生委員・児童委員活動等を通じたアウトリーチによる潜在的ニーズの把握	福祉政策課	
【継続】 高齢者実態調査等の実施による地域課題の把握と取り組みの推進	長寿福祉課	総合介護計画
【継続】 地域ケア会議による地域課題の抽出や資源の開発等	長寿福祉課	総合介護計画
【継続】 分野横断的に対処が必要な課題等の集約と対策の検討、関係機関への働きかけ	福祉政策課	

(3) 安全・安心な生活環境を整える

①誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 誰もが安心して利用できる歩行空間の整備	土木課	
【継続】 通学路の安全対策の推進	土木課 学校教育課	
【継続】 ユニバーサルデザインに配慮した市広報紙の発行	秘書広報課	
【継続】 ウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページの推進	障がい福祉課	障がい者計画・障がい福祉計画

②生活支援の充実

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市民が利用しやすい市民バス（あかこんバス）の運行	交通政策課	
【継続】 障がいのある人の外出及び移動のための支援の実施	障がい福祉課	障がい者計画・障がい福祉計画
【新規】 ボランティア等による移動支援の実施への支援策の検討	福祉政策課 長寿福祉課	
【新規】 自治会単位の見守り支えあい活動による生活支援の実施支援	福祉政策課	
【新規】 介護予防・生活支援サービスの確保、充実	長寿福祉課	

③災害時の対応、防犯・防災活動などの推進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 SNSも含めた幅広い方法による不審者情報や消費生活情報、防災情報の配信とその普及促進	人権・市民生活課 危機管理課	地域防災計画
【継続】 消費者問題に対する市民の意識向上のための学習機会の提供	人権・市民生活課	消費者教育推進計画
【継続】 近江八幡駅南口防犯ステーションや街頭啓発等を通じた市民の自主防犯意識の向上	人権・市民生活課	
【継続】 自主防災組織の設置推進と育成	危機管理課	地域防災計画
【継続】 防災部局との連携による避難行動要支援者の円滑な避難支援体制の構築促進と災害ボランティアセンターの設置支援	危機管理課 福祉政策課	地域防災計画
【新規】 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援	福祉政策課	
【新規】 福祉避難所の充実	福祉政策課	

地域福祉計画策定委員会設置要綱及び委員名簿

1) 近江八幡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年10月1日

告示第391号

改正 平成28年4月22日告示第102号

令和3年3月1日告示第33号

(設置)

第1条 本市における地域福祉の推進に当たり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定するため、近江八幡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に提言するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、25名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体の代表者
- (3) 福祉サービス事業所の代表者
- (4) 福祉医療関係者
- (5) 公募委員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(平28告示102・令3告示33・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和4年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平28告示102・令3告示33・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員長が災害、感染症の拡大等の理由により委員が会議に出席することが困難であると認めるときは、会議を開催せず、議事について書面により委員の意見を求め、及び書面による表決をすることができる。

(令3告示33・一部改正)

(部会)

第7条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員及び部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉計画主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則 (平成28年告示第102号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (令和3年告示第33号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2) 地域福祉計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

◎：委員長、○：副委員長

所属・職名	委員名
学識経験者 龍谷大学短期大学部 学部長	◎中根 真
近江八幡市社会福祉協議会	○高木 富砂子
近江八幡市連合自治会	中田 全一
近江八幡市まちづくり協議会連絡会	安田 惣左衛門
近江八幡市民生委員児童委員協議会	坂井 近
近江八幡市総合介護市民協議会	安田 誠人
近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会	堀尾 毅
子ども子育て会議	河村 加恵
人権擁護委員会	大黒 隆
教育委員会 教育委員	八耳 哲也
保護司会	福永 利明
ボランティア団体 NPO法人Moms fun	秋村 加代子
見守り支え合い推進会議	北本 浩子
ささえあい商助推進事業者	田中 誠
公募委員	今宿 順市
福祉保険部長	久郷 浩之
子ども健康部長	青木 勝治

地域福祉計画策定庁内検討会議設置要綱及び委員名簿

1) 地域福祉計画策定庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 近江八幡市地域福祉計画を策定するため、地域福祉計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 検討会議は、近江八幡市地域福祉計画の策定について必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、別表1に定める所属の所属長とする

2 委員長は福祉政策課長とし、副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、検討会議の会議を主宰し、検討会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、検討会議の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庁内プロジェクト会議)

第5条 検討会議は、庁内プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を置くことができる。

2 プロジェクト会議では、検討会議での検討を円滑に行うための情報収集および基礎的な検討を行う。

3 プロジェクト会議に属する委員は、別表1に定める所属の担当職員とする。

4 プロジェクト会議での協議経過及び結果は検討会議に報告するものとする。

5 プロジェクト会議には、プロジェクト会議における協議を円滑に行うため、部会を別に置くことができる。

(設置期間)

第6条 検討会議は、第1条の目的を達成するまでの期間設置する。

(事務局)

第7条 検討会議およびプロジェクト会議の事務局は、福祉保険部福祉政策課内に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は検討会議に諮り、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

別表1(第3条・第5条関係)

企画課・まちづくり協働課・危機管理課・人権・市民生活課・福祉政策課・援護課 障がい福祉課・介護保険課・長寿福祉課・保険年金課・子ども支援課・幼児課 健康推進課・発達支援課・学校教育課・生涯学習課

2) 地域福祉計画策定庁内検討会議 委員名簿

所属名	職名	委員名
企画課	次長(兼課長)	津田 博一
まちづくり協働課	課長	深尾 朋広
危機管理課	課長	橋本 猛
人権・市民生活課	課長	泉野 高儀
福祉政策課	課長	上田 敏貴
援護課	次長(兼課長)	長村 周作
障がい福祉課	課長	奥村 信満
介護保険課	課長	馬場 真由美
長寿福祉課	課長	眞野 善博
保険年金課	課長	大林 一裕
幼児課	課長	畑 明宏
子ども支援課	課長	川端 あゆみ
健康推進課	課長	東 勉
発達支援課	課長	大橋 直喜
学校教育課	次長(兼課長)	森 茂次
生涯学習課	課長	東 繁

3) 地域福祉計画策定庁内プロジェクト会議 委員名簿

所属名	職名	氏名
企画課	主事	今井 健晴
まちづくり協働課	副主幹	中村 浩一
危機管理課	主査	青島 裕明
人権・市民生活課	主任主事	吉永 志乃
援護課	主任社会福祉士	小出 祐美子
障がい福祉課	副主幹	野洲 操
介護保険課	課長補佐	田中 敦美
長寿福祉課	課長補佐	西澤 幸子
保険年金課	課長補佐	岡村 祥子
子ども支援課	課長補佐	鈴木 大輔
幼児課	課長補佐	北川 博也
健康推進課	副主幹	井上 千尋
発達支援課	主査	石原 昌樹
学校教育課	課長補佐	熊野 美穂
生涯学習課	主任主事	清水 敬太

計画策定の経過

1) 地域福祉計画策定委員会

項目	実施日	議事
第1回	書面決議 承認日 令和3年8月20日	(1) 第3次計画策定の背景、計画の位置づけについて (2) 策定手法、策定体制について (3) 第2次計画体系図、地域福祉圏域の考え方について (4) 策定スケジュールについて
第2回	令和3年10月29日	(1) 各種アンケート調査結果報告 (2) 第2次計画の取り組み結果と課題について (3) 第3次計画骨子案(施策体系)について (4) 第3次地域福祉活動計画の策定状況について
第3回	令和3年12月17日	(1) 第3次地域福祉計画素案の検討 (2) 第3次地域福祉活動計画の施策体系について
第4回	令和4年3月11日	(1) 第3次地域福祉計画素案の検討 (2) 第3次地域福祉活動計画素案の検討

2) アンケート調査

項目	調査期間	対象
市民調査	令和3年7月16日～7月31日	住民基本台帳に登録されている18歳以上の市民の中から、3,000人を無作為抽出
民生委員・児童委員調査	令和3年7月2日～8月13日	民生委員・児童委員202人(悉皆)
関係団体調査	令和3年6月29日～7月20日	市社会福祉協議会登録ボランティア団体80団体
福祉事業所調査	令和3年6月29日～7月20日	市内の福祉事業所163事業所
福祉以外事業所調査	令和3年8月～9月20日	市内の事業所1,730か所

3) パブリックコメント

実施期間：令和4年2月1日～令和4年2月21日

4) 地域福祉計画策定庁内検討会議

項目	実施日	議事
第1回	令和3年8月2日	(1) 第3次計画策定の背景、計画の位置づけについて (2) 策定手法、策定体制について (3) 第2次計画体系図、地域福祉圏域の考え方について (4) 策定スケジュールについて
第2回	令和3年9月29日	(1) 各種アンケート調査結果報告 (2) 第2次計画の取り組み結果と課題について (3) 第3次計画骨子案(施策体系)について (4) 第3次地域福祉活動計画の策定状況について
第3回	令和3年11月26日	(1) 第3次地域福祉計画素案の検討 (2) 第3次地域福祉活動計画の施策体系について

5) 地域福祉計画策定庁内プロジェクト会議

項目	実施日	議事
第1回	令和3年8月2日	(1) 第3次計画策定の背景、計画の位置づけについて (2) 策定手法、策定体制について (3) 第2次計画体系図、地域福祉圏域の考え方について (4) 策定スケジュールについて
第2回	令和3年9月17日	(1) 各種アンケート調査結果報告 (2) 第2次計画の取り組み結果と課題について (3) 第3次計画骨子案(施策体系)について (4) 第3次地域福祉活動計画の策定状況について
第3回	令和3年11月19日	(1) 第3次地域福祉計画素案の検討 (2) 第3次地域福祉活動計画の施策体系について

III 地域福祉活動計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

地域福祉活動計画は、民間（住民、当事者や市社会福祉協議会、福祉事業所など）の立場から、具体的な地域福祉の推進を計画的に進めるための計画です。子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに向けて、地域住民、社会福祉を目的とする事業者・団体、民間企業、行政機関など、地域社会を構成するすべての人や組織が連携・協働し取り組みを進めるためのものです。

2. 計画の位置づけ

◎ 社会福祉法第109条の規定に基づく民間の活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく市町村社会福祉協議会が中心となった民間の活動計画です。

◎ 「地域福祉活動計画」と「学区における地域福祉の課題と方向性」

地域福祉活動計画の策定に先立ち、小学校区（10学区・地区）において、身近な生活課題、福祉課題を話し合い、「むこう5年間でどのような福祉のまちづくりを推進していくのか」について、住民の視点から「学区における地域福祉の課題と方向性」としてまとめました。

地域福祉活動計画は「学区における地域福祉の課題と方向性」をもとに、当事者、福祉事業所、行政等で構成する「地域福祉推進委員会」において協議を行い、地域福祉の推進を示した行動計画です。

今後、市社会福祉協議会は、各学区の取り組みについて、地区担当が直接地域に出向き啓発や働きかけを行うとともに、情報提供や話し合う場づくりなどの後方支援を行います。

3. 計画策定の体制

学区の協議内容と地域福祉推進委員会（作業部会）における協議によりとりまとめを行い、近江八幡市地域福祉計画策定委員会に諮りました。

※令和3年度は地域福祉推進委員会を地域福祉活動計画策定の作業部会に位置づけました。

4. 計画の推進体制と進捗管理

- ・地域福祉活動計画を着実に推進していくため、学区の福祉推進組織や分野別のボランティア、専門職、企業、行政などから構成される市域の協議体「地域福祉推進委員会」において、計画の進捗管理・評価を行います。
- ・学区（地区）ごとの「地域福祉の課題と方向性」は、各学区社協を中心に組織されている「見守り支えあい推進委員会」において、取り組みの具体化や進行管理・評価を行います。
- ・地域福祉推進のための市社会福祉協議会の役割を明確にし、将来の事業展開、運営の指針を示す「近江八幡市社会福祉協議会発展強化計画」（令和4年度に策定予定）とも整合性を図りながら、地域福祉活動計画の推進に努めます。
- ・市社会福祉協議会における地域福祉活動の数値目標や達成度を見える化するため、向こう3年間の地域福祉活動の推進に向けた行動計画として「3か年アクションプラン」（令和4年4月～令和7年3月）を策定します。また、令和7年4月以降については、「（第2次）2か年アクションプラン」（令和7年4月～令和9年3月）を策定します。

5. 第2次地域福祉活動計画の到達点と第3次地域福祉活動計画への反映

◎ 第2次地域福祉活動計画（平成29年度～令和3年度）

【地域福祉活動宣言】

私たちは、地域で見守り、見守られることが実感できるつながりのあるまち近江八幡をめざします

【活動目標】

- ①排除と孤立をほっとかない思いやりの育つまち
- ②共感し、共有し合える居場所づくり
- ③見守りと支えあいのつながりのあるまちづくり

【計画のポイント】

- ①計画の主語は「私たち」地域住民であること
- ②身近な地域で見守り支えあ関係をつくること
- ③無理をせず、楽しく地域活動を始めるきっかけをつくること
- ④すべての方が参加しやすい雰囲気づくり、排除のないまちづくりをめざすこと

◎ 計画の推進

【アクションプランの策定】

複雑多様化する社会福祉を取り巻く情勢の中で、国から福祉分野における法改正や新たな政策が頻りに示される傾向にあります。第2次地域福祉活動計画は令和3年度までの5か年計画であることから、中期的な2年～3年のスパンで市社会福祉協議会が取り組むべき地域福祉推進の数値目標を設定し、評価する指標として「3か年アクションプラン」（平成29年10月～令和2年9月）、そして、「1.5か年アクションプラン」（令和2年10月～令和4年3月）を策定し、取り組みました。

また、学区における福祉課題の共有と方向性を協議する「見守り支えあい推進委員会」や、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員等、地域福祉推進の担い手で構成する「見守り支えあい推進会議」においても、繰り返し地域の福祉課題を共有し、めざす方向を一緒に確認しました。

【見守り支えあい推進組織（自治会単位、学区単位）の数値目標】

目標（達成数値）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自治会単位見守り支えあい推進組織	20 (20)	30 (30)	40 (40)	55 (55)	70/169 (65)	85/169 (72)
学区単位の居場所	3 (3)	6 (7)	9 (8)	10 (9)	10/10 (9)	10/10 (9)
学区たすけあいサポートセンター（学区単位の生活支援活動）	0 (0)	4 (0)	7 (1)	10 (2)	10/10 (3)	10/10 (3)

※自治会単位の見守り支えあい推進組織は、第2次地域福祉活動計画最終年の令和3年に自治会の約半数である85地区での取り組みをめざすこととしました

※（）内は実績値

【アクションプランの中核：「近江八幡見守り支えあいネットワーク」】

自治会における見守り支えあいの体制づくりとともに、自治会単位では解決が困難な課題を学区単位で共有し、解決に向けての取り組みを進める「近江八幡見守り支えあいネットワーク」の構築を進めました。また、「近江八幡見守り支えあいネットワーク」をわかりやすく図式化し、地域や行政、関係団体、企業や福祉事業所等と共有しました。

(P48 近江八幡見守り支えあいネットワークイメージ図参照)

【アクションプランの推進】

「3か年アクションプラン」の推進に向け、平成29年11月から12月に中学校区ごとに「わがまちのお助け隊をつくろう座談会」を開催し、小学校区ごとに地域福祉の課題の共有と、私たちにどんなことができるのかを地域住民、各種団体、福祉専門職と一緒に考えました。

この座談会で今まで出会ったことのない人たちが結び付き、学区域の生活支援グループの立ち上げ等のきっかけになりました。

◆ わがまちのお助け隊をつくろう座談会 (平成29年11月～12月中学校区ごとに開催)

10年先、20年先の将来を見据えて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、どんなことができるか、福祉活動に取り組んでいる住民と話し合うため、市内全学区で座談会を開催しました。座談会の開催から、約5年が経過し、地域住民とNPOや福祉専門職などが出会い、今後の取り組みに向けて自由に話し合える場づくりが必要です。

◆ 見守り支えあい推進に向けた話し合いの場づくり

6か所/10か所 (平成28年) ⇒ 10か所/10か所 (令和3年)

すべての学区において、学区内の課題の共有や解決に向けての取り組みの検討を行う話し合いの場づくりに取り組みました。

今後は、地域住民だけでなく、福祉の専門職や関係機関、事業所、企業等との協働に向けた話し合いの場づくりができるよう、働きかけが必要です。

◆ 自治会単位の見守り支えあい推進組織

20か所/169か所 (平成28年) ⇒ 72か所/169か所 (令和3年)

多くの自治会が見守り支えあいの体制づくりに取り組みました。体制はできていても、気になる人の把握や、困りごとの解決に向けた話し合いができていないところもあり、困っている人に気づき支援につなげるためにも、継続的な関わりが必要です。

◆ 学区単位の居場所 (ふれあいカフェ等)

3か所/10か所 (平成28年) ⇒ 9か所/10か所 (令和3年)

誰もが気軽に参加できる広域の居場所づくりとして、9学区で取り組まれるようになりました。居場所を通して、地域住民の困りごとを把握し、困っている人を支援機関につなぐ連携ができるよう働きかけるとともに、社会参加の居場所として、ふれあいカフェ等が地域の拠点になるよう働きかけが必要です。

◆ 学区たすけあいサポートセンター（学区単位的生活支援活動）

0か所/10か所（平成28年）⇒3か所/10か所（令和3年）

困ったときに「助けて」と言える支えあいの仕組みづくりとして、3学区で生活支援グループが発足しました。

住民主体の取り組みとして、困りごとを受け止め、必要に応じて送迎や買い物などの困りごとを解決したり、公的なサービスや相談機関、自治会の見守り支えあい活動につなぐ取り組みが展開されています。活動継続のサポートや個別の困りごとが多い学区での取り組みに向けての話し合いの場づくり、新規立ち上げ等の支援が必要です。

◎ 総 括

第2次地域福祉活動計画を推進する中で、福祉課題を地域で共有し、解決するためにはどうしたらいいのかを協議してきました。協議を継続的に進める中で、「見守り支えあい」の言葉が地域の中に浸透し、困りごとのある人を放っておかない風土づくりや、「お互いさま」で支えあう意識が広がっています。「自分たちにできることから始めよう」と、見守り支えあいを具体的に推進するグループが生まれ、住民主体で課題解決する仕組みづくりやコーディネートの手法も確立されつつあります。

これからも、中核となる「近江八幡見守り支えあいネットワーク」を地域と共有し、隣近所、自治会単位、小学校区単位、市域などそれぞれの役割を確認しながらさらに発展強化していく必要があります。

また、誰もが安心して暮らせる包摂的な福祉のまちづくりに向けて地域住民、専門職、行政、各種団体、その他あらゆる人たちが関わっていくことが、子どもたちに希望を持って暮らせる地域を受け継ぐこととなります。地域と目標を共有し、その達成に向けて、活動の数値目標を定めながら、引き続き取り組む必要があります。

第2章 計画の基本理念等

1. 基本理念

「近江八幡市地域福祉活動」の基本理念は、

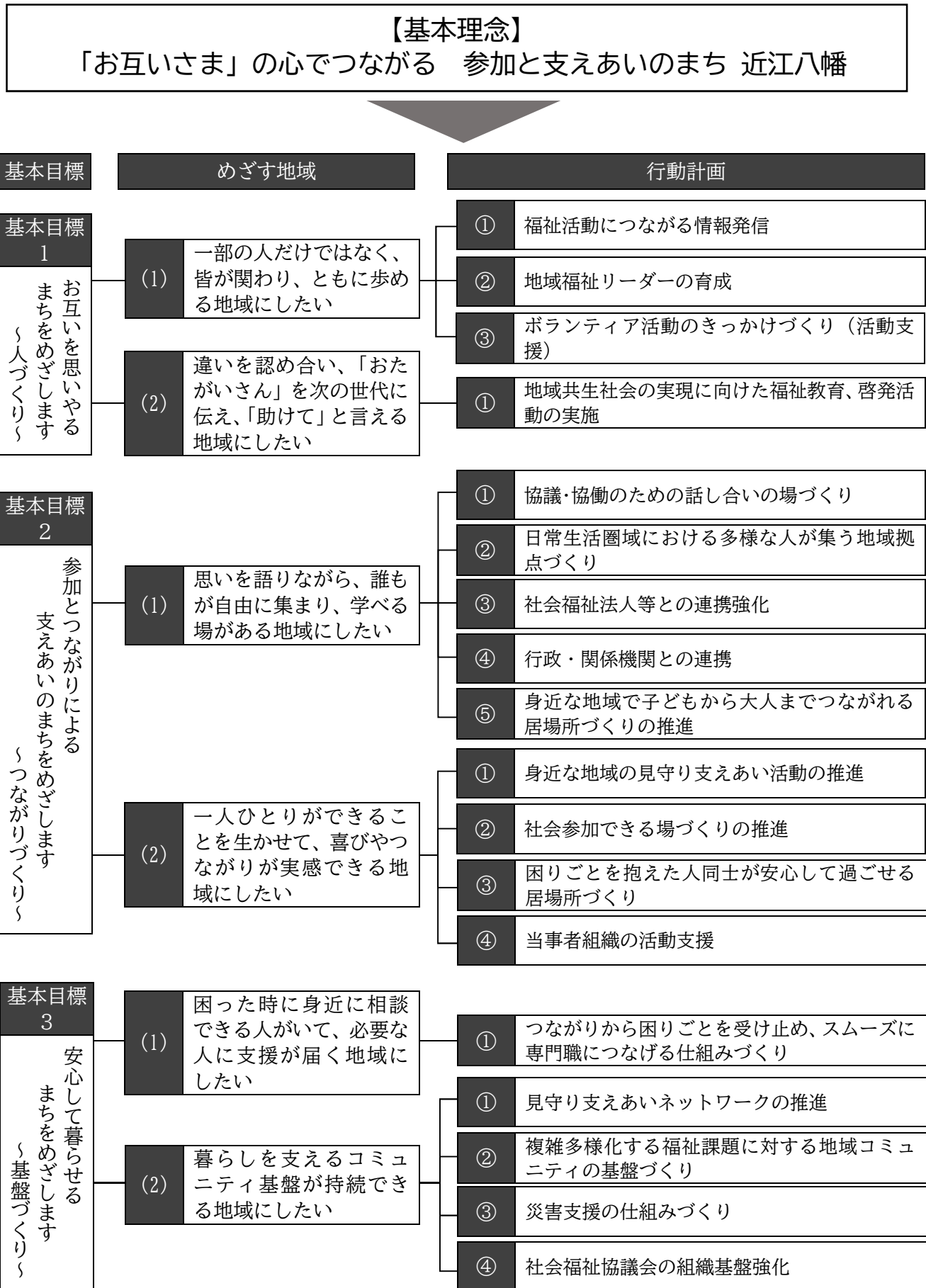
「お互いさま」の心でつながる 参加と支えあいのまち 近江八幡 とします。

2. 基本目標等

基本理念である「『お互いさま』の心でつながる 参加と支えあいのまち 近江八幡」の実現に向け、近江八幡市が策定する地域福祉計画と同じ3つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

また、3つの基本目標ごとにめざす地域の姿を描き、その姿の実現に向けて行動計画を定め、取り組みを進めます。

3. 地域福祉活動計画 体系図



さらに、基本理念の実現のために、4つの基本視点を意識して、計画に基づく各般の取り組みを進めます。

4つの基本視点

①語り合おう

地域福祉を進めるために、まずは身近な人を思い、地域への関心や愛着を持つことが何よりも大切です。

一人の問題を皆の問題として考え、どんな福祉のまちづくりが大事なのかを皆で語り合い、いろいろな考えを受け止めながら、ビジョンを共有していきます。

めざす地域
基本目標2-(1)



②つながろう

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に様々な制約ができ、人と人とのつながりが途絶えがちで孤独を抱える人が増えています。また、多くの人は困りごとを抱えてもSOSが出しにくいものです。

このような局面だからこそ、身近な地域でお互いを気にかけて、声をかけ、つながりが実感できる交流や連携の場を広げていきます。

めざす地域
基本目標1-(1)
基本目標1-(2)



③支えあおう

隣近所など顔の見える範囲を基本に、見守り支えあい活動を推進し、災害時などのいざという時も助け合える地域づくりを進めます。

また、いきなり公的機関に困りごとを相談しづらいという声も聞かれます。身近な地域に相談を受け止めてくれる人がいて、必要に応じて民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政に相談がつながっていく仕組みをつくっていきます。

めざす地域
基本目標2-(1)
基本目標3-(1)



④ともに暮らそう

すべての人が、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく自分らしく生活し続けられる地域、生きづらさのない社会をめざします。

また、少子高齢化が進み、従来の地域福祉を支えてきたコミュニティの基盤の営みが難しくなっています。暮らしを支えるコミュニティが次世代にわたって持続できるまちづくりに向かって協議をすすめ、取り組んでいきます。

めざす地域
基本目標2-(2)
基本目標3-(2)



第3章 めざす地域と行動計画

基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～

(1) 一部の人だけではなく、皆が関わり、ともに歩める地域にしたい

-現状と課題-

本市においても、今後少子高齢化・人口減少は急速に進展していくと考えられます。誰もが福祉に関心を持ち、「ここに住んで良かった」と思える福祉のまちづくりを進めていけるよう、一人ひとりができることで、少しずつ力を出しあっていくことが大事です。

また、地域住民だけではなくその地域の企業や医療機関、社会福祉法人、行政等がともに協議や事業に参画し、一緒に何ができるのかを考えていくことで、市全体の福祉力が高まるよう情報発信やきっかけづくりに取り組む必要があります。

-行動計画-

①福祉活動につながる情報発信

新たな活動に取り組むきっかけにつながるよう、住民主体の地域福祉活動の様子を見える化し、楽しさや必要性を情報発信します。

- 1) 広報紙の発行・声の広報発行
- 2) 地域福祉活動啓発リポーターによる地域福祉活動の発信
- 3) ホームページやSNS等を活用した情報発信の充実
- 4) 社会福祉大会の開催

②地域福祉リーダーの育成

地域福祉活動の裾野を広げるために、関係機関と協働して地域福祉活動のリーダー層の育成や情報共有の場づくりを行います。

- 1) 地域福祉リーダーの養成
- 2) 地域福祉活動者・ボランティアリーダーの活動支援
- 3) 生活支援グループ交流会の開催
- 4) 子ども食堂連絡会の開催
- 5) 福祉協力員への活動支援

③ボランティア活動のきっかけづくり（活動支援）

「私にできることで、地域のために何かしたい」という思いがボランティア活動への参加につながるよう、ボランティアセンター運営を行います。自分のできる時間を使って、「これならできると感じられる活動を提案し、ボランティア活動のはじめの一步を応援します。

- 1) ボランティアセンターの在り方や運営に関する協議の場づくり
- 2) 活動に関する活動・相談・組織化・コーディネート・情報提供等の支援
- 3) 活動者同士の知識や経験の交流の場づくり
- 4) 活動や社会参加のきっかけとなる学びの場づくり（ボランティア講座）

(2) 違いを認め合い、「おたがいさん」を次の世代に伝え、「助けて」と言える地域にしたい

-現状と課題-

地域のつながりや近所づきあいが希薄化し、困りごとを抱えていても「助けて」と言えない風潮があります。そうした中、世帯の核家族化・単身化が進み、家族の相互扶助機能が低下し、個人が孤立しがちな状況があります。

また、コロナ禍において経済的に困窮している外国人からの相談も多かったことから、地域共生社会についても考える必要があります。

誰もが住みよい福祉のまちづくりをめざすには、お互いを認め合い、助け合っていく私たち一人ひとりの意識づくりや「助ける側」「助けられる側」ではなく、困った時はお互いに支えあいができる関係づくり（「おたがいさん」の地域づくり）の必要性が高まっています。

そのためどんなことに取り組んだらいいのか、自分にできることを皆で考える機会をつくり、福祉の芽生えを育てていきます。

-行動計画-

①地域共生社会の実現に向けた福祉教育、啓発活動の実施

「おたがいさん」の地域づくりに向けて、助け合いの必要性を学び、自分にできることを考える機会づくりに取り組みます。

- 1) 学校や地域の福祉団体と連携した福祉教育の推進
- 2) 地域共生社会に向けた福祉モデル校指定の推進
- 3) 福祉教育の推進に関する協議の場づくり
- 4) 福祉団体による福祉教育の実施支援
- 5) 「おたがいさん」の地域づくり出前講座の実施

基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～

(1) 思いを語りながら、誰もが自由に集まり、学べる場がある地域にしたい

-現状と課題-

共働き世帯の増加により働きながら子育てを行う世帯も増加しています。また、退職後も働き続ける人も増えています。

現役世代等が多忙な日常を送る中で、地域のつながりが薄れ、地域に住む私たち自身が地域のことで感じていること、考えていることを伝え合う場や、共有する機会が少なくなっています。特に次世代を担う子どもたちを育む出会いや学びの場、親同士のつながりも減り、子どもを安心して育て、地域の様々な世代の人たちの経験や文化を伝える場も少なくなっています。

また、家庭に閉じこもったまま社会とのつながりが持てずにいる「ひきこもり」、障がいや病気のある親やきょうだいの介護や世話をしている「ヤングケアラー」など、これまで可視化されてこなかった課題が認識されるようになってきました。

既存の社会福祉協議会を構成する基盤や発想だけでは地域の福祉課題を解決することが難しくなっており、市民すべてが福祉のまちづくりのビジョンを共有し、多様な構成員と一緒に解決に向かって取り組んでいく必要があります。

-行動計画-

①協議・協働のための話し合いの場づくり

地域の福祉課題共有のための話し合いの場づくりを行います。また、地域だけでは解決が困難な課題の解決に向け、福祉専門職や企業、NPO、行政を交えた協働のための話し合いの場づくりに取り組みます。

- 1) 地域福祉座談会の開催
- 2) 学区見守り支えあい推進委員会の開催
- 3) 地域福祉推進委員会の開催（市域）

②日常生活圏域における多様な人が集う地域拠点づくり

福祉専門職と協働し、身近な地域で気軽に立ち寄ることができる場づくりに取り組みます。

- 1) 困りごとへの相談及び対応に向けた福祉専門職との連携の仕組みづくり

③社会福祉法人等との連携強化

住民主体の地域福祉活動と専門職の連携・協働をめざして、社会福祉法人等に働きかけ話し合いの場をつくり、社会福祉法人等に地域福祉活動の情報提供などを行います。

- 1) 地域住民と専門職との出会いの場づくり
- 2) 社会福祉法人への地域活動の情報提供の実施

④行政・関係機関との連携

地域福祉計画（行政計画）と連携するとともに企業、関係機関、団体との連携強化に取り組みます。

- 1) 企業・市民活動団体との福祉課題解決のためのネットワークづくり
- 2) 企業等との連携による困りごとの早期発見活動の推進（見守りあい協定締結等）
- 3) 福祉団体助成の実施
- 4) 団体事務局の受託（市民生委員児童委員協議会・市赤十字奉仕団）
- 5) 行政との情報共有のための地域福祉推進事務局会議の開催

⑤身近な地域で子どもから大人までつながれる居場所づくりの推進

子どもから大人までが気軽に立ち寄れる居場所づくりに取り組みます。

- 1) 身近な地域の居場所づくり（自治会単位・学区単位）の推進
- 2) 子どもの居場所づくり（子ども食堂・学びや交流の場）の推進
- 3) 地域子育て支援拠点事業の実施
- 4) レクリエーション備品の貸出

(2) 一人ひとりができることを生かして、喜びやつながりが実感できる地域にしたい

-現状と課題-

令和2年度に本市の75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に新型コロナウイルス感染拡大の影響についてアンケート調査を実施したところ、多くの方が心や身体に影響を受けていると回答しました。地域においても、閉じこもりがちな高齢者とのつながりが薄くなっているとの意見もあります。

障がいのある人や暮らしづらさを抱える人たちの生活課題が、コロナ禍においてますます深刻化しています。また、私たちの生活の中で実感できる精神的・物理的な「つながり」が薄れて、生活に希望が持てない人が増えています。

このような時だからこそ、身近な地域でお互いを気にかけて、声をかけ、つながりをつくる見守り支えあい活動がますます必要になっています。

また、支援を必要とする当事者ならではの思いを分かち合う交流の場や、社会で働くまでのステップとしての社会参加の場の拡充など、できることを地域で生かすことができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

-行動計画-

①身近な地域の見守り支えあい活動の推進

市内でもひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、障がいのある人、ひきこもりの人等の中で支援を必要としてもSOSが出せない人も多く、民生委員・児童委員も把握が困難な状況です。

地域で支援を必要とする人の困りごとを早くに発見し、支援につなげるため、日頃から地域の気になる人とつながりを持ち、見守りができるよう自治会単位の見守り支えあい活動の組織化・活動支援を推進します。

- 1) 自治会単位の見守り支えあい活動の推進（新規支援・継続支援）
- 2) 学区域見守り支えあい推進会議の開催
- 3) 福祉協力員、民生委員・児童委員の活動支援
- 4) 自治会における福祉活動の継続支援
- 5) 移動外出支援車両（ささえあい号）貸出事業

②社会参加できる場づくりの推進

これまで社会とのつながりが持てなかった人が、人と人とのつながりの中で役割をもって過ごせるよう、企業や事業所等に働きかけ、社会参加の場づくりを推進します。

- 1) 社会参加できる場の拡大に向けた企業、事業所等との連携

③困りごとを抱えた人同士が安心して過ごせる居場所づくり

暮らしづらさを抱えた人が、同じ悩みを持っている人同士で交流し、ほっとできる居場所づくりを推進します。

- 1) 暮らしづらさを抱えた人の中間的な居場所づくり
- 2) ひきこもり当事者・家族の交流の場づくり
- 3) 学区域で介護者や障がいのある人同士等が交流できる場づくりの推進

④当事者組織の活動支援

当事者組織への情報提供や連携強化による、当事者への情報共有を推進します。

- 1) 当事者組織への情報提供、連携強化

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～

(1) 困った時に身近に相談できる人がいて、必要な人に支援が届く地域にしたい

-現状と課題-

近年地域住民が抱える課題がますます複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の生活課題への対応が困難になっています。地域住民から発せられたSOSは属性を問わず受け止め、解決に向けてスムーズに支援体制が組めるよう、行政をはじめ各種専門機関との連携をさらに強化し、課題を抱える相談者やその世帯への丸ごとの支援体制につなげていきます。

また、支援をスムーズに進めていくために、ふだんから地域住民自身が身近な地域住民の心配ごとを把握して、次につなげられる体制づくりを、学区社協をはじめ関係機関と行っていきます。

-行動計画-

①つながりから困りごとを受け止め、スムーズに専門職につなげる仕組みづくり

民生委員・児童委員等と連携して、困りごとの早期発見及び身近な地域の相談の受け皿をつくるとともに、市社会福祉協議会の相談業務を通じて困りごとを抱えた人に寄り添い、必要に応じて関係機関につなぐ支援を行います。

- 1) 心配ごと相談事業の実施（平日の偶数日）
- 2) 地域における相談の受け皿づくり
- 3) 相談員研修会の開催
- 4) 福祉の困りごと相談（常設）及び市社会福祉協議会内部の部門間連携の強化
- 5) 生活困窮世帯支援事業（フード&暮らし必需品バンク）
- 6) 生活福祉資金貸付事務（市小口資金補助業務を含む）
- 7) 就労準備支援事業（市委託事業）
- 8) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- 9) 民生委員・児童委員等との連携強化

(2) 暮らしを支えるコミュニティ基盤が持続できる地域にしたい

-現状と課題-

少子高齢化、定年後の就労などの生活様式の変化等により、地域の担い手が不足していることから、従来の高度成長期に形成されたまちづくりの仕組み自体を地域住民が継承し続けることが難しくなっています。令和2年に学区ごとに集約した地域課題では、9割の学区からコミュニティ組織の課題が挙げられています。

また、生活困窮の若年層への広がりなどを背景に福祉課題が複雑多様化しています。さらには多発化・激甚化する自然災害もあいまって、地域住民の自然災害への対応を求める声が高まっています。今後、自治会をはじめとする地縁組織には福祉と防災への対応が避けられないものになっています。

そのため、今後5年で求められる地域ごとの課題解決に向けた協議を進め、取り組んでいくための基盤をしっかりと作っていく必要があります。

また、地域福祉の推進を使命とする市社会福祉協議会自身も、より信頼が得られるよう、体制強化が必要です。

-行動計画-

①見守り支えあいネットワークの推進

困っている人に早くに気づき、住民主体で「気になる人の発見」や「支援につなげる」取り組みを進めていけるよう、見守り支えあいネットワークを推進します。

- 1) 見守り支えあいネットワークの推進のためのアクションプランの作成と周知（行政、関係機関との連携）
- 2) 学区たすけあいサポートセンター（学区単位の生活支援活動）の体制づくり

②複雑多様化する福祉課題に対する地域コミュニティの基盤づくり

福祉課題の解決は、まちづくり全体の課題であるため、福祉課題解決に向けて対応できる地域福祉推進の基盤づくりと学区ごとの福祉計画づくりを推進します。

- 1) 学区社協の活動支援・基盤強化
- 2) 学区（地区）ごとの福祉計画策定支援

③災害支援の仕組みづくり

市内でも、災害の危険性の有無で温度差があるなど、災害に対する意識が十分とは言えません。いつ起こるか分からない災害に備えて、ICTを活用した災害時の迅速な情報共有ができる災害ボランティアセンターの体制づくりを進めます。また、日頃から気になる人を把握し、身近な地域の福祉活動と防災活動が連携できるよう取り組みを進めます。

- 1) 災害ボランティアセンターの運営体制づくり
- 2) 学区ごとの災害ボランティア受け入れ体制の強化
- 3) 当事者・支援団体を交えたネットワークづくりの推進
- 4) 福祉活動と防災活動の連携支援

④社会福祉協議会の組織基盤強化

地域福祉推進力強化に向け職員体制の強化を図るとともに、市内社会福祉法人や福祉関係事業所と連携して、制度の隙間の困りごとを解決する仕組みづくりに取り組みます。

また、変わりゆく福祉課題の解決に向けて対応できるよう、企画力を持った職員を育成するとともに、市社会福祉協議会が、近江八幡市内の福祉職場等で活躍する福祉人材を育成し、信頼できる法人になれるよう取り組みます。

加えて、地域福祉活動を持続可能なものとするため、社会福祉協議会の善意銀行や共同募金等の在り方検討を行い、寄付意識の醸成や財源確保のための取り組みを行います。

こうした市社会福祉協議会の基盤強化推進のため、地域福祉を推進する中核的な団体としての市社会福祉協議会の経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務に関する具体的な取り組みを明らかにした中期経営計画としての「近江八幡市社会福祉協議会発展強化計画」の策定に取り組みます。

社会福祉制度の動向、地域生活課題の現状、福祉サービスの整備状況、住民参加の取り組みの状況等の外部環境や市社会福祉協議会の組織体制、事業の内容、職員等の事業推進体制、財務状況等の内部環境を十分把握・検討したうえで「近江八幡市社会福祉協議会発展強化計画」を策定し、進行管理を行っていきます。

- 1) 地域福祉推進体制の強化
- 2) 地域福祉活動の持続可能な推進のための財源確保
- 3) 「近江八幡市社会福祉協議会発展強化計画」の策定と進捗管理、コンプライアンスの徹底

地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿

1) 地域福祉推進委員会設置要綱

地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 近江八幡市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に準拠して、近江八幡市における地域福祉推進の量的評価と質的評価を行い、次期計画に盛り込む課題の掘り起こしと共有を行うことを目的として地域福祉推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の掲げる事項について業務を担う。

- (1) 地域福祉活動計画の進捗状況の管理に関すること
- (2) その他情勢に応じて地域福祉推進に必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に属する委員 25 名以内で構成し、社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会長が委嘱する。

- (1) 地域住民組織の代表者 （6 名程度）
- (2) 各種団体の代表者 （2 名程度）
- (3) 福祉サービス事業所の代表者 （4 名程度）
- (4) ボランティア団体の代表者 （4 名程度）
- (5) 学識経験者 （必要に応じて 1 名程度委嘱）
- (6) 関係行政機関の職員 （2 名程度）
- (7) その他会長が認めた者 （必要に応じて委嘱）

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし再任をさまたげない。

2 委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任の残任期間とする。

(委員および副委員長)

第 5 条 委員長および副委員長は、委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 委員会には必要に応じ、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員会の委員および部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、市社協において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

2) 令和3年度 地域福祉推進委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

◎：委員長、○：副委員長

所属・職名	委員名
金田学区社会福祉協議会	◎中江 しげ子
安土地区社会福祉協議会	重野 昭
北里学区自治連合会	○仲江 九市
島学区まちづくり協議会	大西 實
岡山学区民生委員児童委員協議会	辻 行延
地域福祉推進員	大橋 実宣
学区域生活支援活動 生活支援グループさぼーとむさの輪	大林 喜宏
自治会単位見守り支えあい活動 千僧供見守り支え愛の会	甲斐 恵子
学区域居場所づくり 八幡学区社会福祉協議会	中守 信子
近江八幡市障がい児者保護者連絡会	東 千秋
ボランティア団体 ワールドアミーゴクラブ	吉積 尚子
ボランティア活動者 中間的居場所「ねこの手」活動協力者	三谷 豊
子ども食堂実施団体 むさっ子食堂	金澤 満
社会福祉法人しみんふくし滋賀	成瀬 和子
社会福祉法人連絡会 おか・きた安心ネット	野々村 美幸
社会福祉法人きぬがさ福祉会	瀬川 正樹
支援センターごごみ	山本 幾久代
福祉保険部長寿福祉課	野島 崇史
福祉保険部福祉政策課	上田 敏貴
学識経験者 龍谷大学短期大学部 学部長 (アドバイザー)	中根 真

IV 資料

1. 各種アンケート調査結果からみえる地域福祉の状況

計画の見直しにあたり、市民をはじめ、民生委員・児童委員や市内で活動する福祉団体等を対象に、福祉に対する考え方や現在の取り組み状況、今後の福祉活動に対する意識・考え等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■市民調査

調査対象	住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の市民の中から、3,000 人を無作為抽出
調査方法	配布・回収ともに郵送
調査期間	令和 3 年 7 月 16 日～7 月 31 日

■民生委員・児童委員調査

調査対象	民生委員・児童委員 202 人（悉皆）
調査方法	民生委員児童委員協議会を通じて配布・回収
調査期間	令和 3 年 7 月 2 日～8 月 13 日

■関係団体調査

調査対象	市社会福祉協議会登録ボランティア団体 80 団体
調査方法	配布・回収ともに郵送
調査期間	令和 3 年 6 月 29 日～7 月 20 日

■福祉事業所調査

調査対象	市内の福祉事業所 163 事業所
調査方法	配布・回収ともに郵送
調査期間	令和 3 年 6 月 29 日～7 月 20 日

■福祉以外事業所調査

調査対象	市内の事業所 1,730 か所
調査方法	近江八幡商工会議所・安土商工会を通じての配布・FAXによる回収
調査期間	令和 3 年 8 月～9 月 20 日

【回収結果】

		配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回答率
市民調査		3,000 件	1,124 件	37.5%	1,121 件	37.4%
民生委員・児童委員調査		202 件	194 件	96.0%	194 件	96.0%
関係団体調査		80 件	74 件	92.5%	74 件	92.5%
福祉事業所調査		163 件	73 件	44.8%	73 件	44.8%
内 訳	訪問系事業所	25 件	12 件	48.0%	12 件	48.0%
	高齢者関係事業所	55 件	27 件	49.1%	27 件	49.1%
	障がい者（児）関係事業所	49 件	17 件	34.7%	17 件	34.7%
	子育て関係事業所	34 件	17 件	50.0%	17 件	50.0%
福祉以外事業所		1,730 件	36 件	2.1%	36 件	2.1%

【調査結果の見方】

- 図表中の「n」とは、回答者総数（または該当質問での該当者数）のことです。
- 集計は、小数点第2位を四捨五入しています。したがって、数値の合計が100.0%前後になる場合があります。
- 回答の比率（%）は、該当質問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答の場合はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- 無記入、回答の読み取りが著しく困難な場合、1つまでの回答を求めている設問に対し2つ以上回答していた場合は「不明・無回答」として処理しています。
- クロス集計のグラフや表の場合、表側項目の無回答は省略しています。
- クロス集計内の網かけは、クロス項目（表側の項目）ごとの上位3項目を示しており、数値が大きくなるにしたがって網かけの色が濃くなります。
- **市**は市民調査、**民**は民生委員・児童委員調査、**団**は関係団体調査、**福**は福祉事業所調査の略称です。
- 自治計画策定時の調査とは、平成28年度に本市で実施したアンケート調査のことです。

1) 福祉に関する意識

アンケート からの 現状と課題

- 引き続き、障がいや認知症のある人、外国人住民等への理解促進を進めていく必要がある。
- また、経済的困窮やひきこもりについても、より社会全体の課題として捉えていく必要がある。

市 ふだんの生活の中で、障がい・認知症のある人への差別・偏見、国籍による差別・偏見があるかについて尋ねたところ、4割が「ある」（「ある」と「少しはある」の計）と回答している。高齢者への差別・偏見、性別による差別・偏見については、3割が「ある」（「ある」と「少しはある」の計）と回答している（図5-1）。

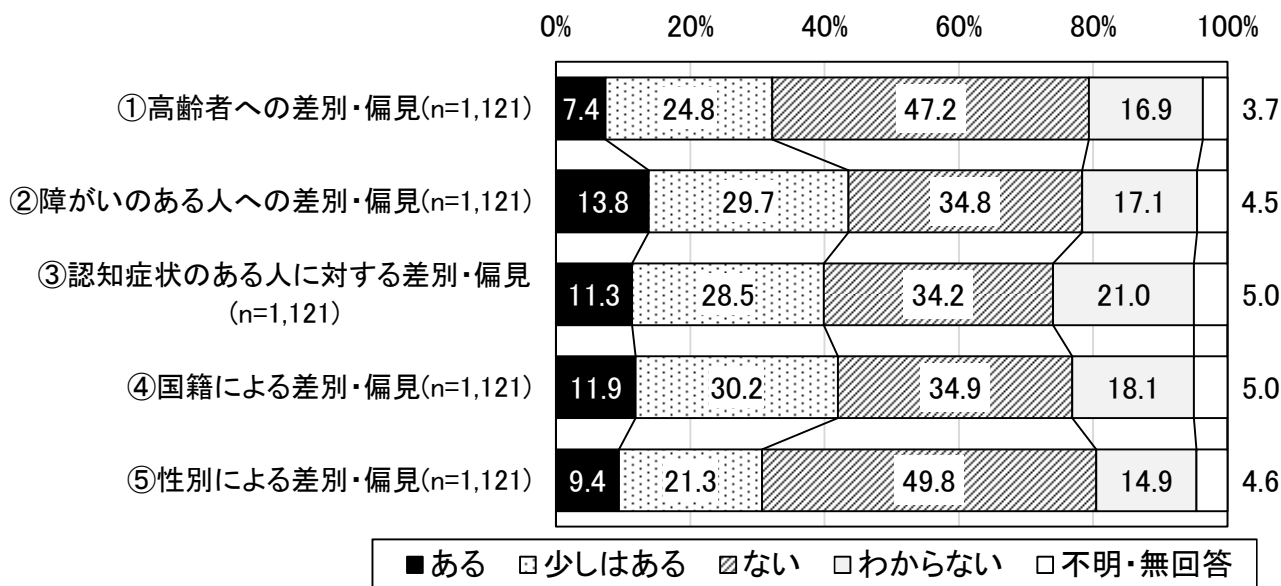
市 生活保護受給者に対する偏見や差別があると思うかについて尋ねたところ、4割が「思う」と回答している（図5-2）。

市 経済的困窮やひきこもり・ニートは、本人や家族だけでなく、社会全体の問題であるかについて、5割が「思う」と回答している（図5-2）。

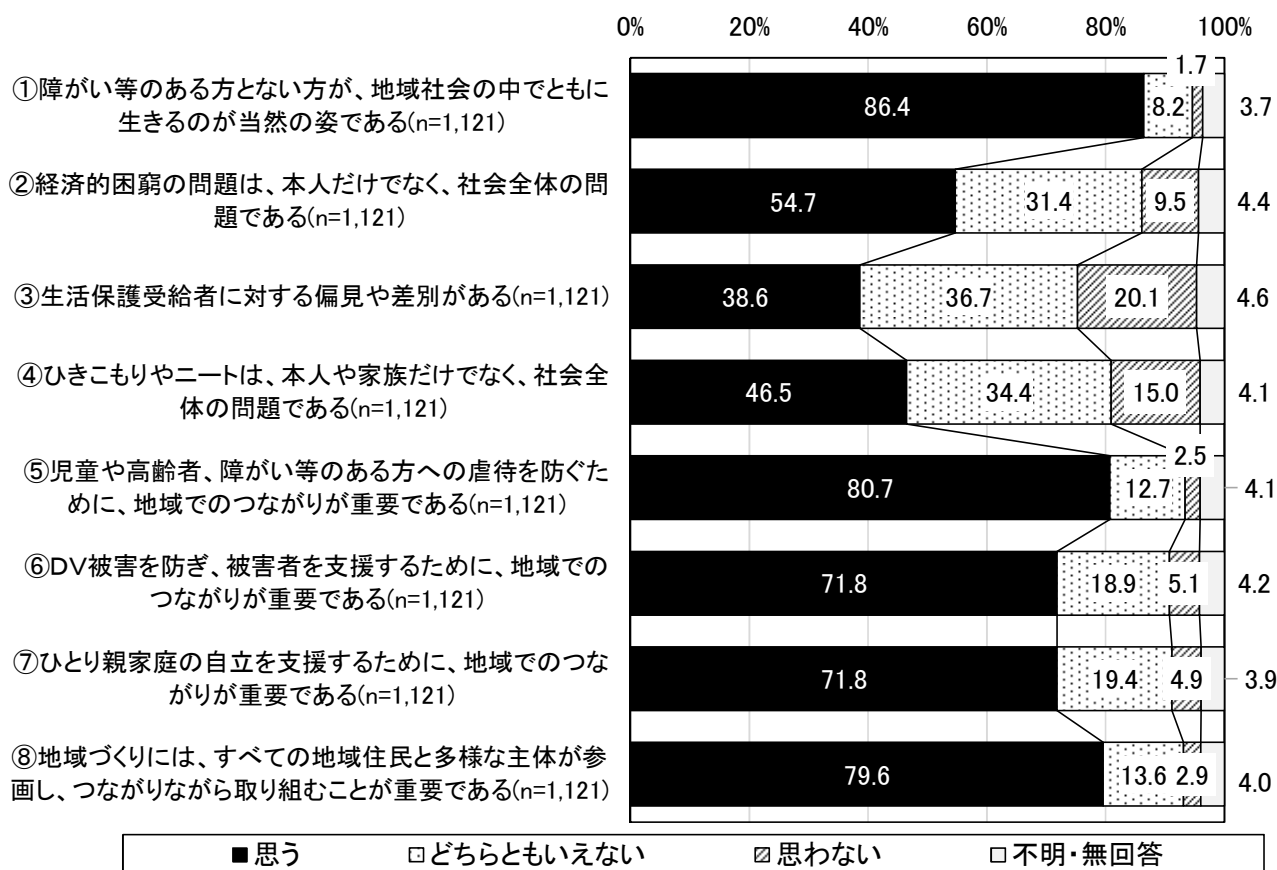
民 活動の中で「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」に取り組む人は42.3%で、活動年数5年以上の人の58.0%の人が取り組んでいる（図5-3）。今後「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」を必要と考える人は45.4%（同程度）で、活動年数5年以上の人の6割が必要と考えている（図5-4）。

福 支援を必要とする人を地域で支えていくため必要な取り組みで、「地域でのささえあいの意識づくり」は47.9%で、特に子育て関係事業所で多い（図5-5）。

【図5-1 市民：ふだんの生活の中で、以下のような差別や偏見があると思うか（Q45）】



【図5-2 市民：次のような考え方についての認識（Q61）】



【図5-3 民生委員・児童委員：現在の活動内容（Q6）】

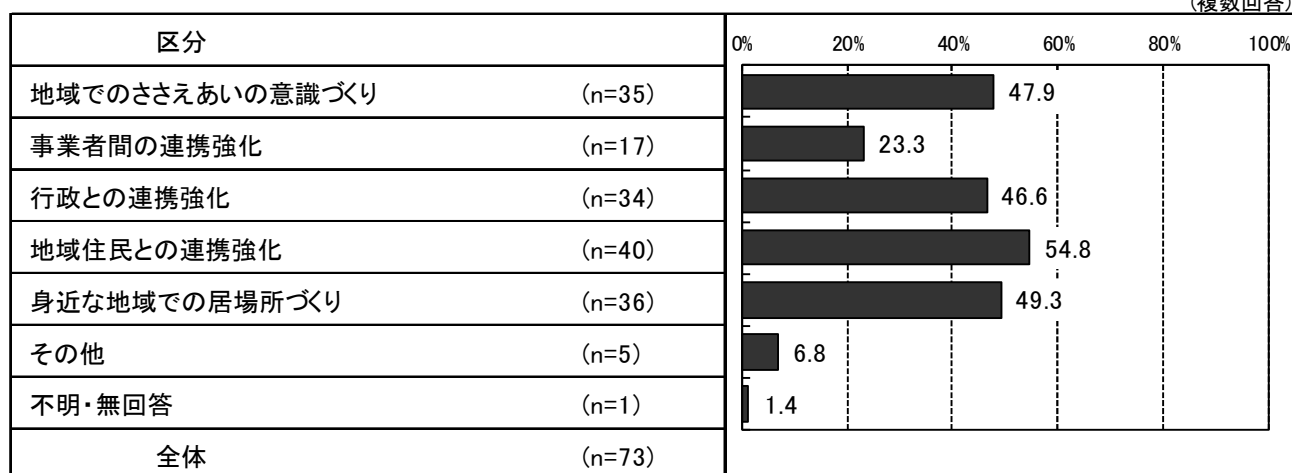
		(n)	ひとり暮らし高齢者・高齢のみ世帯の社会的孤立防止（見守り活動）	認知症の方やその家族への支援	ひきこもりの人の社会復帰への支援	障がいのある人の地域生活支援	高齢者や障がいのある人の消費者被害の防止	生活困窮者の自立支援	災害時の避難等に関する支援	地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携	高齢者のサロンやいきいき百歳体操の運営支援	子育て世帯への支援
全体		194	86.6	17.5	7.7	14.4	9.3	5.2	32.5	57.7	47.4	16.5
性別	男性	114	92.1	17.5	10.5	14.9	10.5	7.0	36.0	63.2	52.6	11.4
	女性	76	78.9	18.4	3.9	13.2	7.9	1.3	28.9	48.7	40.8	25.0
年齢	59歳以下	15	53.3	6.7	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	33.3	20.0	33.3
	60歳代	96	91.7	12.5	5.2	13.5	7.3	7.3	29.2	59.4	43.8	15.6
	70歳以上	77	88.3	27.3	11.7	15.6	14.3	3.9	37.7	62.3	58.4	14.3
活動年数	5年未満	143	87.4	14.7	4.2	14.7	6.3	3.5	31.5	55.9	46.9	12.6
	5年以上	50	86.0	26.0	18.0	14.0	18.0	10.0	36.0	64.0	50.0	28.0
		(n)	地域住民の支え合いに向けた意識づくり	地域福祉活動に関する周知・啓発	支援が必要な人と専門機関とのつなぎ	高齢者や児童、障がい者等の虐待防止に向けた取り組み	障がい者の差別解消に向けた取り組み	権利擁護に関する取り組み	地域福祉の担い手の確保と育成	その他	不明・無回答	
全体		194	42.3	25.3	34.0	7.2	2.1	2.1	16.0	3.6	1.0	
性別	男性	114	48.2	29.8	35.1	7.9	2.6	2.6	17.5	4.4	0.0	
	女性	76	32.9	18.4	32.9	6.6	1.3	1.3	11.8	2.6	1.3	
年齢	59歳以下	15	20.0	20.0	33.3	6.7	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	
	60歳代	96	34.4	24.0	33.3	7.3	1.0	2.1	12.5	2.1	1.0	
	70歳以上	77	54.5	28.6	35.1	7.8	3.9	2.6	20.8	6.5	0.0	
活動年数	5年未満	143	37.1	24.5	33.6	6.3	1.4	2.1	9.8	2.8	0.7	
	5年以上	50	58.0	28.0	36.0	10.0	4.0	2.0	34.0	6.0	0.0	

【図5-4 民生委員・児童委員：今後の活動で必要なもの（Q27）】

		(n)	ひとり暮らし高齢者・高齢のみ世帯の社会的孤立防止（見守り活動）	認知症の方やその家族への支援	ひきこもりの人の社会復帰への支援	障がいのある人の地域生活支援	高齢者や障がいのある人の消費者被害の防止	生活困窮者の自立支援	災害時の避難等に関する支援	地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携	サロンなどの地域で集える場づくり	子育て世帯への支援
全体		194	83.0	42.3	24.7	29.4	22.2	17.0	48.5	46.9	45.4	24.2
性別	男性	114	88.6	49.1	26.3	30.7	23.7	19.3	53.5	54.4	46.5	18.4
	女性	76	76.3	31.6	23.7	27.6	19.7	11.8	42.1	38.2	44.7	34.2
年齢	59歳以下	15	80.0	66.7	40.0	40.0	26.7	20.0	53.3	40.0	40.0	53.3
	60歳代	96	82.3	37.5	22.9	31.3	21.9	19.8	44.8	44.8	40.6	22.9
	70歳以上	77	83.1	42.9	24.7	27.3	22.1	13.0	53.2	49.4	51.9	20.8
活動年数	5年未満	143	86.0	39.9	19.6	26.6	21.0	13.3	45.5	47.6	45.5	18.9
	5年以上	50	74.0	48.0	40.0	38.0	26.0	26.0	56.0	46.0	44.0	40.0
		(n)	地域住民の支え合いに向けた意識づくり	地域福祉活動に関する周知・啓発	支援が必要な人と専門機関とのつなぎ	高齢者や児童、障がい者等の虐待防止に向けた取り組み	障がい者の差別解消に向けた取り組み	権利擁護に関する取り組み	地域福祉の担い手の確保と育成	その他	特にない・わからない	不明・無回答
全体		194	45.4	21.1	32.0	12.9	7.2	4.6	49.5	0.0	1.0	3.6
性別	男性	114	47.4	22.8	31.6	14.0	9.6	6.1	51.8	0.0	1.8	2.6
	女性	76	44.7	19.7	32.9	11.8	3.9	1.3	47.4	0.0	0.0	2.6
年齢	59歳以下	15	53.3	13.3	46.7	20.0	20.0	13.3	73.3	0.0	0.0	0.0
	60歳代	96	34.4	18.8	31.3	10.4	7.3	3.1	51.0	0.0	2.1	4.2
	70歳以上	77	55.8	26.0	27.3	14.3	5.2	5.2	40.3	0.0	0.0	3.9
活動年数	5年未満	143	40.6	18.9	29.4	10.5	7.0	2.8	44.1	0.0	0.0	3.5
	5年以上	50	60.0	28.0	38.0	20.0	8.0	10.0	64.0	0.0	4.0	4.0

【図5-5 福祉事業所：支援を必要とする人を地域で支えていくため必要な取り組み（Q4-1）】

(複数回答)



2) 交流事業の認知度

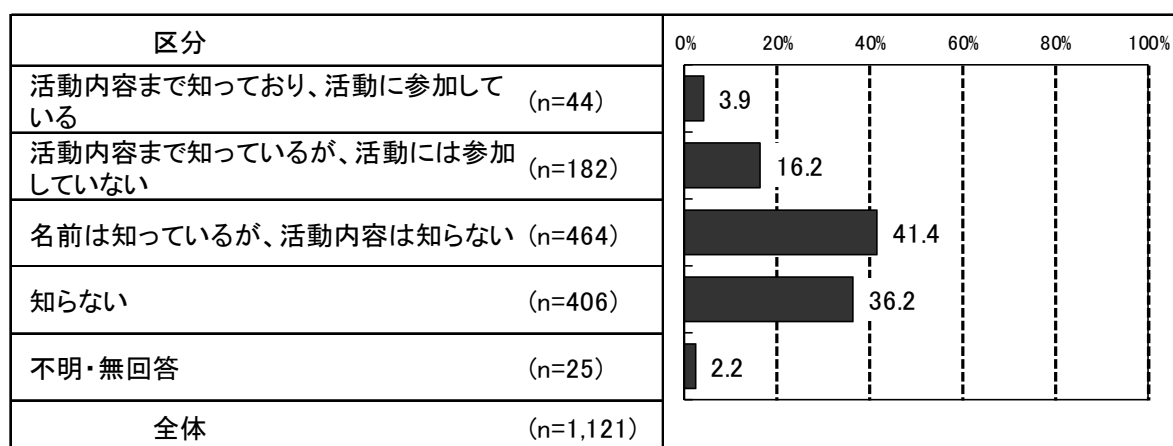
アンケート からの 現状と課題

○学区社協等による様々な交流事業が行われているが、(地区)社会福祉協議会の事業の内容が多く市民に普及していない。

市 学区社協の活動内容の認知度（「活動内容まで知っており、活動に参加している」「活動内容まで知っているが、活動には参加していない」の計）は2割程度となっている（図5-6）。

市 学区社協の交流機会として、「ふれあいカフェ・ワンコインカフェなど」があるが、認知度は10.2%となっている。

【図5-6 市民：学区社協の認知度（Q50）】



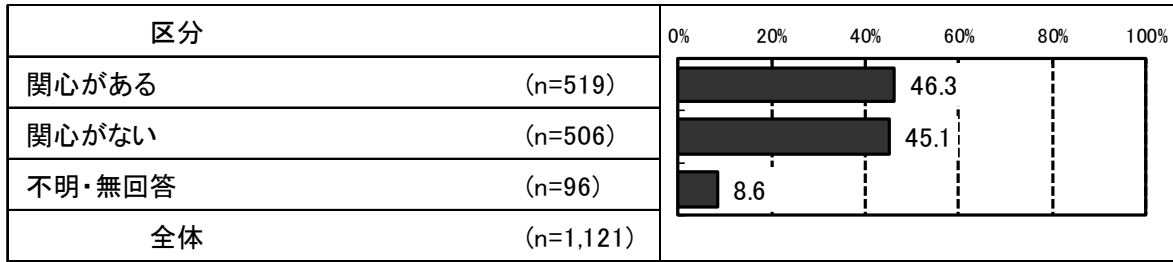
3) 地域活動への参加状況、考え

アンケート からの 現状と課題

○地域活動（ボランティア・NPO活動含む）に関心があるが、参加できていない人が4割程度いる。

- 市 地域活動（ボランティア・NPO活動含む）に「関心がある」が46.3%、「関心がない」が45.1%となっている。「関心がある」と回答した人のうち、現在、地域活動に参加していない人は4割程度（図5-7）。
- 市 地域活動（ボランティア・NPO活動含む）に「関心がある」人の96.3%が今後の地域活動への参加意向を持っている（図5-9）。
- 市 地域活動（ボランティア・NPO活動含む）に「関心がある」が、現在、地域活動に参加していない人の不参加理由は「時間が合わない、時間的な余裕がない」が50.5%で最も多く、「どのような行事や地域活動があるかわからない」（30.2%）、「知り合いがいいため参加しにくい」（19.8%）と続いている（図5-8）。
- 市 今後の地域活動への参加意向について、自治計画策定時の調査結果と比較すると、今回は「条件が合えば参加してもよい」「参加したくない」が自治計画と比べて多く、「なんでも積極的に参加したい」「興味のあることなら参加したい」が少なくなっている（図5-9）。
- 市 「条件が合えば参加してもよい」と答えた人の条件は、「無理せず自分のペースでできれば」が73.6%で最も多く、次いで「時間に余裕ができれば」が50.0%、「体力的な負担が少なければ」が30.9%で続いている。属性ごとに違いがみられ、29歳以下・30歳代では、「パート・アルバイトとして有償で参加できれば」、70歳以上は「体力的な負担が少なければ」が他の年代と比べて多くなるなどの傾向がみられる（図5-10）。
- 民 活動の中で「地域福祉の担い手の確保と育成」に取り組む人は16.0%で、活動年数5年以上の人は34.0%。今後「地域福祉の担い手の確保と育成」を必要と考える人は49.5%と大きく上昇（16.0%→49.5%）、若い年齢層や活動年数が長い人で特に重要と考える人が多い（図5-3、図5-4）。
- 福 約7割の事業所が何らかの形で地域福祉活動を実施。具体的な活動内容としては「地域交流」が最も多い。約1割の事業所が今後何らかの地域活動を予定している（図5-11）。
- 福 地域福祉活動への参画・推進にあたって必要なこととして、多くの事業所において業務が多いこと・人材不足により「人と時間の余裕」が必要との意見が多い。また、地域福祉活動を進めるにあたっては「地域や行政等との連携」、そして福祉・各事業所の取り組み等に対する市民の理解が求められている。

【図5-7 市民：地域活動（ボランティア・NPO活動含む）への関心（Q26）】



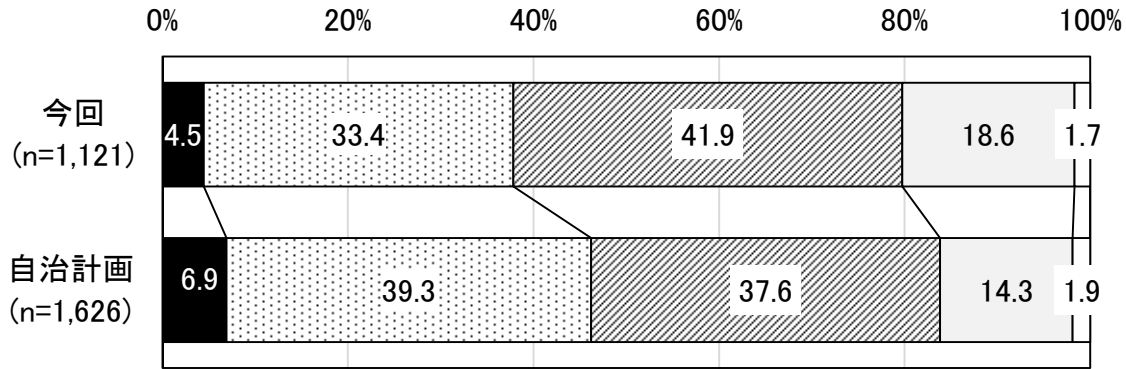
	(n)	地域活動への参加状況					
		参加している	コロナウイルス感染症拡大により活動が休止している	以前は参加していたが、今は参加していない	今まで参加したことがない	不明・無回答	
全体	1,121	27.4	9.8	17.7	36.2	8.9	
地域活動への関心	関心がある	519	43.0	10.4	17.3	25.4	3.9
	関心がない	506	14.0	8.7	15.6	48.4	13.2

【図5-8 市民：地域活動の不参加理由（Q26-2）】

	(n)	あなたが現在、地域活動に参加していない理由は何ですか										
		ない	興味のある行事や活動が人づきあいが苦手	どのような行事や地域活動があるかわからない	どのような行事や地域活動があるかわからない	時間がない	経済的な余裕がなく参加できない	参加したいが情報が得られない	加しにくい	知り合いがいらないため参加しない	特に関心はない	その他
全体	604	15.1	14.4	22.4	38.9	8.1	8.8	19.2	22.8	13.2	6.0	
地域活動への関心	関心がある	222	14.0	9.5	30.2	50.5	6.3	17.1	19.8	2.3	14.0	6.3
	関心がない	324	15.7	18.5	19.4	35.2	10.2	4.0	19.8	38.6	11.7	2.2

【図5-9 市民：地域活動（ボランティア・NPO活動含む）への参加意向（Q27）】

	(n)	あなたは、今後（も）、地域活動に参加したいと思いますか					
		なんでも積極的に参加したい	興味のあることなら参加したい	条件が合えば参加してもよい	参加したくない	不明・無回答	
全体	1,121	4.5	33.4	41.9	18.6	1.7	
地域活動への 関心	関心がある	519	8.3	39.7	48.4	3.3	0.4
	関心がない	506	1.0	26.7	36.6	35.0	0.8



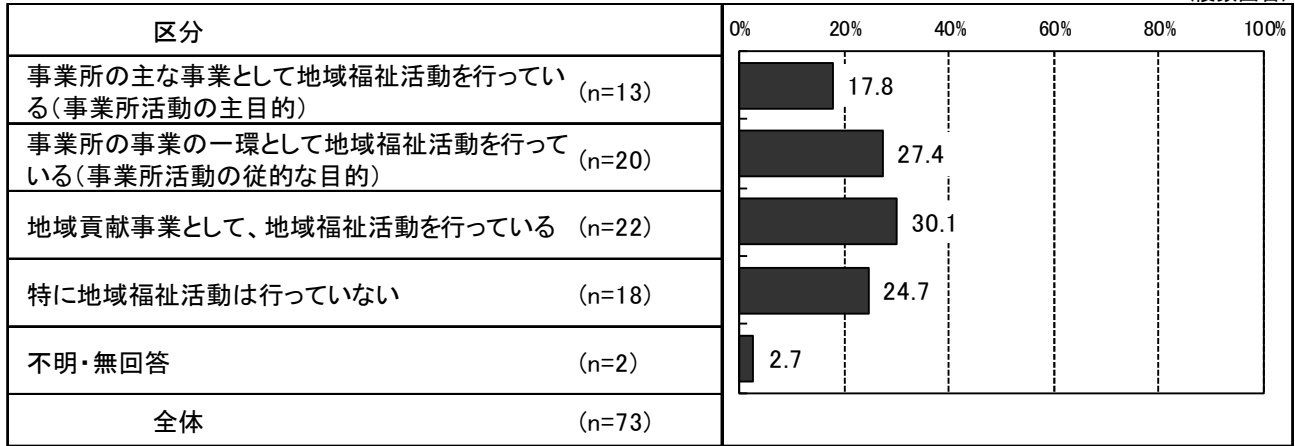
■なんでも積極的に参加したい □興味のあることなら参加したい □条件が合えば参加してもよい
 □参加したくない □不明・無回答

【図5-10 市民：今後、どのような条件が整えば、地域活動に参加してもよいと思うか
(Q27-1)】

		(n)	無理せず自分のペースで できれば	時間に余裕ができれば	参加の依頼があれば	具体的にどのような活動 をしているのがわかれば	知り合いに誘われれば	参加の仕方がわかれば	自分に何らかのメリットが あれば	興味のある活動ができ ば	趣味や特技などを活かす ことができれば	体力的な負担が少なけれ ば
全体		470	73.6	50.0	26.6	21.1	16.0	7.9	8.5	23.0	18.7	30.9
年齢	29歳以下	22	68.2	59.1	31.8	18.2	27.3	9.1	13.6	18.2	22.7	18.2
	30歳代	57	66.7	70.2	19.3	22.8	21.1	10.5	21.1	35.1	12.3	21.1
	40歳代	64	81.3	73.4	25.0	18.8	20.3	7.8	10.9	34.4	15.6	20.3
	50歳代	79	65.8	62.0	34.2	20.3	10.1	6.3	5.1	16.5	15.2	26.6
	60歳代	90	75.6	50.0	24.4	25.6	13.3	4.4	3.3	20.0	25.6	34.4
	70歳以上	143	77.6	25.9	27.3	19.6	15.4	9.8	6.3	18.9	19.6	42.0
		(n)	活動で同世代の人と知り合い になれば	家族の協力や理解があれば	既に活動している人の協力や 理解があれば	できる範囲のことから活動に 参加できれば	交通費や昼食などの金銭的な 支援があれば	パート・アルバイトとして有償 で参加できれば	会議・打合せなどの回数、時間 が少なければ	新型コロナウイルスのワクチン 接種等の対策が取られれば	その他	不明・無回答
全体		470	11.7	11.9	7.2	28.7	8.7	8.5	20.9	10.6	2.8	0.9
年齢	29歳以下	22	9.1	9.1	0.0	13.6	13.6	22.7	13.6	13.6	4.5	0.0
	30歳代	57	12.3	15.8	7.0	24.6	21.1	15.8	31.6	17.5	0.0	0.0
	40歳代	64	10.9	10.9	10.9	34.4	6.3	10.9	31.3	12.5	1.6	0.0
	50歳代	79	3.8	11.4	2.5	27.8	6.3	7.6	30.4	13.9	3.8	0.0
	60歳代	90	10.0	14.4	10.0	31.1	8.9	7.8	18.9	8.9	2.2	0.0
	70歳以上	143	18.2	9.8	8.4	28.7	4.9	2.8	8.4	5.6	2.8	2.1

【図5-11 福祉事業所：地域福祉活動への取り組み状況（Q2-1）】

(複数回答)



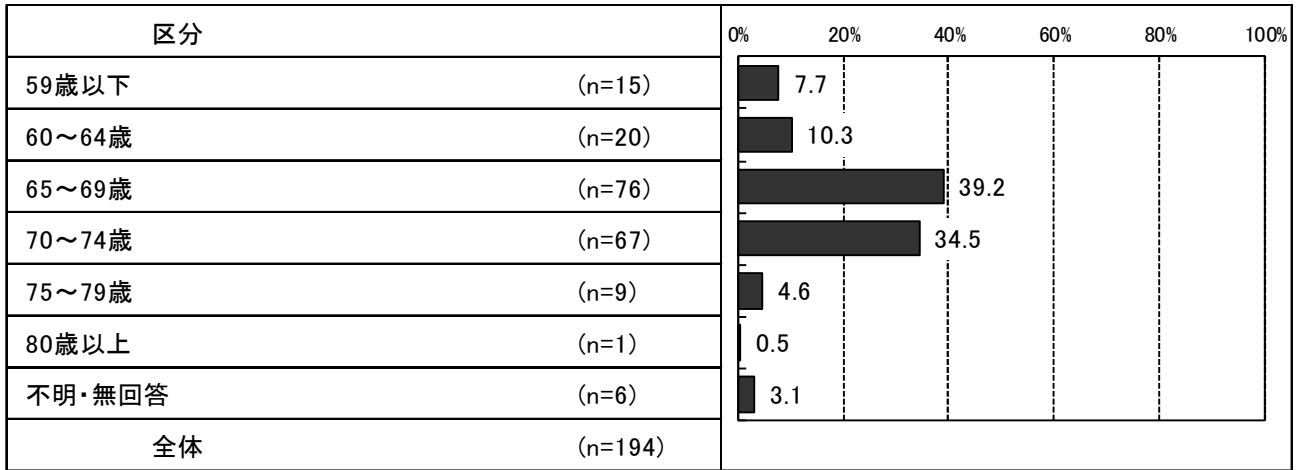
4) 担い手（福祉関係者）が抱える問題・課題

アンケート からの 現状と課題

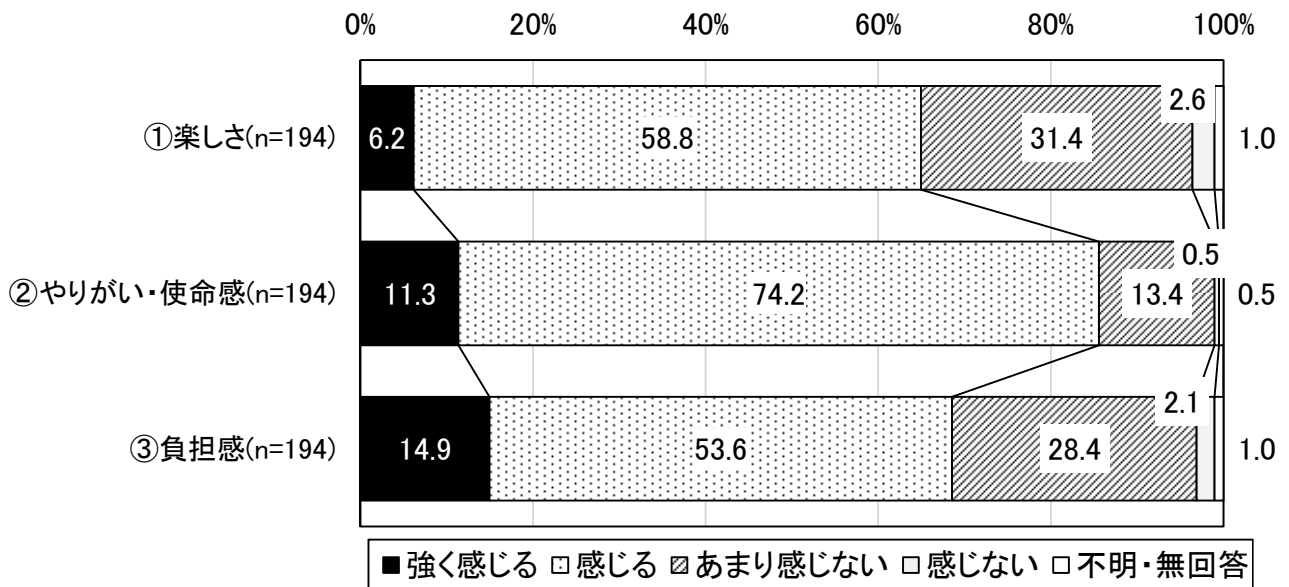
- 民生委員・児童委員の多くがやりがいを感じているものの、多くの方が負担を感じている。
- 民生委員・児童委員活動において、どこまで踏み込むのか、どこまで援助すればよいかわからず苦勞している人が多い。活動に関する情報が得られていない人が多いことから、活動に対する後方支援が必要。
- 団体や福祉事業所において、「人・マンパワーの確保」が大きな課題。

- 民 民生委員・児童委員の平均年齢は 67.9 歳で、約 8 割を高齢者が担っている（図 5-12）。
- 民 民生委員・児童委員活動に約 8 割の人がやりがい・使命感を感じているものの、約 7 割の人が活動に負担感を感じている。今後の活動意向は約半数の人は「続けたい（「充実させたい」と「しばらく続けたい」の計）」と答えているものの、約 2 割の人が「やめたい」と回答（図 5-13、図 5-14）。
- 民 活動の中での悩みや苦勞として、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」「予防や早期発見につながる情報を把握できない」「援助を必要とする人へどこまで援助をすればいいのか、また支援の方法がわからない」が多い。59 歳以下は「会議や研修などにとられる時間が多すぎる」がほかの年代より多い（図 5-15）。
- 民 活動にあたっての情報の入手で、約 8 割の人が入手できていると答えているが、1 割の人が入手できていない状況で、若い年代ほどその回答が多い（図 5-16）。そのためにも「他の団体・機関との連携の充実」「地域の福祉課題を話し合う会議や懇談会の充実」を求める人が多い（半数以上）（図 5-17）。
- 民 民生委員・児童委員活動の充実にあたっては、「個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備」「連携がとりやすい相談体制の強化」「情報共有のネットワーク・場づくり」を求める人が多い。活動に負担を感じている人は「受け持ち世帯数の低減」が多い（図 5-18）。
- 団 活動を行う上での問題点・課題は、「活動費・事業費」「人材・マンパワー」が 4 割と多い。「人材・マンパワー」については、会員の高齢化や後継者の育成、新規会員の加入（特に若い人）が課題となっている（図 5-19）。
- 団 地域福祉活動を活発にしていくために必要な支援として、「団体活動の PR」、「人・団体の育成」、「情報発信、指導」を求めるところが多い。特に団体活動の PR（周知）と人材確保（会員の高齢化している状況）を求める声大きい。
- 福 各事業所が業務を進めるにあたっての課題は「人材不足・確保・定着」。
- 福 地域福祉活動への参画・推進にあたって必要なこととして、多くの事業所において業務が多いこと・人材不足により「人と時間の余裕」が必要との意見が多い。また、地域福祉活動を進めるにあたっては「地域や行政等との連携」、そして福祉・各事業所の取り組み等に対する市民の理解が求められている。【再掲】

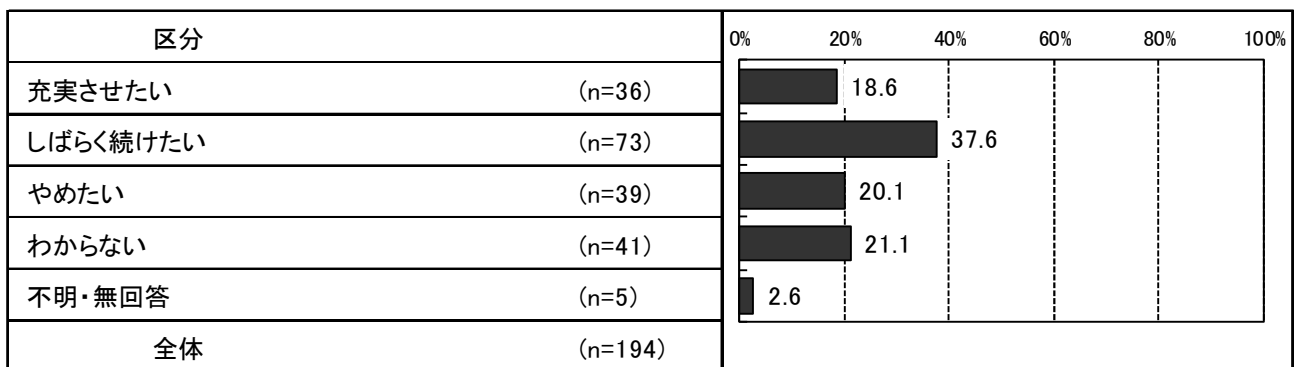
【図5-12 民生委員・児童委員：民生委員・児童委員の年齢（Q2）】



【図5-13 民生委員・児童委員：民生委員・児童委員活動に感じていること（Q8）】



【図5-14 民生委員・児童委員：今後の活動意向（Q8）】



【図5-15 民生委員・児童委員：活動の中での悩みや苦勞（Q26）】

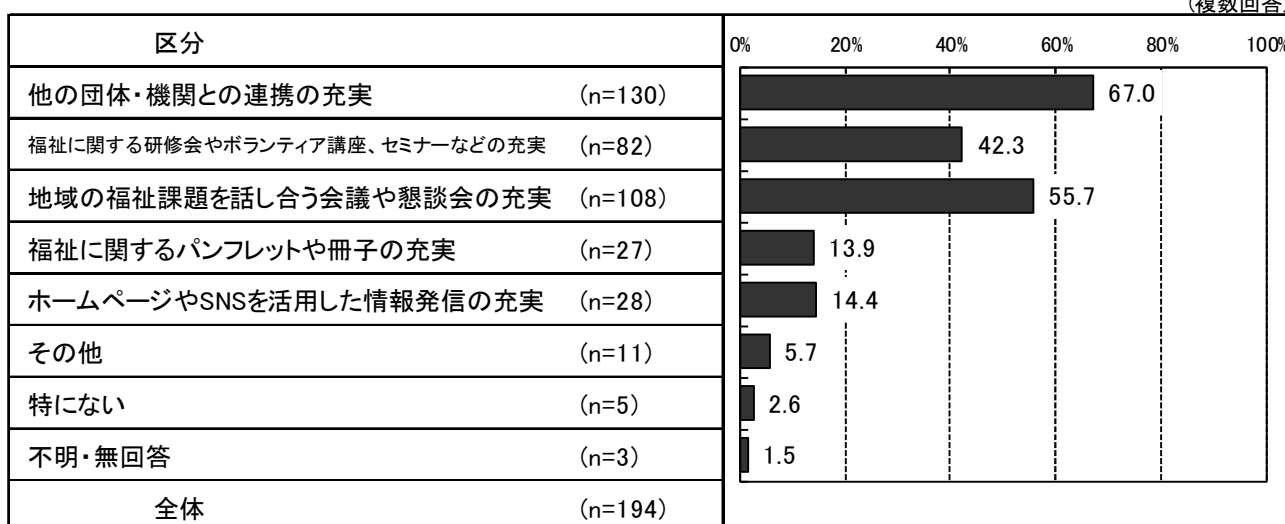
		(n)	か戸感う プ ライ バ シ ー に ど こ ま で 踏 み 込 ん で い い の か	予 防 や 早 期 発 見 に つ な が る 情 報 を 把 握 で き な い	社 会 福 祉 に 関 す る 知 識 の 習 得 、 情 報 の 整 理 が 追 い つ か な い	援 助 を 必 要 と す る 人 へ ど こ ま で 援 助 を す れ ば 良 い の か 、 ま た 支 援 の 方 法 が わ か ら な い	援 助 が 困 難 な 場 合 の 相 談 先 が 判 断 し に く い	若 い 人 が 興 味 を 持 ち や す い 活 動 が で き て い な い	や ら さ れ 感 が 強 く 、 自 発 的 な 活 動 に つ な が っ て い な い	活 動 が マ ン ネ リ 化 し て き て い る	行 政 の 協 力 が 得 に く い	社 会 福 祉 協 議 会 の 協 力 が 得 に く い	専 門 機 関 と の 連 携 が 取 り に く い	
全体		194	79.9	53.1	26.3	50.0	13.9	24.7	12.9	20.1	12.4	2.1	12.4	
年齢	59歳以下	15	80.0	46.7	40.0	53.3	20.0	40.0	13.3	33.3	13.3	0.0	6.7	
	60歳代	96	81.3	61.5	26.0	52.1	11.5	21.9	14.6	15.6	9.4	2.1	13.5	
	70歳以上	77	80.5	41.6	23.4	45.5	15.6	24.7	11.7	23.4	14.3	1.3	10.4	
活動年数	5年未満	143	83.9	55.9	30.1	53.1	11.2	21.7	14.7	19.6	9.1	2.8	8.4	
	5年以上	50	68.0	44.0	16.0	40.0	22.0	32.0	8.0	22.0	22.0	0.0	22.0	
		(n)	輩 が い な い	困 っ て い る こ と を 相 談 で き る 仲 間 や 先 輩 が い な い	配 布 物 や 調 査 な ど 、 行 政 や 社 会 福 祉 協 議 会 か ら の 協 力 依 頼 事 項 が 多 す ぎ る	会 議 や 研 修 な ど に と ら れ る 時 間 が 多 す ぎ る	自 治 会 や 町 内 会 の 行 事 な ど の 参 加 の 負 担 が 大 き い	相 談 件 数 が 多 す ぎ る	受 け 持 ち の 世 帯 数 が 多 す ぎ る	要 援 護 者 や そ の 家 族 等 か ら 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 活 動 へ の 理 解 が 得 ら れ な い	家 族 の 理 解 が 得 ら れ な い	そ の 他	特 に な い	不 明 ・ 無 回 答
全体		194	1.5	13.9	10.8	6.2	0.5	14.9	7.7	3.6	4.6	0.0	2.6	
年齢	59歳以下	15	0.0	26.7	46.7	13.3	0.0	20.0	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	60歳代	96	2.1	11.5	7.3	5.2	0.0	15.6	7.3	6.3	4.2	0.0	1.0	
	70歳以上	77	1.3	13.0	6.5	5.2	1.3	13.0	9.1	1.3	6.5	0.0	3.9	
活動年数	5年未満	143	1.4	9.1	7.7	4.9	0.0	16.1	5.6	4.2	4.9	0.0	2.8	
	5年以上	50	2.0	26.0	18.0	8.0	2.0	12.0	14.0	2.0	4.0	0.0	2.0	

【図5-16 民生委員・児童委員：活動にあたっての情報の入手（Q12）】

		(n)	入手できている	ある程度入手できている	ほとんど入手できていない	まったく入手できていない	不明・無回答
全体		194	8.8	75.8	13.9	0.5	1.0
年齢	59歳以下	15	13.3	60.0	20.0	6.7	0.0
	60歳代	96	8.3	76.0	13.5	0.0	2.1
	70歳以上	77	9.1	81.8	9.1	0.0	0.0

【図5-17 民生委員・児童委員：必要な情報を得るためには、充実するとよいと思うこと（Q13）】

(複数回答)

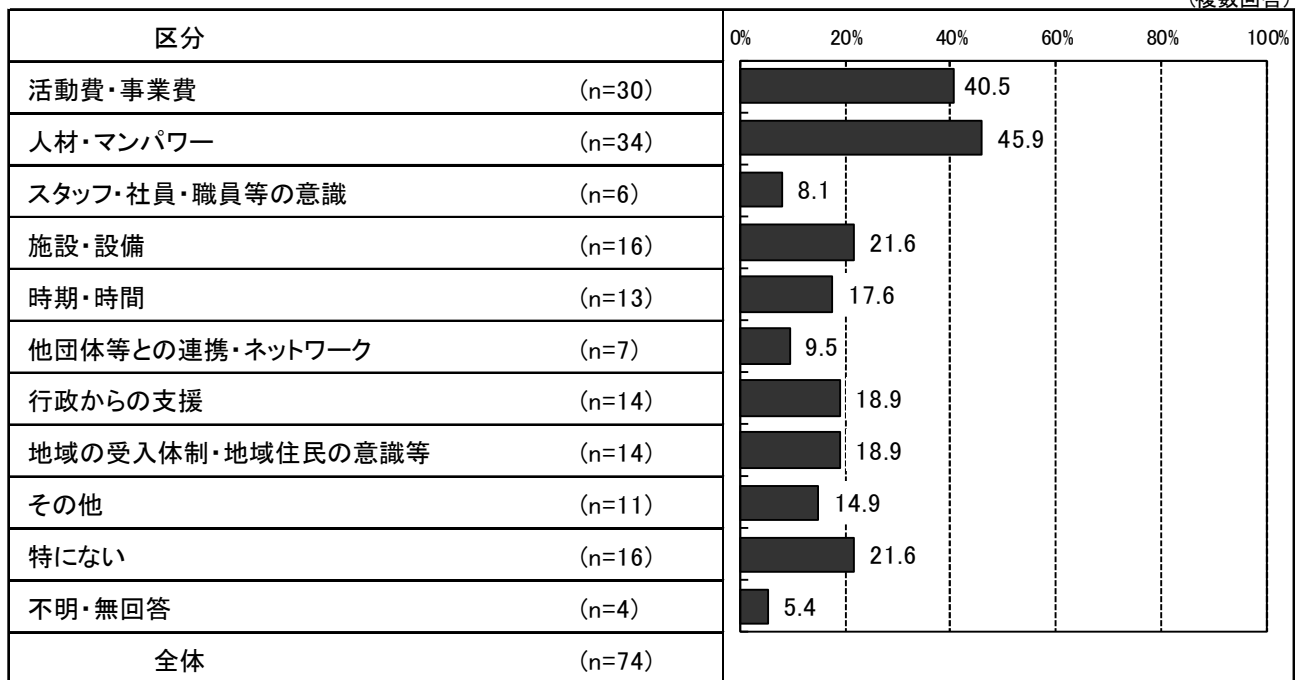


【図5-18 民生委員・児童委員：民生委員・児童委員活動の充実の条件（Q30）】

		(n)	個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備	福祉の制度の知識や情報に関する研修の充実	支援方法や援助技術に関する研修の充実	行政や社協などの専門機関との連携がとりやすい相談体制の強化	専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり	民生委員・児童委員同士の連携の強化	病気や不在時等における、見守りや支援の代替が可能な体制の整備	会議や研修などの時間の短縮
全体		194	54.1	34.5	38.1	45.4	43.3	29.9	20.6	12.9
負担感	感じる	133	55.6	31.6	34.6	46.6	39.8	29.3	24.8	10.5
	感じない	59	50.8	39.0	44.1	44.1	50.8	32.2	11.9	16.9
		(n)	配布物や調査などの協力依頼事項の負担軽減	経済的な負担に対する財政的な支援	人員増加による一人当たり受け持ち世帯数の低減	民生委員・児童委員に対する地域社会の理解向上のための広報・PR活動の強化	その他	特になし・わからない	不明・無回答	
全体		194	10.3	4.6	26.3	27.3	4.1	4.1	3.1	
負担感	感じる	133	12.0	5.3	30.1	27.1	3.8	6.0	2.3	
	感じない	59	6.8	3.4	15.3	28.8	5.1	0.0	5.1	

【図5-19 団体：活動を行う上での問題点・課題（Q1-⑤）】

(複数回答)



5) 福祉関係者の認知度

アンケート からの 現状と課題

○住んでいる地域の民生委員・児童委員の認知度は5割程度、市社会福祉協議会・学区社協の活動内容の認知度は2割程度となっており、地域の担い手や活動内容が多くの人に普及していない。

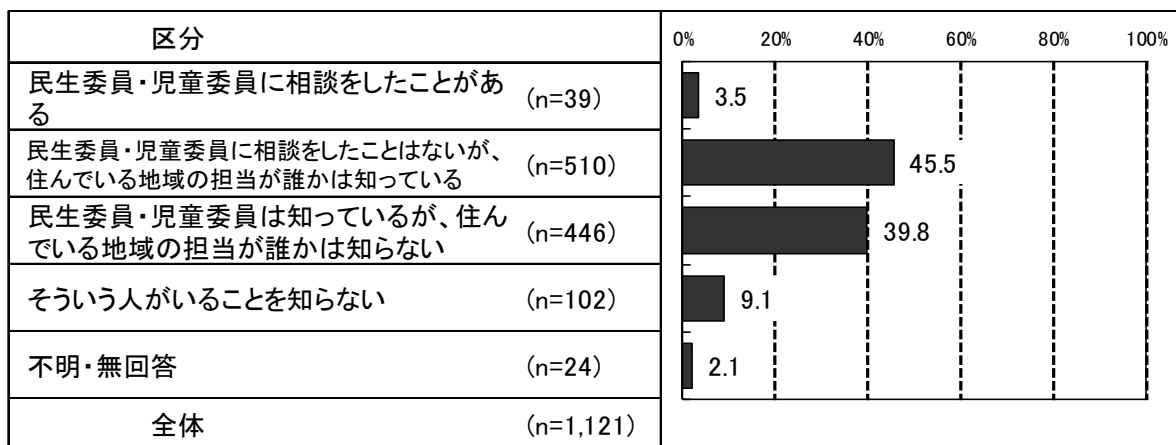
市 住んでいる地域の民生委員・児童委員の認知度（「民生委員・児童委員に相談をしたことがある」「民生委員・児童委員に相談をしたことはないが、住んでいる地域の担当が誰かは知っている」の計）は5割程度となっている（図5-20）。

市 市社会福祉協議会の認知度について、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が56.3%で最も多く、次いで「知らない」が22.4%、「活動内容まで知っている」が19.0%で続いている（図5-21）。

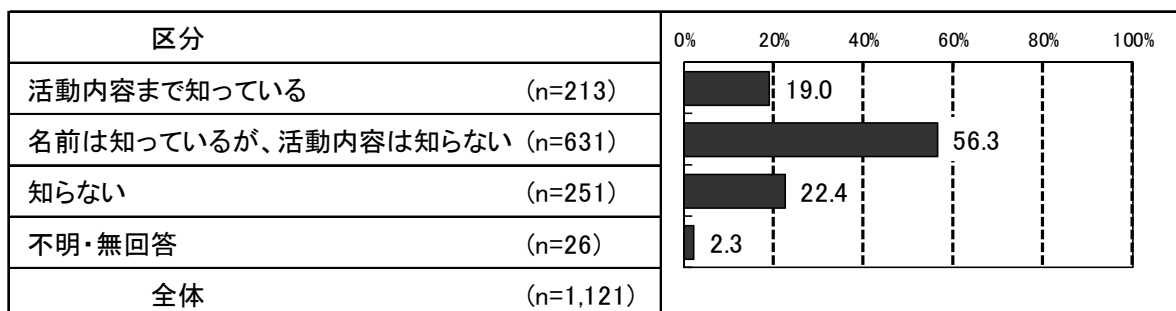
市 学区社協の活動内容の認知度（「活動内容まで知っており、活動に参加している」「活動内容まで知っているが、活動には参加していない」の計）は2割程度となっている（図5-6）。【再掲】

団 関係団体から活動に対するPRや市民の理解浸透を求める意見が出ている。

【図5-20 市民：民生委員・児童委員の認知度（Q47）】



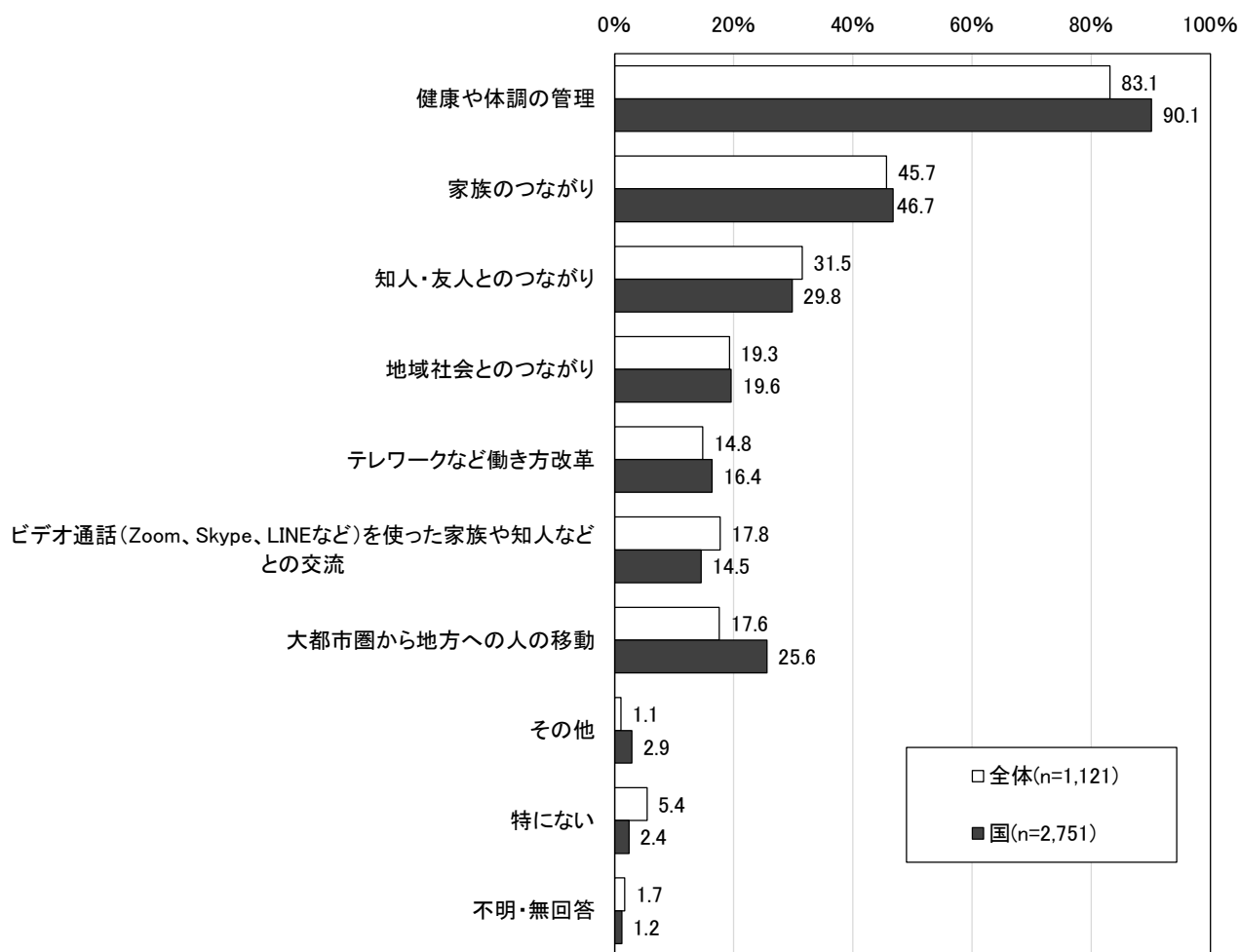
【図5-21 市民：市社会福祉協議会の認知度（Q48）】



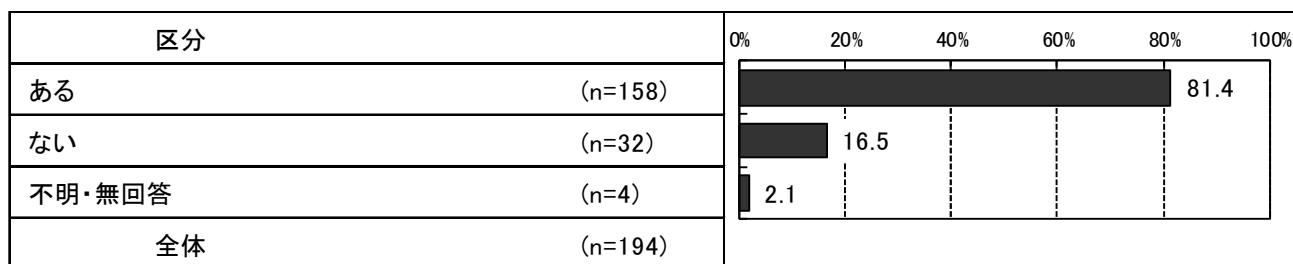
6) 新型コロナウイルス感染症拡大による活動への影響

<p>アンケート からの 現状と課題</p>	<p>○アフターコロナを見据えた新たなつながりづくりが必要。 ○新型コロナウイルス感染症拡大により、民生委員・児童委員・地域活動団体・事業所に影響があり、新たな活動スタイルの創造が必要。</p>
<p>市</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響でより重要と意識するようになったことは「健康や体調の管理」が83.1%で最も多く、次いで「家族のつながり」が45.7%、「知人・友人とのつながり」が31.5%で続いている（図 5-22）。</p> <p>市 国の「地域社会の暮らしに関する世論調査（人口 20 万人未満）」の調査結果と比較すると、本市は「ビデオ通話（Zoom、Skype、LINEなど）を使った家族や知人などとの交流」が国と比べて多くなっている（図 5-22）。</p> <p>民 民生委員・児童委員活動で81.4%の人が新型コロナウイルス感染症による影響があったと答え、うち91.8%の人が「イベントや行事が中止になった」と回答（図 5-23、図 5-24）。そのような状況下において、「手洗い、消毒」「マスク着用」「事前の検温」「距離を取る」「時間の短縮」など、各民生委員・児童委員が工夫しながら活動を展開（図 5-25）。</p> <p>民 新型コロナウイルス感染症拡大の中、期待する支援は、「情報の提供」（79.9%）が最も多く、次いで「感染防止策や活動事例の紹介」（41.8%）、「感染防止必要備品の提供」（28.4%）と続く（図 5-26）。</p> <p>団 新型コロナウイルス感染症により90.5%の団体が「影響があった」と回答。具体的には「活動イベントの減少・中止」「依頼の減少」「参加者の減少」と、活動に大きな影響があった（図 5-27）。</p> <p>福 新型コロナウイルス感染症により84.9%の事業所が「影響があった」と回答。具体的には、感染症対策として消毒・マスク着用、衛生用品の購入による経費の増加（図 5-28）。</p>

【図5-22 市民：新型コロナウイルス感染症の影響でより重要と意識するようになったこと (Q46)】

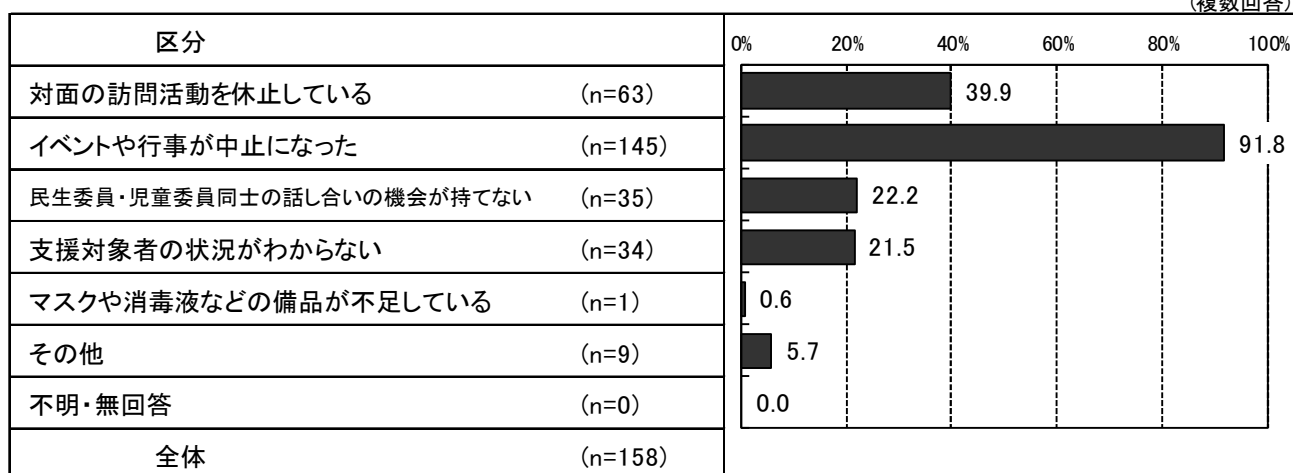


【図5-23 民生委員・児童委員：活動をする上で、新型コロナウイルス感染症の影響 (Q9)】



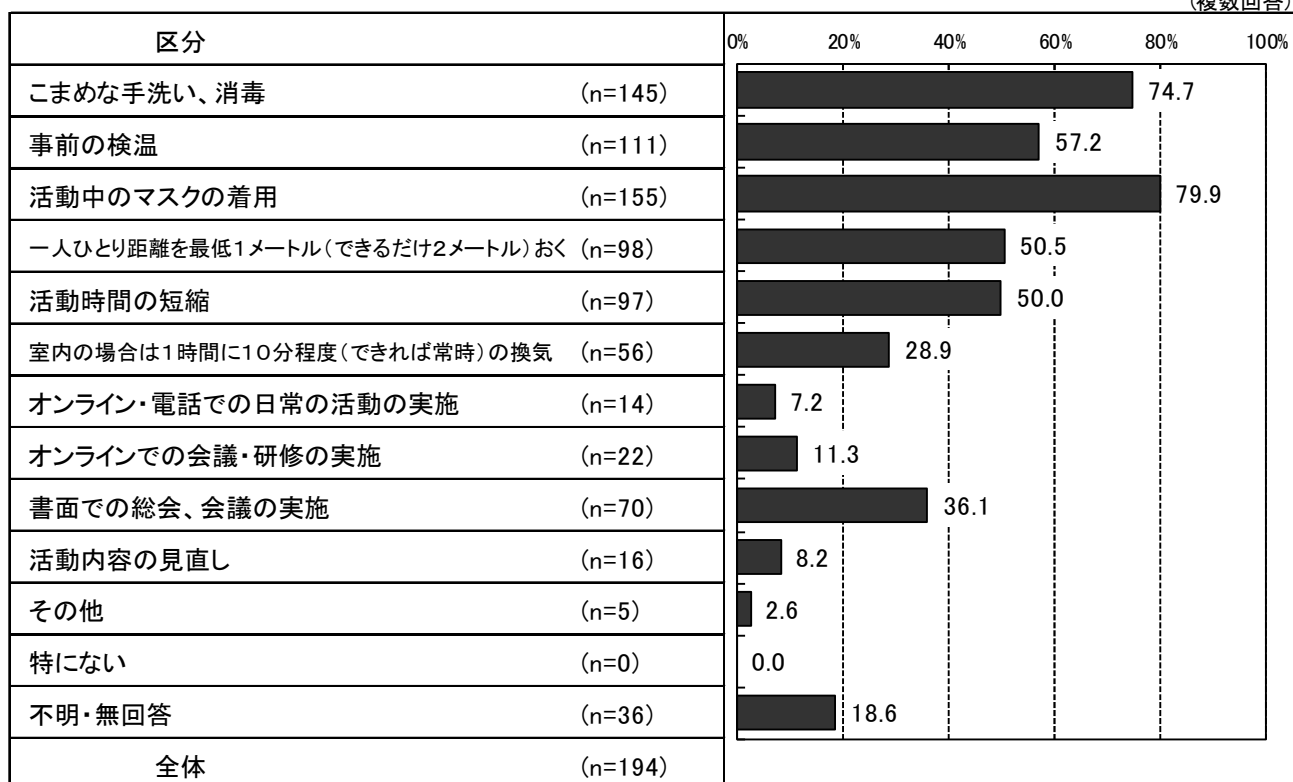
【図5-24 民生委員・児童委員：影響があった場合、どのような影響か（Q9-1）】

(複数回答)

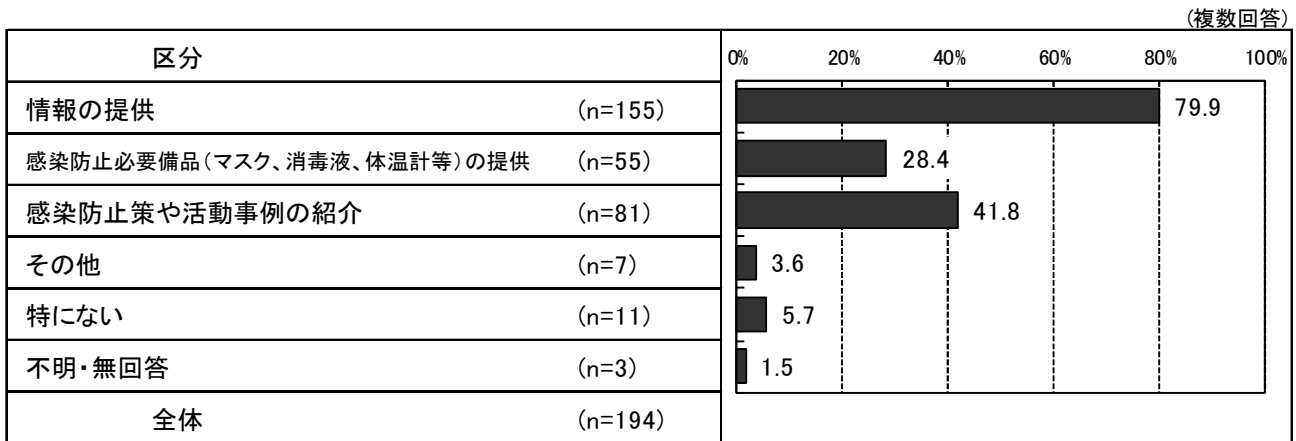


【図5-25 民生委員・児童委員：実践した「新たな取り組み」や「工夫した活動」(Q10)】

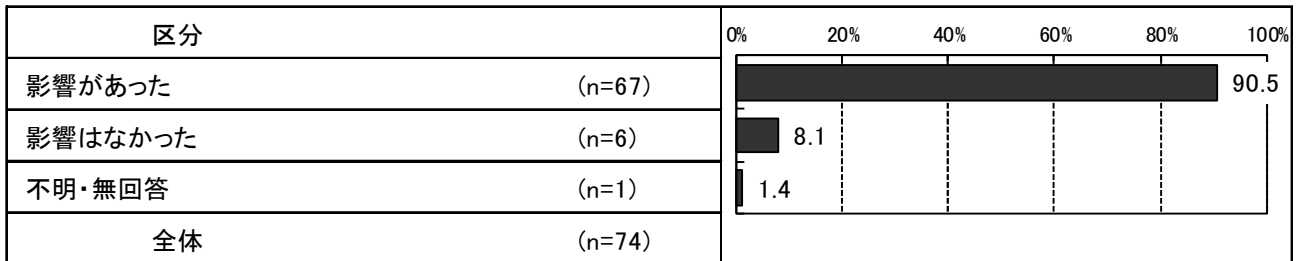
(複数回答)



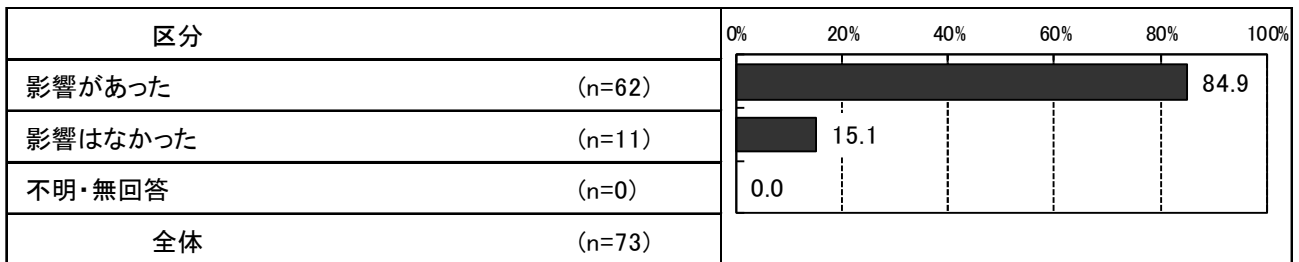
【図5-26 民生委員・児童委員：民生委員・児童委員の活動を実施するうえで、期待する支援（Q11）】



【図5-27 団体：新型コロナウイルス感染症拡大による活動への影響（Q4）】



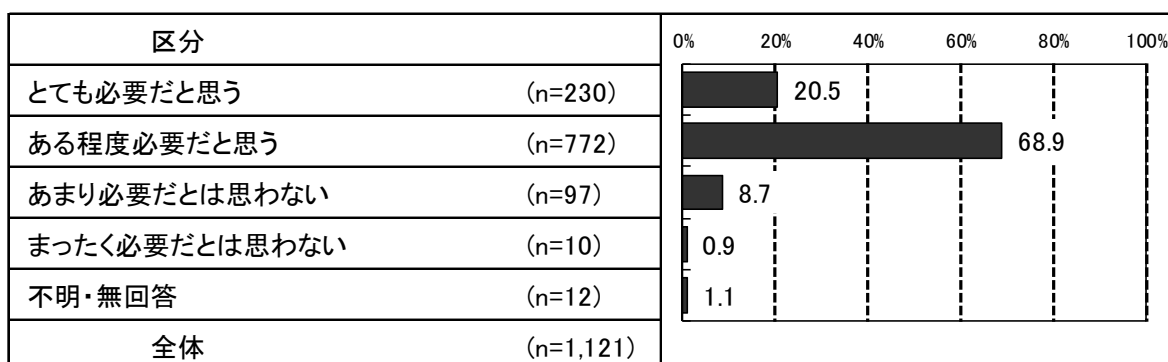
【図5-28 福祉事業所：新型コロナウイルス感染症拡大による活動への影響（Q7）】



7) 支えあい・助け合いの意識

アンケート からの 現状と課題	<p>○住民同士の自主的な支えあいや助け合いが必要だと思う人は9割と多い。</p> <p>○「支えあい・助け合う地域」として想定する範囲は属性ごとに認識の違いがみられる。</p> <p>○困っている人や、助け合いの場の情報を得やすくすることが必要。</p>
市	住民同士の自主的な支えあいや助け合いが必要だと思う（「とても必要だと思う」「ある程度必要だと思う」の計）市民の割合は9割となっている（図5-29）。
市	「支えあい・助け合う地域」の範囲は、「となり、近所」が39.7%で最も多く、次いで「自治会」が29.7%、「近江八幡市全体」が17.2%で続いている（図5-30）。属性ごとに認識の違いがみられる。
市	身近なところで困っている人がいる場合、「頼まれたら可能な範囲で手助けする」が71.3%で最も多く、次いで「協力したいが、どうしたらよいかわからない」が10.3%、「責任が伴うので、個人では対応したくない」が7.0%で続いている（図5-31）。年齢別にみると、29歳以下は「協力したいが、どうしたらよいかわからない」が2割強と他の世代と比べて多くなっている。
市	困っている家庭があった場合どのような支援ができるについて、「安否確認等の定期的な声かけ見守り」が52.5%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が51.7%、「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」が38.1%で続いている。日常生活上の手助けが必要になったとき、地域の人にしてほしい支援が困っている家庭があった場合できる支援を5ポイント以上上回ったのは、「災害時の手助け」「通院などの外出の手伝い」「介護を必要とする人や子どもの短時間の預かり」（図5-32）。
市	地域における支えあいや助け合いで重要だと思うことは、「困っている人や、助け合いの場の情報を得やすくする」が39.3%で最も多く、次いで「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材を育成する」が33.8%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が31.2%で続いている（図5-33）。

【図5-29 市民：住民同士の自主的な支えあいや助け合いの必要性（Q28）】



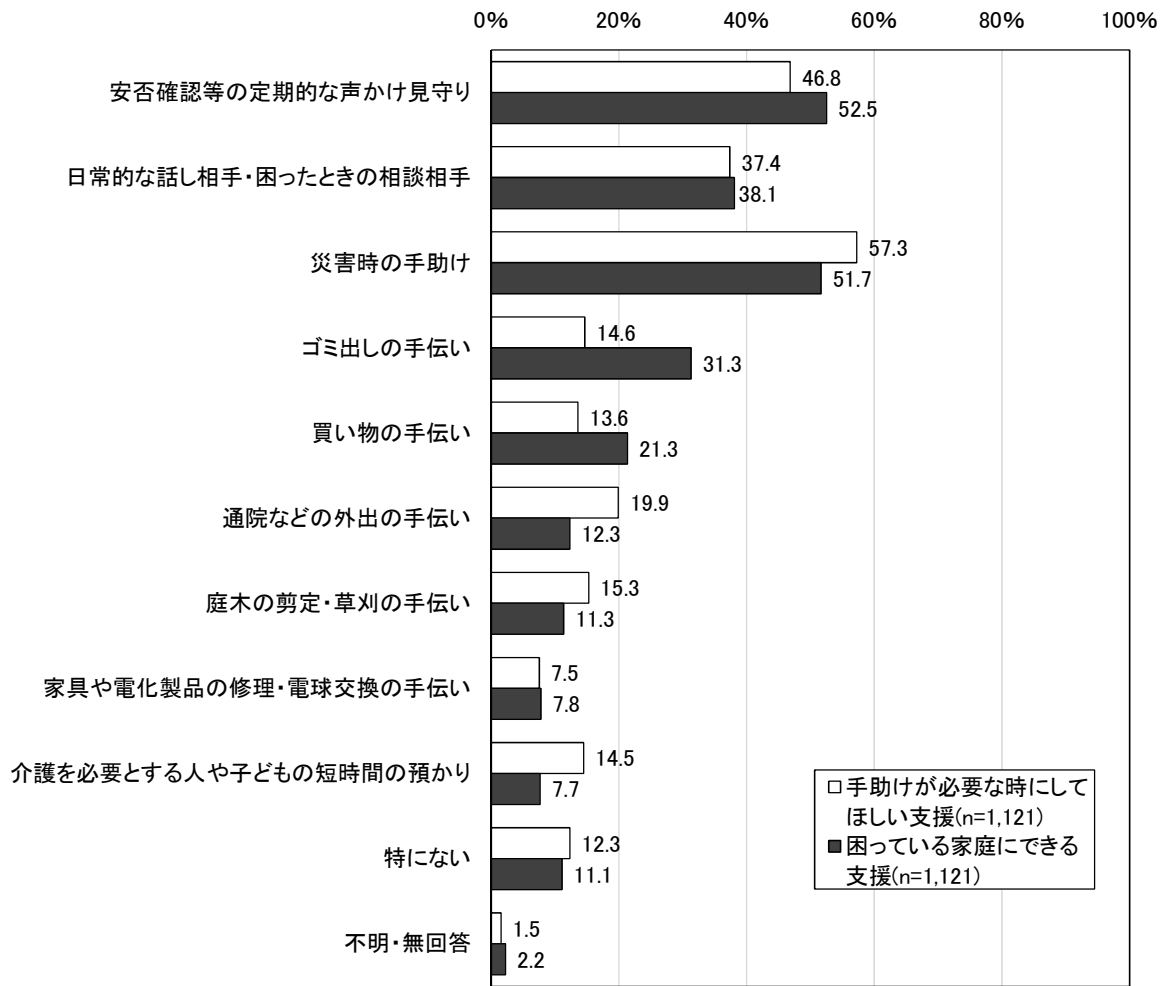
【図5-30 市民：「支えあい・助け合う地域」の範囲（Q19）】

		(n)	となり、 近所	自治会	小学校 区	中学校 区	近江八 幡市全 体	その他	不明・ 無回答
全体		1,121	39.7	29.7	4.6	0.8	17.2	3.5	4.5
性別	男性	515	34.8	36.3	4.3	1.0	18.4	2.3	2.9
	女性	594	44.3	24.1	4.9	0.7	15.8	4.5	5.7
年齢	29歳以下	68	30.9	25.0	7.4	1.5	32.4	2.9	0.0
	30歳代	123	32.5	19.5	10.6	0.8	26.8	4.9	4.9
	40歳代	126	31.0	27.0	8.7	2.4	25.4	5.6	0.0
	50歳代	164	34.1	36.6	4.3	0.0	17.1	3.7	4.3
	60歳代	211	43.6	33.2	2.8	0.5	12.8	2.8	4.3
	70歳以上	398	47.5	29.9	2.0	0.5	11.1	3.0	6.0
家族構成	単身世帯	103	34.0	31.1	1.9	0.0	20.4	5.8	6.8
	夫婦のみ世帯	340	42.6	31.8	1.5	0.3	16.5	3.2	4.1
	夫婦と子どもの世帯	350	40.0	26.0	9.1	1.1	17.1	3.4	3.1
	ひとり親世帯	63	41.3	25.4	3.2	0.0	20.6	4.8	4.8
	3世代	158	37.3	34.2	5.1	1.9	15.8	2.5	3.2
	その他	86	37.2	29.1	3.5	1.2	16.3	3.5	9.3
就業状況	フルタイム	371	33.7	32.1	6.5	1.1	20.5	3.2	3.0
	パートタイム	148	39.2	30.4	6.8	0.7	15.5	5.4	2.0
	学生	20	40.0	15.0	0.0	5.0	35.0	5.0	0.0
	無職	436	45.0	27.8	3.0	0.7	12.8	3.9	6.9
	自営業	82	37.8	32.9	2.4	0.0	22.0	1.2	3.7
	その他	54	42.6	25.9	5.6	0.0	20.4	0.0	5.6

【図5-31 市民：身近なところで困っている人がいる場合（Q25）】

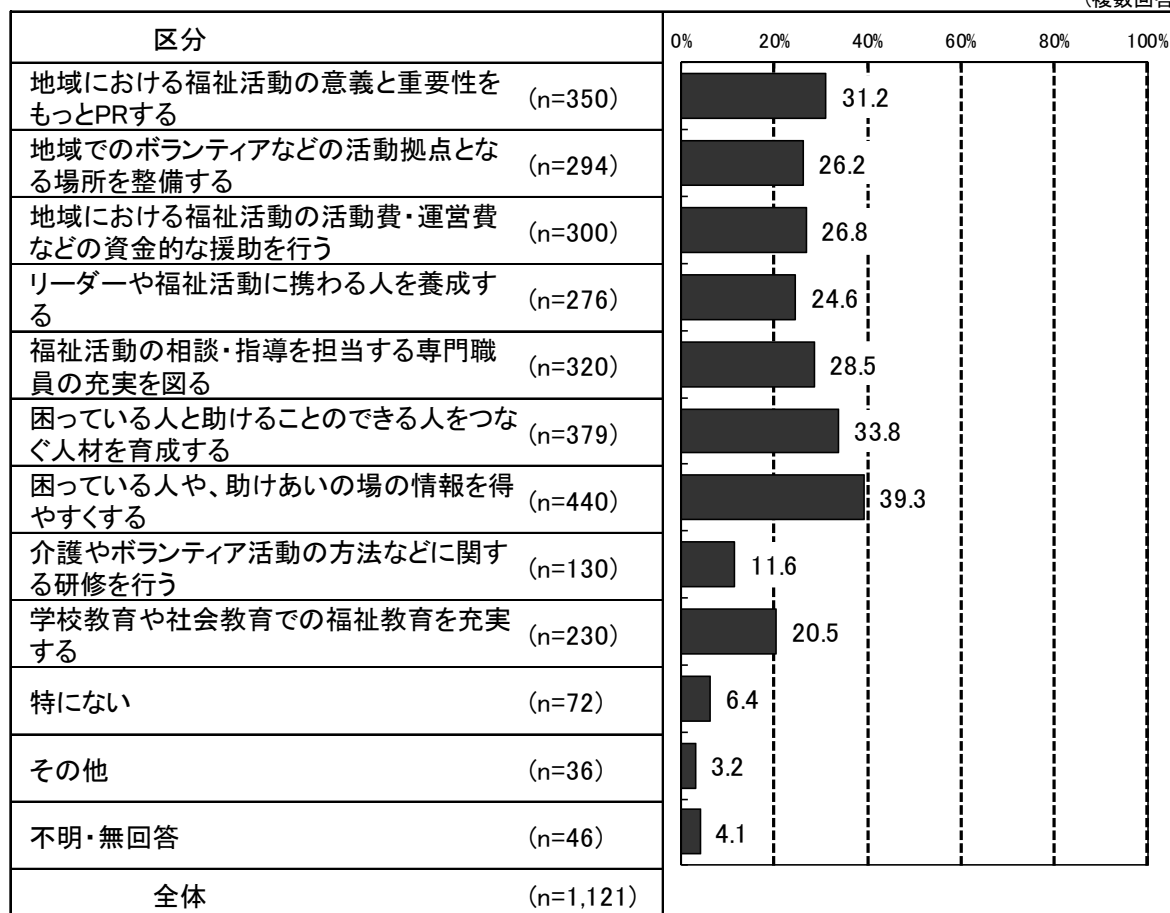
		(n)	自ら積極的に手 助けする	頼まれたら可能 な範囲で手助け する	わからない	協力したいが、ど うしたらよいか	応じたくない	責任が伴うの で、個人では対 応したくない	手助けする気持 ちはない	その他	不明・無回答
全体		1,121	6.1	71.3	10.3	7.0	0.5	2.4	2.3		
年齢	29歳以下	68	7.4	58.8	23.5	8.8	0.0	0.0	1.5		
	30歳代	123	4.9	66.7	15.4	9.8	1.6	0.8	0.8		
	40歳代	126	6.3	71.4	11.1	10.3	0.0	0.0	0.8		
	50歳代	164	5.5	78.0	7.9	7.3	0.6	0.0	0.6		
	60歳代	211	6.2	74.9	7.6	8.1	0.0	1.9	1.4		
	70歳以上	398	5.8	71.1	8.5	4.0	0.8	5.3	4.5		

【図5-32 市民：日常生活上の手助けが必要になったとき、地域の人にしてほしい支援（Q23）
と困っている家庭があった場合できる支援（Q24）】



【図5-33 市民：地域における支えあいや助け合いで重要だと思うこと（Q31）】

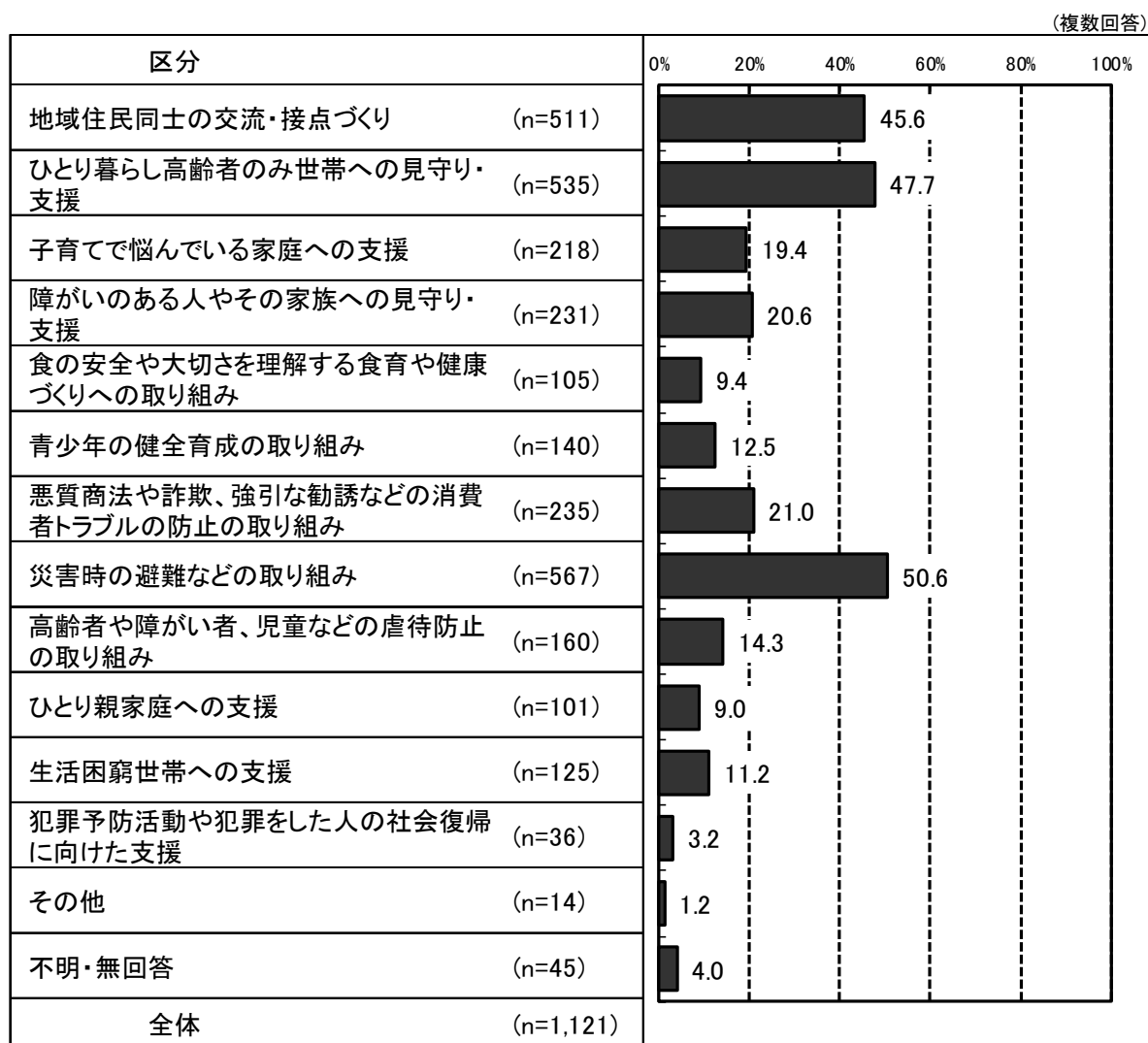
(複数回答)



8) 災害時の助け合い

<p>アンケート からの 現状と課題</p>	<p>○市民の災害時の支援に対する関心は高い。 ○地域における防災訓練や防災活動について、年代ごとに認識の差がみられる。 ○市民の避難行動要支援者制度の認知は十分といえない。</p>
<p>市</p>	<p>今後、地域福祉を推進していくために、地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要な分野は、「災害時の避難などの取り組み」が50.6%で最も多くなっている（図5-34）。 地域における防災訓練や防災活動について、「防災訓練・防災活動などが行われていることを知らなかった」と回答した人が全体で16.6%、29歳以下・30歳代は4割、40歳代で2割強となっている（図5-35）。 「避難行動要支援者支援制度」の認知度は「知らない」が64.0%で最も多く、次いで「名前は知っているが、内容は知らない」が23.0%、「内容まで知っている」が10.4%となっている（図5-36）。 災害時に高齢者などを支援して避難することができると思うかについて、「できる」（「できる」「他の人と一緒にあればできる」「呼びかけがあればできる」の計）は5割程度となっている（図5-37）。 地域における防災訓練・自主防災組織の活動は、「活発に取り組んでいる」「活発でない」の回答が半々。また、災害時における避難体制や配慮の取り決めは、4割が「話し合ったことはあるが具体的なことは決まっていない」、2割は「すでに体制や取り決めができている」と答えているものの「これまで検討したことはない」も1割みられる（図5-38、図5-39）。 民生委員・児童委員活動で「災害時の避難等に関する支援」に取り組んでいる人は32.5%だが、今後対応が必要と考える人は48.5%（男性は半数を超える）。（図5-3、図5-4） 災害発生時の協力について、「協力できる」は79.5%。具体的な協力内容としては、「施設の一部を福祉避難所として提供できる」（34.5%）、「避難所において、要支援者の介助等の人的な支援に協力できる」（31.0%）、「福祉車両による避難者の移動支援に協力できる」（27.6%）（図5-40、図5-41）。</p>

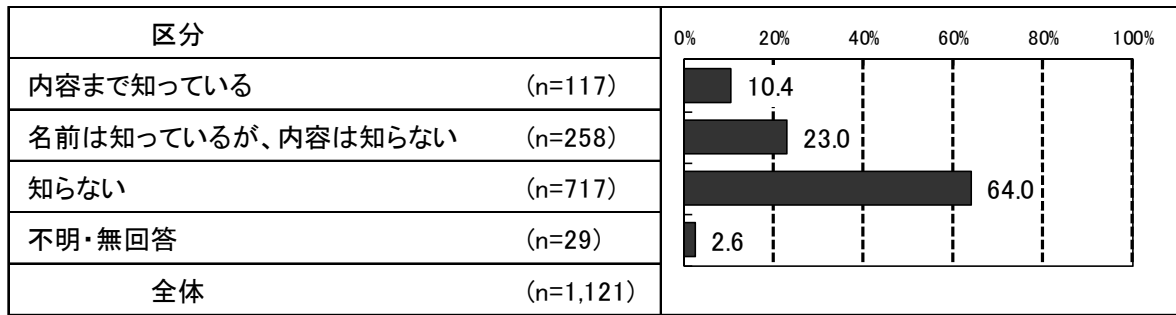
【図5-34 市民：今後、地域福祉推進のために、地域で協力して取り組んでいくことが必要な分野（Q62）】



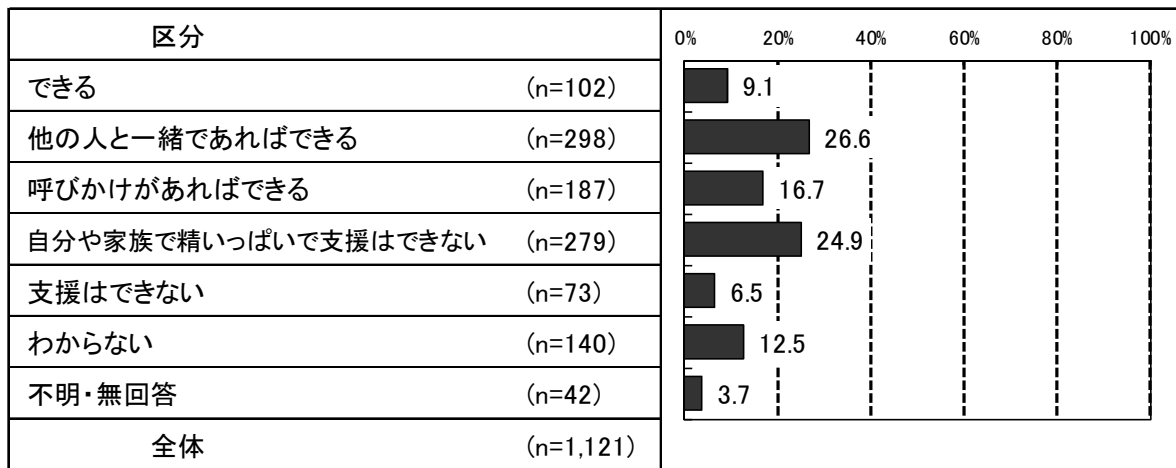
【図5-35 市民：地域における防災訓練や防災活動（Q38）】

		(n)	参加したことがある	参加したが、見学したことはある	知っていたが、参加したり見学したことはない	知らなかった	防災訓練・防災活動などが行われていることを知らない	不明・無回答
全体		1,121	45.0	6.2	25.0	16.6	4.2	3.1
年齢	29歳以下	68	19.1	5.9	27.9	36.8	10.3	0.0
	30歳代	123	24.4	2.4	25.2	43.1	1.6	3.3
	40歳代	126	37.3	3.2	31.0	23.8	4.0	0.8
	50歳代	164	51.2	5.5	24.4	15.9	1.8	1.2
	60歳代	211	57.3	2.8	22.7	10.4	3.8	2.8
	70歳以上	398	48.7	10.3	24.9	6.5	4.5	5.0

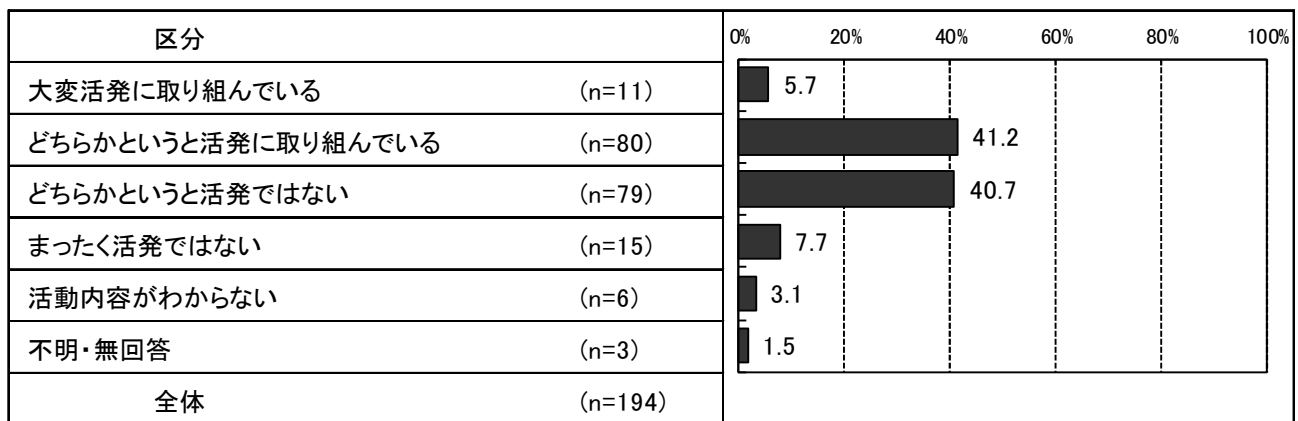
【図5-36 市民：「避難行動要支援者支援制度」の認知度（Q40）】



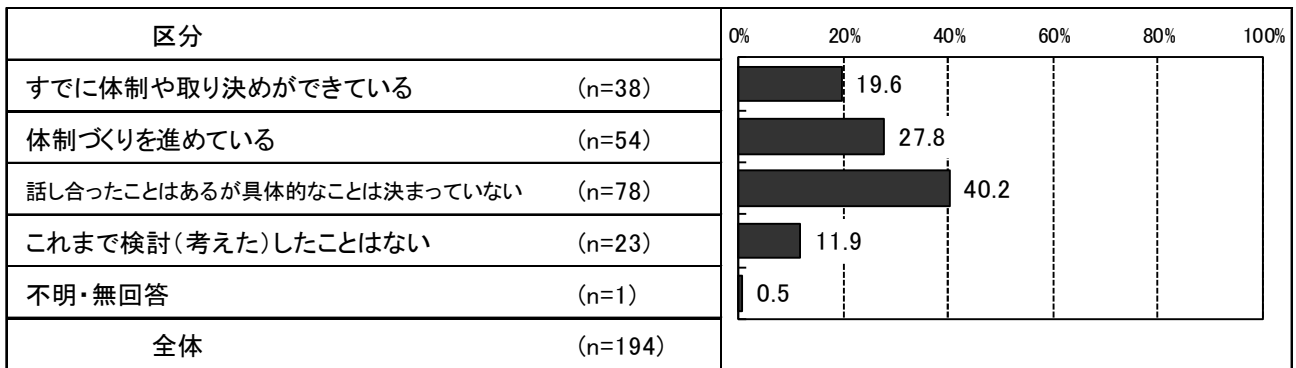
【図5-37 市民：災害時に高齢者などを支援して避難することができると思うか（Q42）】



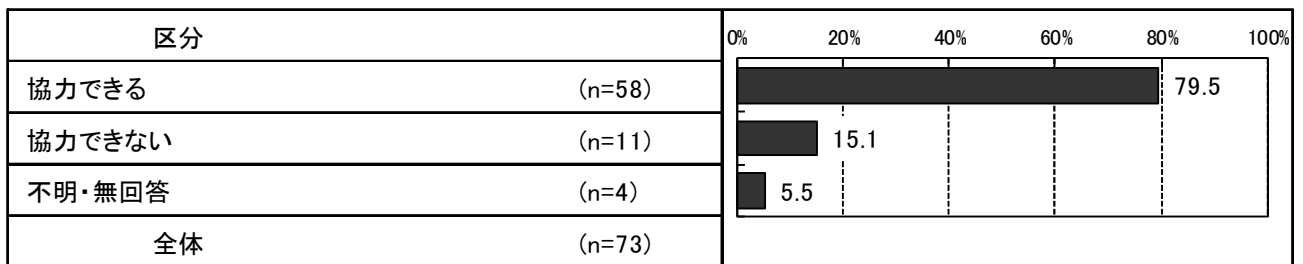
【図5-38 民生委員・児童委員：地域における防災訓練・自主防災組織の活動（Q15）】



【図5-39 民生委員・児童委員：活動地域で災害時に避難できる体制や配慮がなされているか (Q16)】

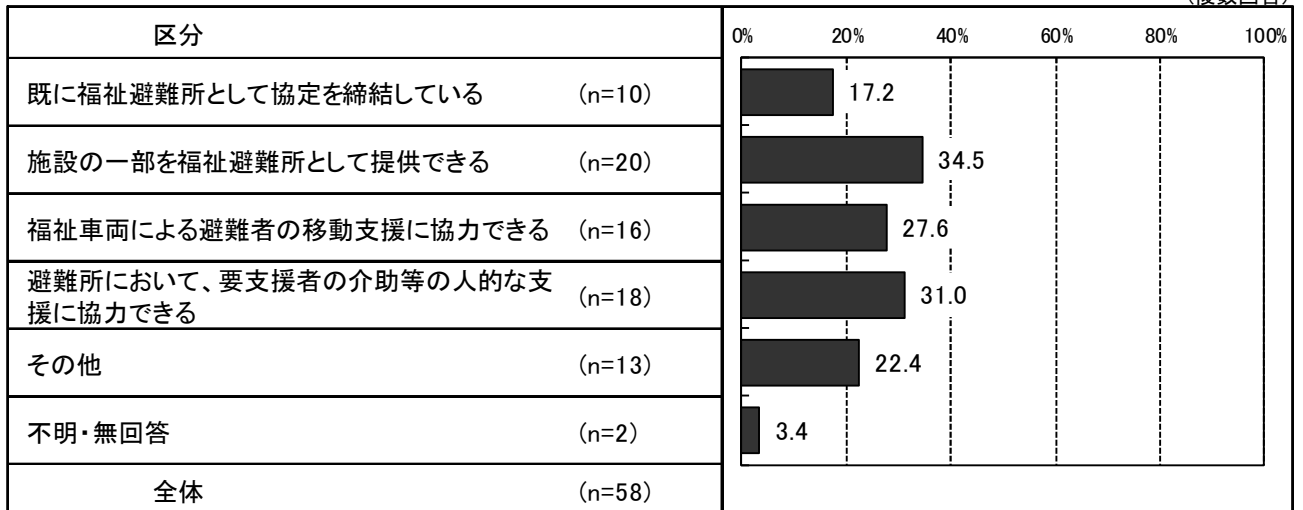


【図5-40 福祉事業所：災害発生時の協力 (Q8)】



【図5-41 福祉事業所：協力できる場合の内容 (Q8)】

(複数回答)



9) 活動者・活動団体などの連携状況と連携意向

アンケート からの 現状と課題

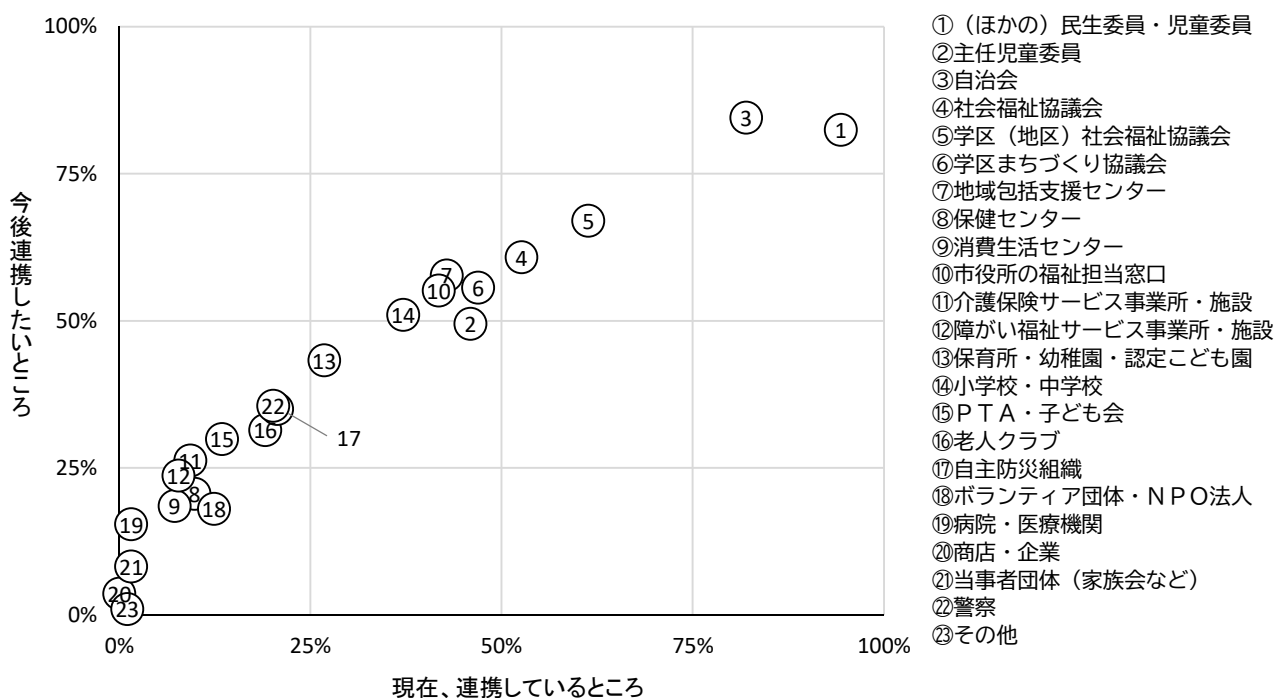
○民生委員・児童委員が現在連携しているところが50%以下で今後連携したいところが50%以上の機関等は、「学区まちづくり協議会」「地域包括支援センター」「市役所の福祉担当窓口」「小学校・中学校」。様々な組織・団体との連携が求められている。

民 現在連携しているところとして、「(ほかの)民生委員・児童委員」「自治会」「学区(地区)社会福祉協議会」「社会福祉協議会」が半数を超えて多い。現在連携しているところが50%以下で今後連携したいところが50%以上の機関等は、「⑥学区まちづくり協議会」「⑦地域包括支援センター」「⑩市役所の福祉担当窓口」「⑭小学校・中学校」(図5-42)。

団 約半数の団体が何らかの機関と連携している。連携している機関としては「社会福祉協議会」が最も多く、次いで「市役所」。今後連携したい機関としては「市役所」「ほかの団体」が最も多い。

福 現在連携しているところは「自治会(自治会長)」「民生委員」が5割で高い。「行政」「社会福祉協議会」で3割。今後連携・協力を求めるところとしては「自治会(自治会長)」「行政」が1割。

【図5-42 民生委員・児童委員：現在連携しているところ×今後連携したいところ
(Q18、Q19)】



10) 社会福祉法人、企業等の社会貢献に関する意識

アンケート からの 現状と課題

- 自営業は地域活動への関心が高くなっている。
- 地域福祉活動の人材確保の取り組みとして、30歳代・40歳代は、「企業・事業者との連携強化（勤労者ボランティア講座や活動プログラムづくり支援など）」が3割強と一定数みられる。
- 福祉サービス事業所・企業等の社会貢献活動について、活動内容がわからないと回答した民生委員・児童委員は3割程度いる。

- 市 地域活動（ボランティア・NPO活動含む）への関心について、就業状況別にみると、自営業は「関心がある」が63.4%と多くなっている（図5-43）。
- 市 今後、住民同士の自主的な支えあいや助け合いが必要かについて、「ある程度必要だと思う」が最も多くなっている。就業状況別にみると、自営業は「とても必要だと思う」が3割を超えて多くなっている（図5-44）。
- 市 安心して暮らせるようにできると思うことは、「見守りや声かけ」が最も多くなっている。就業状況別にみると、自営業は「防犯・防災に関する活動」が5割弱で多くなっている（図5-45）。
- 市 地域福祉活動の人材確保にどんな取り組みを進めるべきかについて、属性によって、違いがみられ、30歳代・40歳代は「企業・事業者との連携強化（勤労者ボランティア講座や活動プログラムづくり支援など）」が3割強と他の年代と比べて多くなっている（図5-46）。
- 民 福祉サービス事業所・企業等の社会貢献活動について、「貢献しているところもある」が50.5%。「活動内容がわからない」が28.4%（図5-47）。
- 福 約7割の事業所が何らかの形で地域福祉活動を実施。具体的な活動内容としては「地域交流」が最も多い。約1割の事業所が今後何らかの地域活動を予定している（図5-11）。【再掲】

【図5-43 市民：地域活動（ボランティア・NPO活動含む）への関心（Q26）】

		(n)	関心がある	関心がない	不明・無回答
全体		1,121	46.3	45.1	8.6
就業状況	フルタイム	371	42.6	55.0	2.4
	パートタイム	148	45.3	51.4	3.4
	学生	20	35.0	55.0	10.0
	無職	436	47.0	37.6	15.4
	自営業	82	63.4	32.9	3.7
	その他	54	50.0	35.2	14.8

【図5-44 市民：住民同士の自主的な支えあいや助け合いの必要性（Q28）】

	(n)	とても必要だ と思う	ある程度必 要だと思う	あまり必要だ とは思わない	まったく必要 だとは思わな い	不明・無回答	
全体	1,121	20.5	68.9	8.7	0.9	1.1	
就業 状況	フルタイム	371	17.5	67.4	13.2	1.6	0.3
	パートタイム	148	13.5	77.7	7.4	0.7	0.7
	学生	20	10.0	75.0	15.0	0.0	0.0
	無職	436	23.2	68.6	6.0	0.2	2.1
	自営業	82	31.7	63.4	2.4	1.2	1.2
	その他	54	25.9	64.8	7.4	1.9	0.0

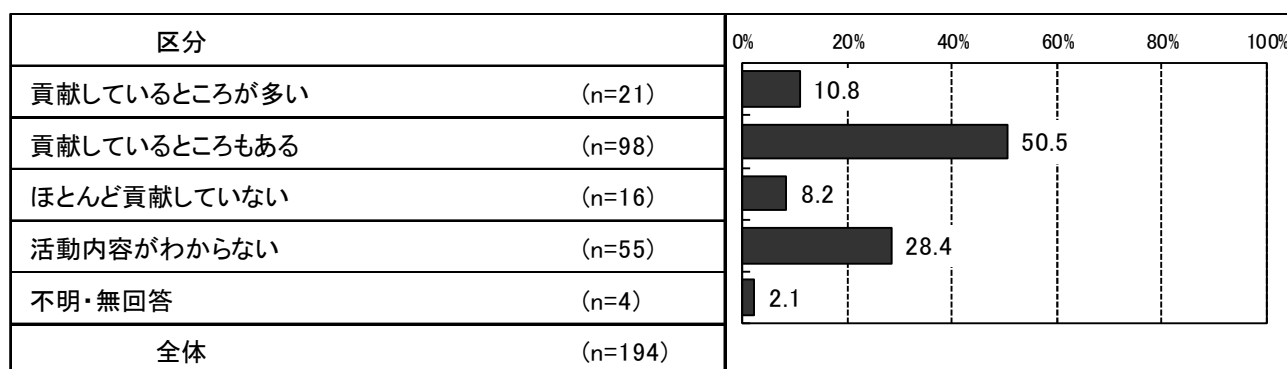
【図5-45 市民：安心して暮らせるようにできると思うこと（Q29）】

	(n)	見 守り や 声 か け	美 化 活 動	防 犯 ・ 防 災 に 関 する 活 動	活 動 ボ ラ ン テ ィ ア	地 域 行 事 へ の 参 加 や 協 力	話 し 相 手 や 相 談 相 手	寄 付 や 募 金	わ か ら な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答	
全体	1,121	56.1	28.5	33.8	15.5	36.9	25.1	7.8	13.1	1.8	2.1	
就業 状況	フルタイム	371	58.5	30.7	41.2	15.9	34.5	23.2	8.1	12.4	1.1	0.3
	パートタイム	148	59.5	27.7	35.8	14.2	39.2	23.0	2.7	16.2	1.4	0.7
	学生	20	35.0	30.0	30.0	5.0	15.0	20.0	0.0	15.0	0.0	0.0
	無職	436	51.4	28.2	25.7	13.8	36.2	26.1	9.6	13.3	3.0	5.0
	自営業	82	63.4	26.8	46.3	22.0	46.3	30.5	7.3	6.1	1.2	0.0
	その他	54	66.7	24.1	22.2	22.2	48.1	27.8	9.3	14.8	0.0	0.0

【図5-46 市民：地域福祉活動の人材確保の取り組み（Q59）】

	(n)	人 材 の 育 成 、 養 成 （ ボ ラ ン テ ィ ア 養 成 講 座 や 研 修 会 の 開 催 、 交 流 の 充 実 な ど）	地 域 福 祉 活 動 へ の 参 加 意 欲 を 高 め る た め の 取 り 組 み （ 表 彰 制 度 の 設 立 な ど）	若 い 世 代 が 気 軽 に 地 域 福 祉 活 動 に 参 加 で き る よ う な 様 々 な き つ か け づ く り （ ボ ラ ン テ ィ ア 体 験 機 会 の 提 供 な ど）	情 報 発 信 、 広 報 活 動 の 充 実 に よ る 市 民 意 識 の 啓 発	学 校 に お け る 福 祉 教 育 の 充 実 に よ る 子 ど も の 頃 か ら の 意 識 づ け	企 業 ・ 事 業 者 と の 連 携 強 化 （ 勤 労 者 ボ ラ ン テ ィ ア 講 座 や 活 動 プ ロ グ ラ ム づ く り 支 援 な ど）	現 役 時 代 に 培 つ た 多 彩 な ノ ウ ハ ウ を 持 つ 退 職 者 へ の 働 き か け	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答	
全体	1,121	48.0	16.0	46.6	28.9	38.9	19.7	36.7	3.7	7.6	
年 齢	29歳以下	68	41.2	17.6	39.7	25.0	44.1	25.0	33.8	10.3	1.5
	30歳代	123	35.0	10.6	45.5	26.0	49.6	30.1	39.0	8.9	1.6
	40歳代	126	50.8	12.7	51.6	30.2	46.8	34.1	38.9	6.3	0.8
	50歳代	164	49.4	21.3	43.9	30.5	33.5	23.8	39.6	3.0	2.4
	60歳代	211	53.1	13.3	46.9	35.1	40.3	16.1	36.0	1.9	6.2
	70歳以上	398	50.0	17.6	47.5	26.1	33.7	11.1	35.9	1.3	15.1

【図5-47 民生委員・児童委員：福祉サービス事業所・施設、企業等の社会貢献や地域貢献
(Q20)】



11) 相談体制

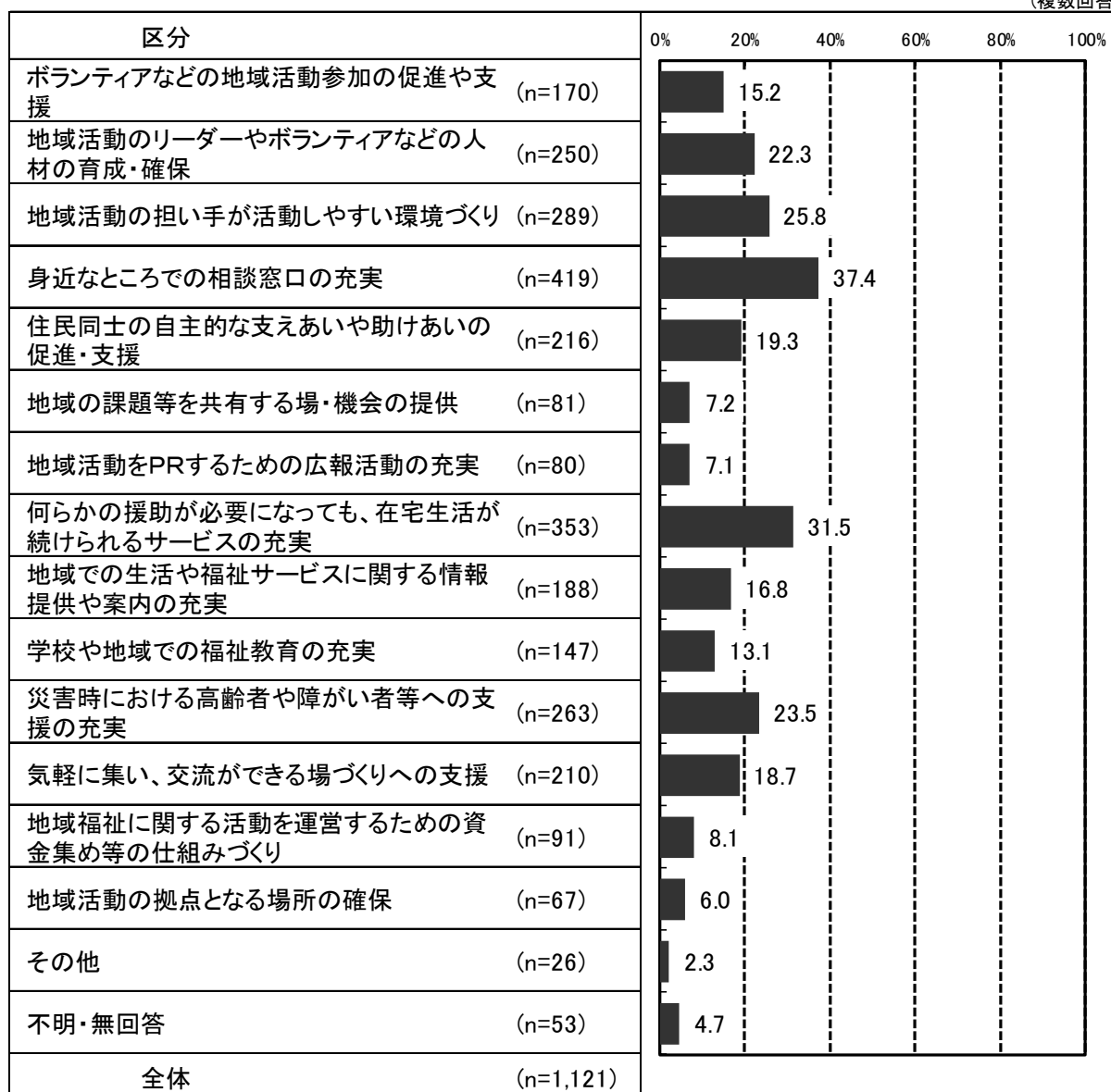
アンケート からの 現状と課題

- 「身近なところでの相談窓口の充実」を市（行政）に望む声は多い。
- 相談窓口を利用するにあたっての主な問題は「どの相談窓口に行けばよいかわからない」が最も多い。
- 希望する相談の形態も属性ごとに差がみられる。

- 市** 今後、地域福祉を推進していくために、市（行政）が率先して取り組むべきことは「身近なところでの相談窓口の充実」が37.4%で最も多くなっている（図5-48）。
- 市** あなた自身やご家族が、生活上に困りごとを抱えたときや「福祉サービス」の利用が必要となったとき、どこ（だれ）に相談するかについて、「家族・親族」が72.8%で最も多く、次いで「市役所の相談窓口」が49.0%、「友人・知人」が32.6%で続いている（図5-49）。
- 市** 相談窓口を利用するにあたっての主な問題は「どの相談窓口に行けばよいかわからない」が47.4%で最も多く、次いで「相談しても悩みが解決するかわからない」が32.2%、「個人情報漏れないか不安」が17.2%で続いている（図5-50）。属性によって違いがみられ、年齢別にみると、30歳代・40歳代・50歳代は「相談窓口が開いている時間に行けない」が2～3割となっている。
- 市** 公的機関に相談時どのような形態であれば相談したいかについて、「来所による相談」が48.8%で最も多く、次いで「電話相談」が45.0%、「相談員の訪問による相談」が23.5%で続いている。属性によって違いがみられ、年齢別にみると29歳以下・30歳代・40歳代は「メールによる相談」「ライン等の無料通話アプリによる相談」、50歳代は「電話相談」「メールによる相談」、60歳代は「来所による相談」、70歳以上は「相談員の訪問による相談」が他の年代と比べると多くなっている（図5-51）。
- 民** 包括的な相談支援の仕組みとして充実することは、「市役所等の相談窓口をもっと周知する」「相談に行けない人を発見し、窓口につなぐ取り組みを充実する」は半数を超えて多い（図5-52）。
- 民** 今後需要が高まる支援・サービスで「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」は67.5%と高い（図5-53）。
- 福** 子育て関係の事業所では、既存の子育て支援以外に必要な支援として、気軽に相談できる場があったらよいという意見が出ている。

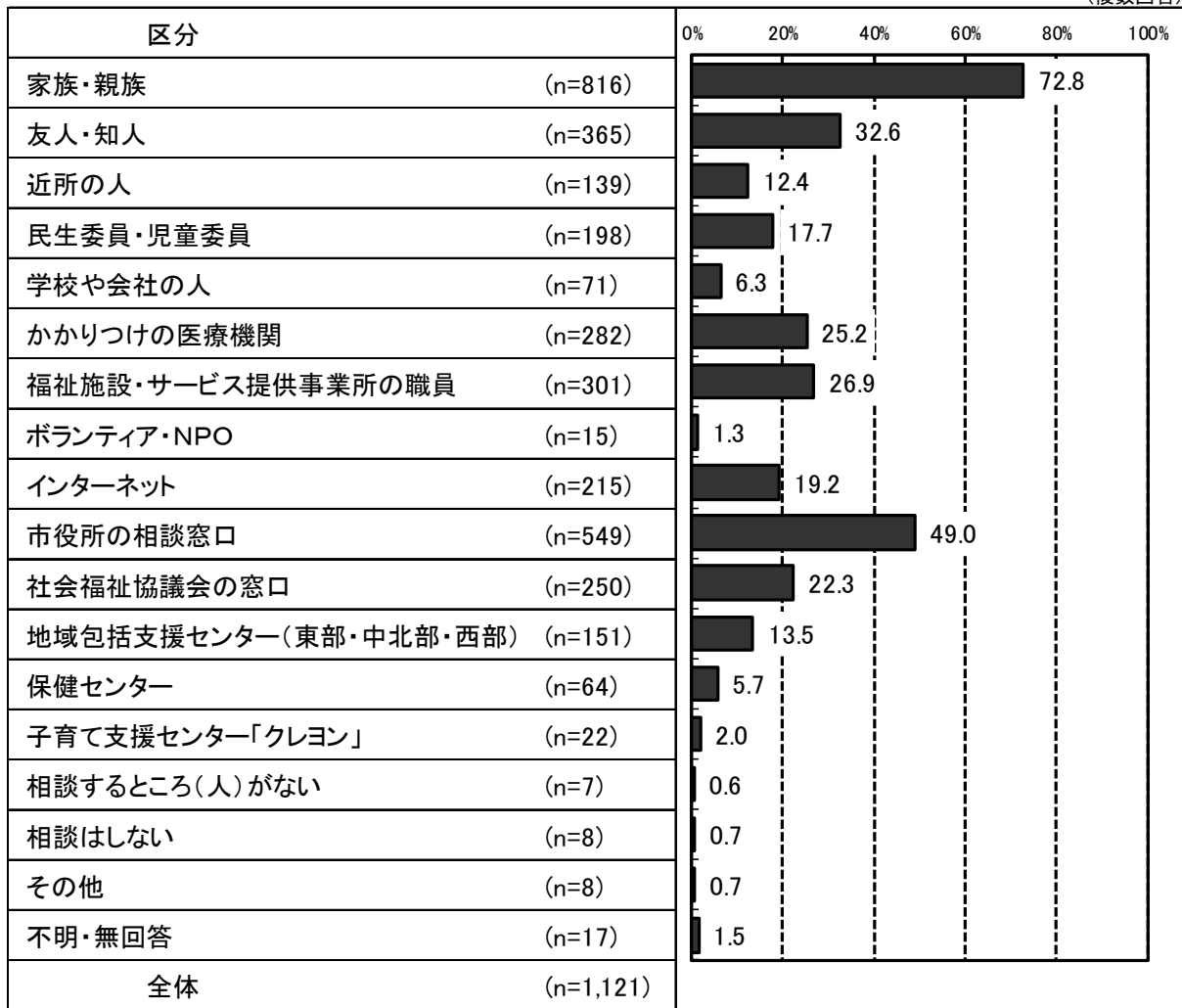
【図5-48 市民：今後、地域福祉を推進していくために、市（行政）が率先して取り組むべきこと（Q64）】

(複数回答)



【図5-49 市民：自分や家族が、生活上の困りごとを抱えたとき・
「福祉サービス」利用必要時の相談先（Q32）】

(複数回答)



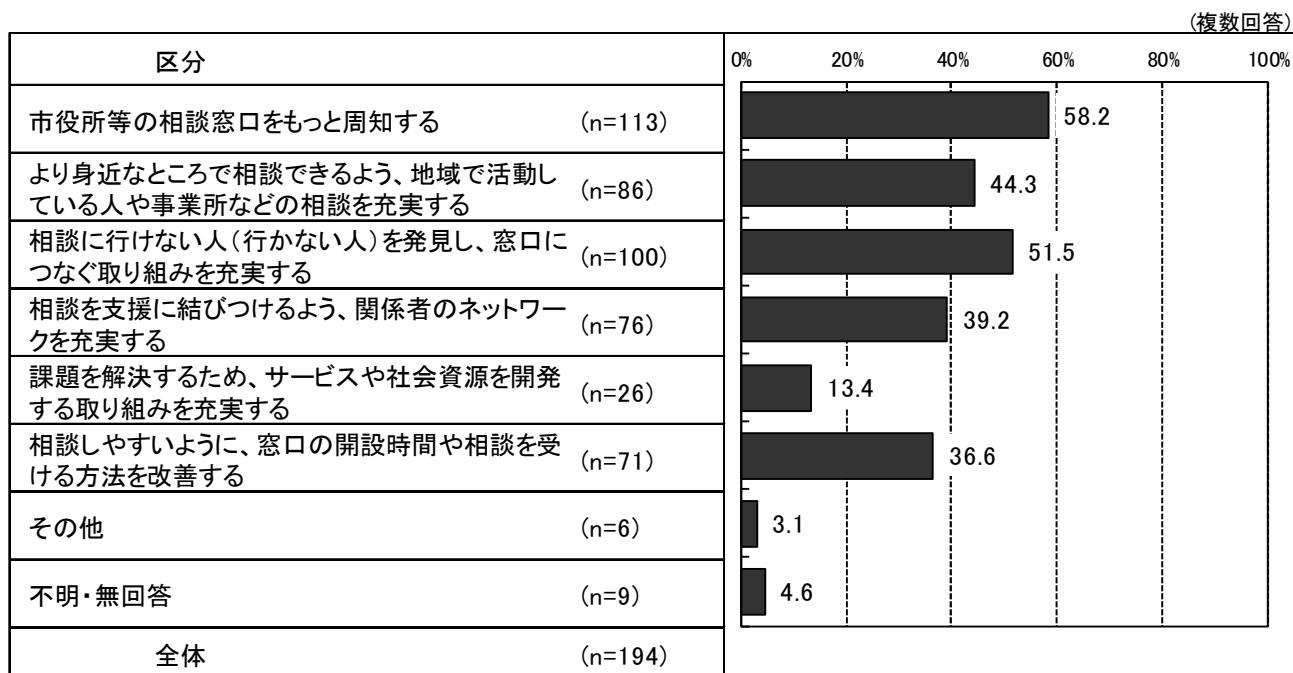
【図5-50 市民：相談窓口を利用するにあたっての主な問題（Q33）】

		(n)	どの相談窓口に行けばよいかわからない	相談しても悩みが解決するかわからない	相談窓口が開いている時間に行けない	どのような人が相談員をしているか不安	人に打ち明けることに抵抗がある	個人情報漏れな いか不安
全体		1,121	47.4	32.2	14.7	16.9	12.1	17.2
年齢	29歳以下	68	55.9	20.6	13.2	11.8	20.6	10.3
	30歳代	123	55.3	39.0	22.0	14.6	8.9	16.3
	40歳代	126	57.1	38.9	24.6	13.5	11.1	15.1
	50歳代	164	53.0	32.9	29.3	12.2	8.5	16.5
	60歳代	211	46.0	31.3	10.9	15.6	10.9	18.5
	70歳以上	398	39.2	30.4	6.0	21.1	14.3	19.1
		(n)	相談員の言動によって不快な思いをするかもしれないと不安	相談の予約をするところが面倒	相談窓口が遠い	その他	特になし	不明・無回答
全体		1,121	14.5	8.1	3.0	2.1	12.7	6.3
年齢	29歳以下	68	13.2	10.3	2.9	2.9	19.1	0.0
	30歳代	123	14.6	13.8	1.6	0.8	13.0	0.0
	40歳代	126	11.9	9.5	3.2	3.2	7.9	3.2
	50歳代	164	20.7	8.5	2.4	1.2	7.9	3.7
	60歳代	211	12.3	6.6	0.5	1.4	18.5	3.8
	70歳以上	398	14.3	6.5	5.0	2.0	12.3	12.1

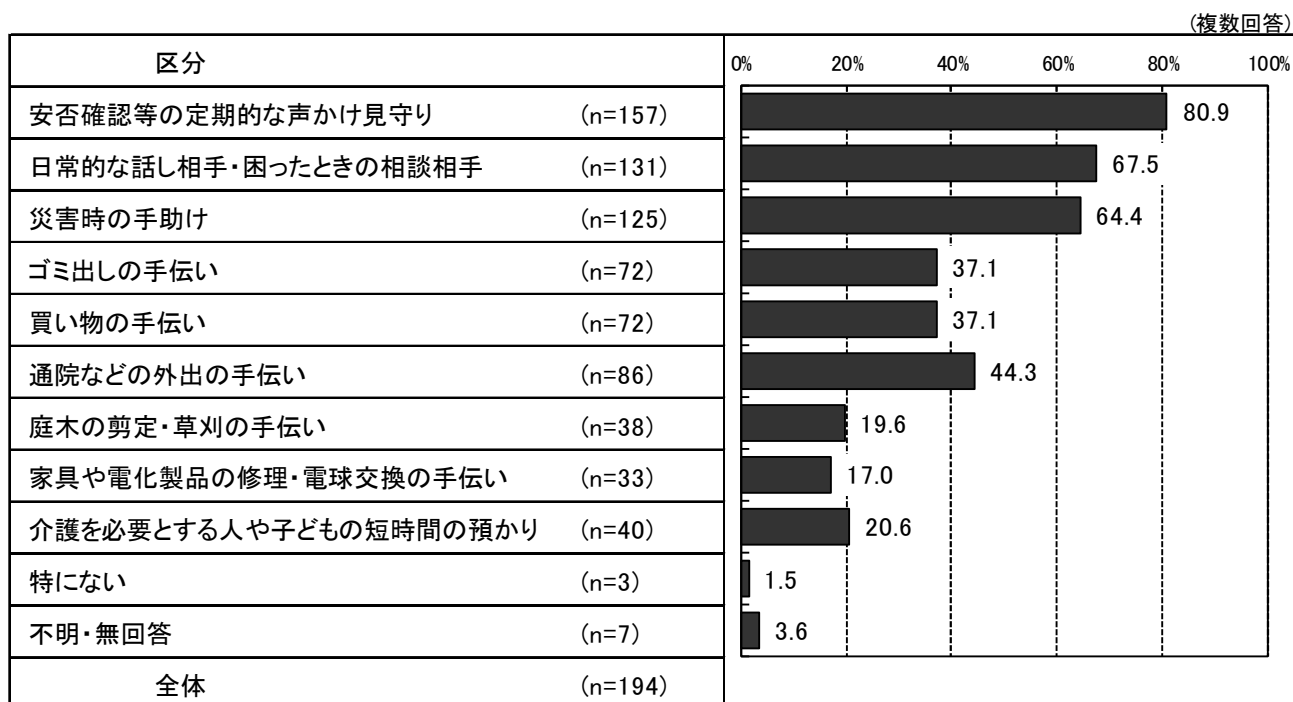
【図5-51 市民：公的機関に相談時どのような形態であれば相談したいか（Q54）】

		(n)	来所による相談	電話相談	メールによる相談	ライン等の無料通話アプリによる相談	相談員の訪問による相談	投書による相談	その他	特になし	不明・無回答
全体		1,121	48.8	45.0	19.5	17.1	23.5	3.0	0.7	11.6	3.0
年齢	29歳以下	68	48.5	30.9	35.3	35.3	11.8	5.9	1.5	19.1	0.0
	30歳代	123	53.7	49.6	39.0	39.8	15.4	4.9	1.6	5.7	0.8
	40歳代	126	54.8	50.8	37.3	39.7	16.7	4.0	1.6	3.2	0.0
	50歳代	164	54.9	54.9	26.8	19.5	15.9	0.6	0.0	7.3	0.0
	60歳代	211	57.3	40.8	12.8	9.5	25.6	1.9	0.5	10.0	2.4
	70歳以上	398	38.9	42.7	5.8	3.0	32.4	3.0	0.5	17.1	6.3

【図5-52 民生委員・児童委員：包括的な相談支援の仕組みとして充実すること（Q25）】



【図5-53 民生委員・児童委員：今後需要が高まるサービス（Q28）】



12) 福祉サービス・制度に関する情報の入手

アンケートからの現状と課題

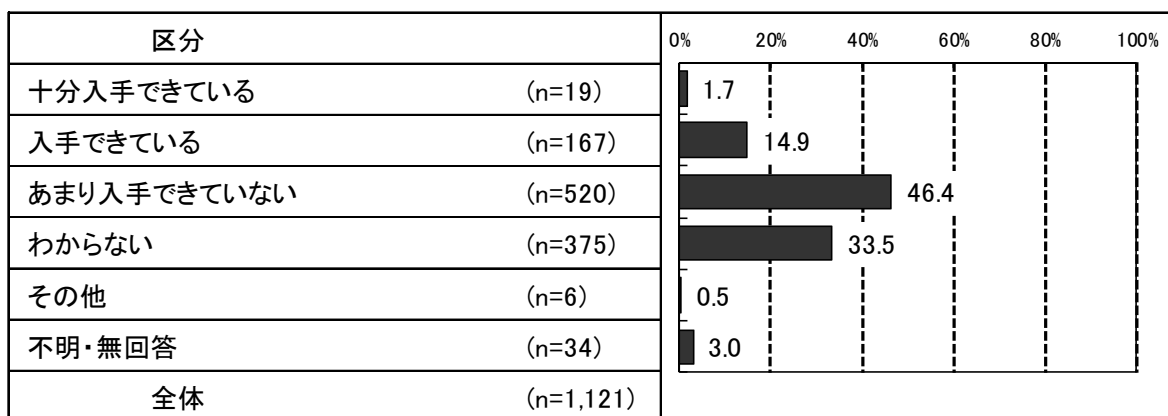
- 福祉サービスの情報を入手できている人は2割程度となっている。
- サービス利用に行政が取り組む必要があると思うことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が7割弱と最も多くなっている。

市 福祉サービスの情報を入手できている（「十分入手できている」「入手できている」の計）と回答した市民は2割程度となっている（図5-54）。

市 福祉サービスに関する情報入手源は「市の広報紙」が40.7%で最も多く、次いで「自治会の回覧板」が26.9%、「家族・親族」が26.5%が続いている（図5-55）。属性により違いがみられ、年代別にみると、29歳以下・30歳代は「スマートフォンを利用したSNSなど」が最も多くなっている。

市 サービス利用に行政が取り組む必要があると思うことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が65.6%で最も多くなっている（図5-56）。

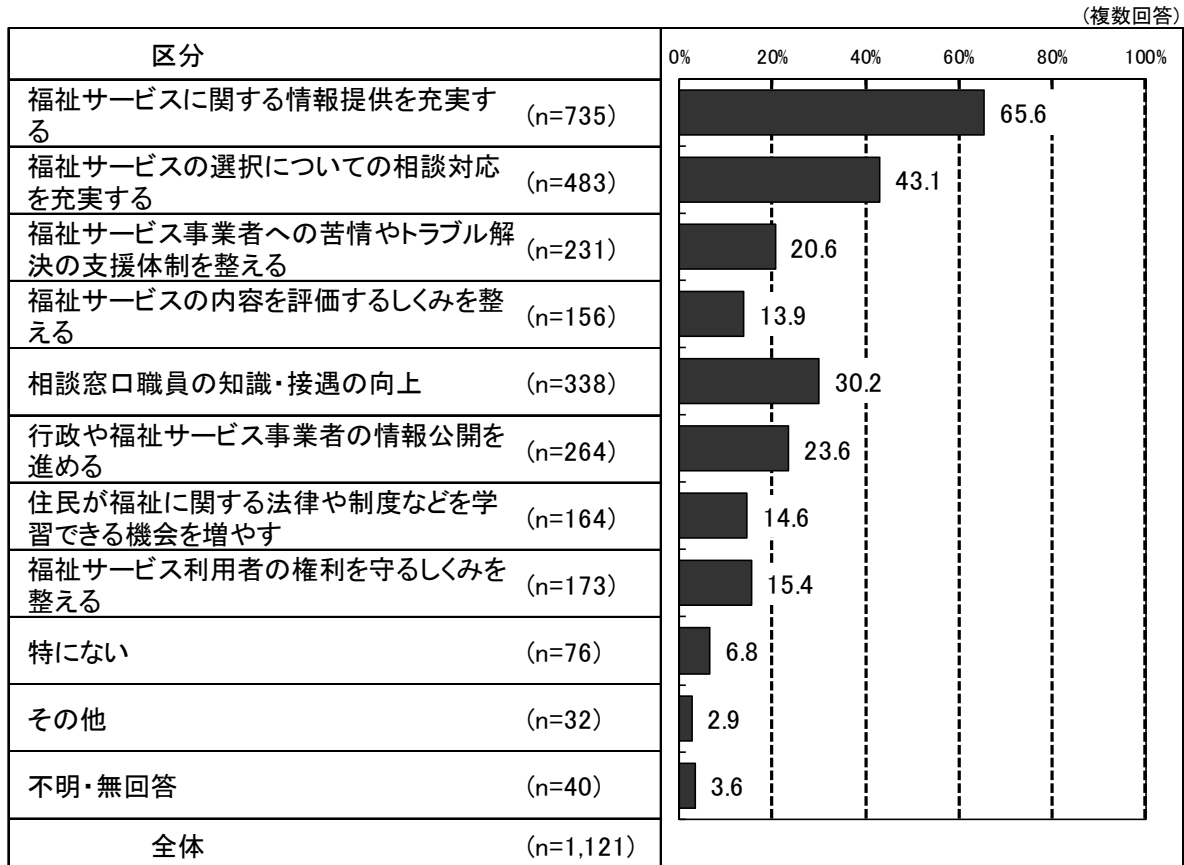
【図5-54 市民：福祉サービスの情報入手状況（Q34）】



【図5-55 市民：福祉サービスに関する情報入手源（Q35）】

		(n)	市役所の窓口	社会福祉協議会の窓口	保健センター	民生委員・児童委員	ボランティア・NPO	福祉施設・サービス提供事業所の職員（ケアマネジャー・ヘルパー等）	家族・親族	友人・知人	近所の人	学校や会社の人	かかりつけの医療機関
全体		1,121	15.9	7.8	2.5	4.2	0.5	12.4	26.5	22.2	8.7	5.8	12.0
年齢	29歳以下	68	11.8	2.9	4.4	0.0	0.0	4.4	32.4	8.8	0.0	16.2	2.9
	30歳代	123	9.8	0.8	6.5	0.0	0.8	2.4	27.6	23.6	5.7	14.6	7.3
	40歳代	126	11.9	0.0	2.4	0.0	0.0	7.1	23.0	19.8	6.3	11.9	6.3
	50歳代	164	17.7	6.7	1.8	3.0	1.2	15.2	20.1	21.3	6.7	5.5	6.7
	60歳代	211	14.2	9.0	0.9	2.4	0.5	19.0	19.0	24.6	8.1	2.4	13.7
	70歳以上	398	19.6	13.1	2.0	8.8	0.5	14.1	33.7	24.4	13.3	1.3	18.6
		(n)	自治会の回覧板	市の広報紙	テレビ・ラジオ・新聞	スマートフォンを利用したSNSなど	パソコンを利用したホームページなど	地域包括支援センター（東部・中北部・西部）	子育て支援センター「クレヨン」	情報を得る必要がない	その他	不明・無回答	
全体		1,121	26.9	40.7	11.2	10.7	17.6	3.0	0.6	4.5	2.7	2.7	
年齢	29歳以下	68	5.9	16.2	11.8	32.4	17.6	0.0	1.5	22.1	2.9	1.5	
	30歳代	123	14.6	33.3	7.3	34.1	30.1	1.6	4.1	8.9	6.5	0.8	
	40歳代	126	22.2	31.7	6.3	15.9	26.2	0.8	0.8	6.3	4.0	2.4	
	50歳代	164	23.8	34.8	8.5	10.4	26.8	2.4	0.0	4.9	3.7	1.2	
	60歳代	211	29.4	51.7	10.4	5.7	19.0	4.3	0.0	1.9	1.9	2.4	
	70歳以上	398	35.9	47.2	15.6	1.0	6.8	4.3	0.0	0.8	1.3	3.5	

【図5-56 市民：サービス利用に行政が取り組む必要があると思うこと（Q36）】

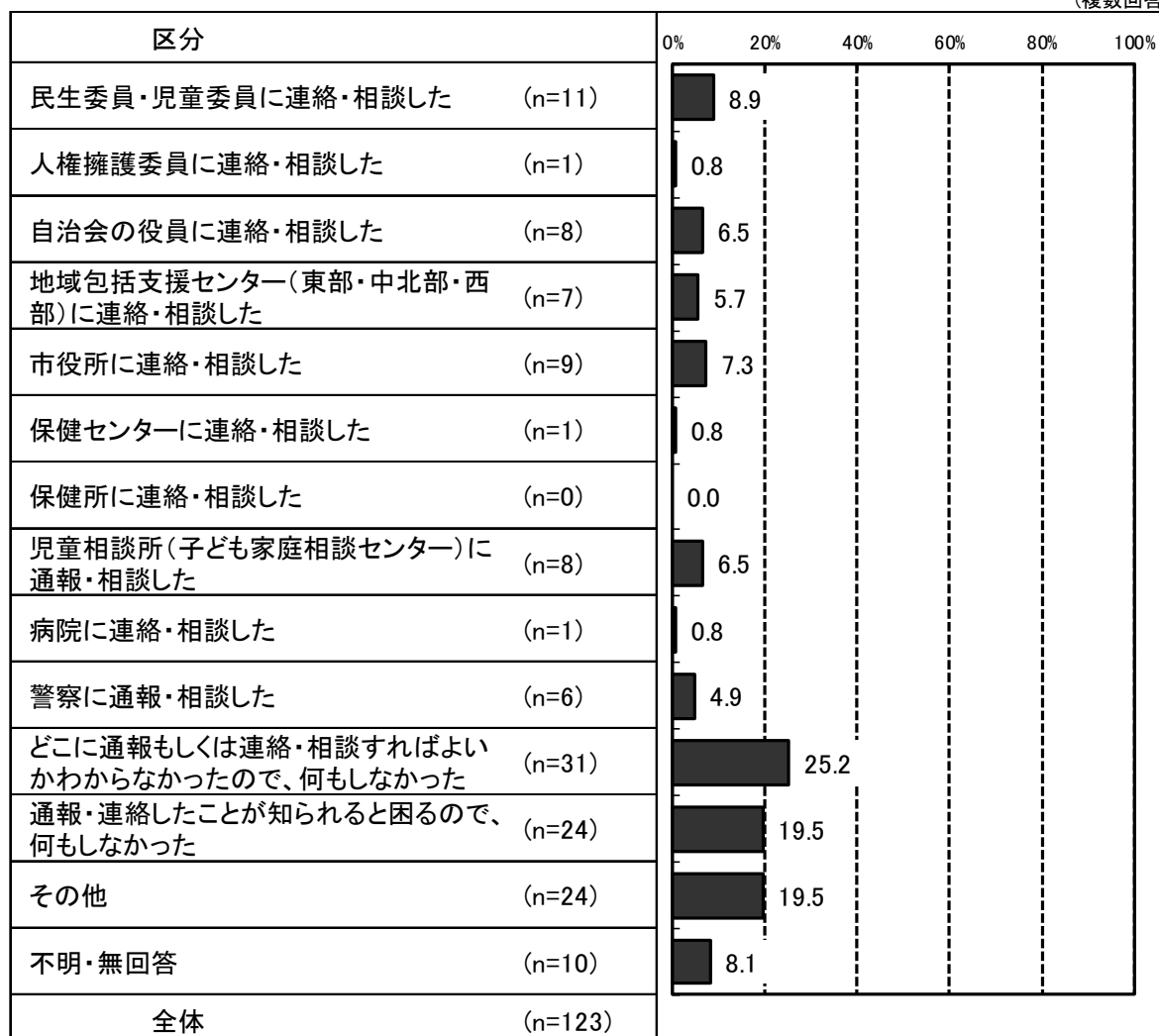


13) 虐待への対応

アンケートからの現状と課題	○虐待を見聞きしたときの対応について、「どこに通報・連絡・相談すればよいかわからないので、何もしなかった」が最も多い。
市	虐待を見聞きしたときどうしたかについて、「どこに通報もしくは連絡・相談すればよいかわからなかった」が25.2%で最も多く、次いで「通報・連絡したことが知られると困るので、何もしなかった」と「その他」が、ともに19.5%、「民生委員・児童委員に連絡・相談した」が8.9%で続いている（図5-57）。
民	「高齢者や児童、障がい者等の虐待防止」を対応したことがある民生委員・児童委員は7.2%（図5-3）で、今後対応が必要と答えた人は12.9%で、59歳以下は20.0%（図5-4）。

【図5-57 市民：虐待を見聞きしたときどうしたか（Q43-1）】

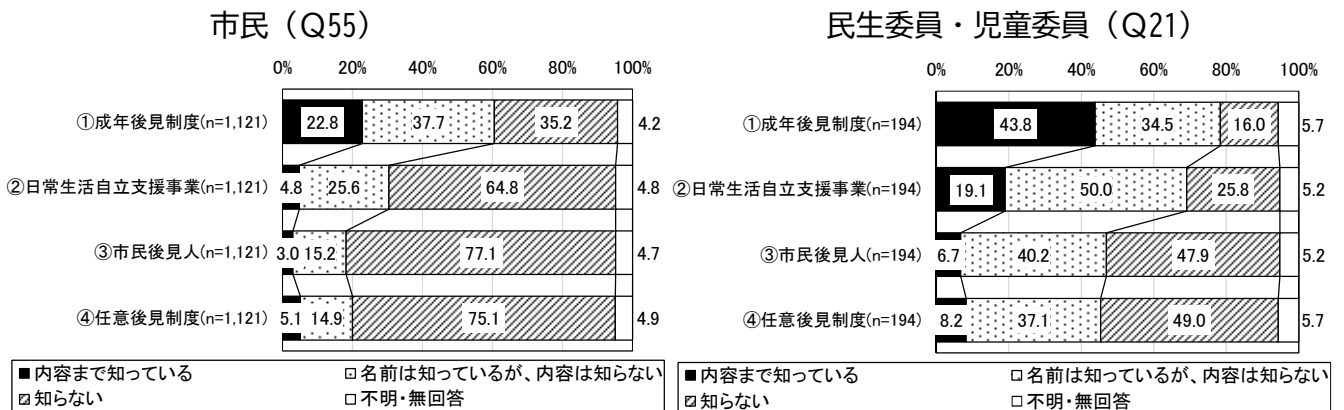
(複数回答)



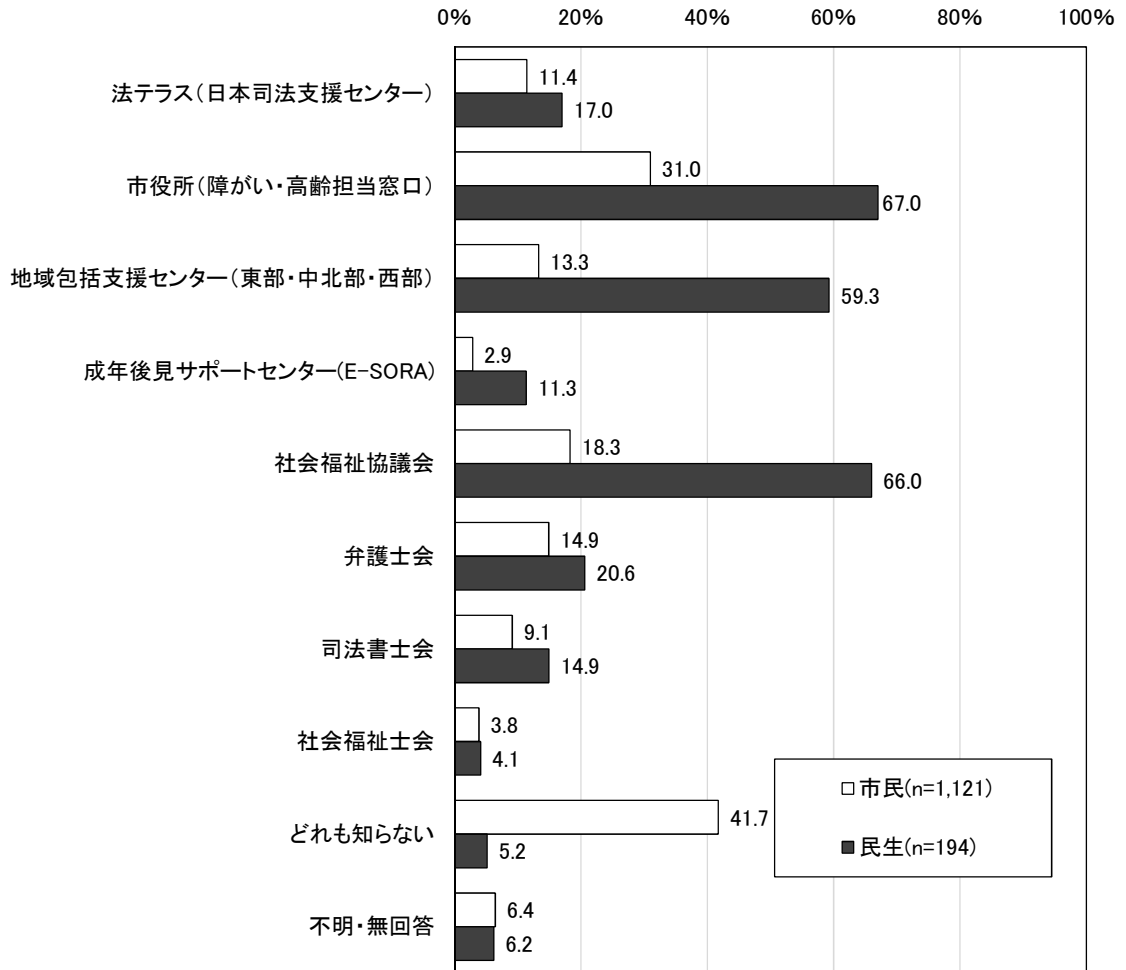
14) 権利擁護に関する状況

アンケートからの現状と課題	<p>○民生委員・児童委員が今後対応が必要と考える活動で「認知症の方やその家族への支援」は4割と高い。</p> <p>○権利擁護に関するサービス・制度などが多くの市民に普及していない。</p>
市	<p>成年後見制度の内容についての認知度は2割、日常生活自立支援事業・市民後見人・任意後見制度の内容についての認知度は1割以下となっている（図5-58）。</p>
市	<p>成年後見制度の相談窓口は「どれも知らない」が41.7%で最も多くなっている（図5-59）。</p>
市	<p>成年後見制度の利用意向は「利用したくない」「わからない」を合わせて74.9%となっている（図5-60）。</p>
市	<p>成年後見制度の利用意向で「利用したくない」「わからない」理由は、「制度を使わなくとも家族がいる」が67.1%で最も多く、次いで「手続きが大変そう」が24.3%、「どういうときに利用していいかわからない」が22.4%で続いている（図5-61）。</p>
民	<p>今後対応が必要と考える活動で「認知症の方やその家族への支援」は4割と高い（図5-4）。</p>
民	<p>権利擁護にかかわる制度・事業について、「内容まで知っている」と答えたものは「成年後見制度」が4割と高いものの、「日常生活自立支援事業」「市民後見人」「任意後見制度」に関しては認知度が低い（図5-58）。</p>
民	<p>成年後見制度に関わる相談機関として、「市役所」「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」は6～7割と高いが、ほかの機関の認知度は低い（図5-59）。</p>
民	<p>民生委員・児童委員が担当している世帯のうち、今後成年後見が必要と考えられる世帯は最低でも5.8%いる（図5-62）。</p>

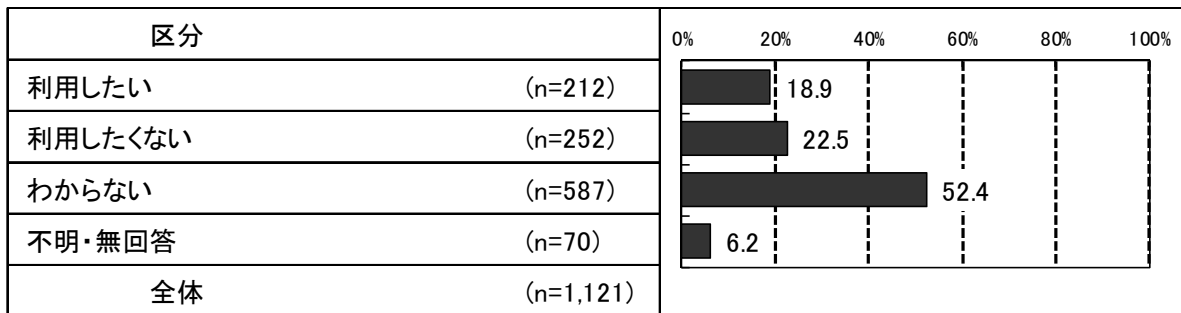
【図5-58 市民の権利を守るための制度の認知状況】



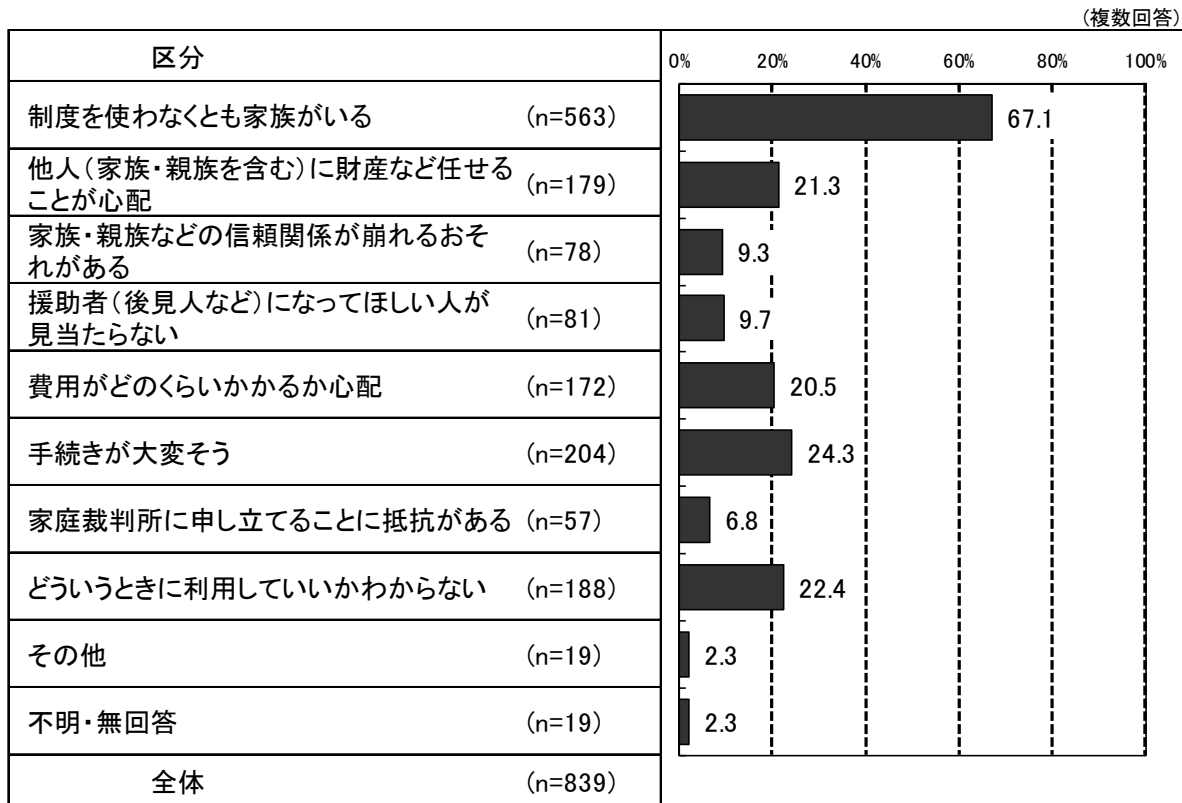
【図5-59 成年後見制度の相談窓口の認知（市民（Q56）、民生委員・児童委員（Q23））】



【図5-60 市民：成年後見制度の利用意向（Q57）】



【図5-61 市民：成年後見制度の利用意向で「利用したくない」「わからない」理由（Q57-1）】



【図5-62 民生委員・児童委員：今後成年後見が必要と考えられる世帯（Q22）】

	担当世帯数	今後成年後見等が必要と考えられる世帯	必要と考えられる世帯割合
回答世帯合計	16,236 世帯	942 世帯	5.8%
回答世帯数の平均	147.6 世帯	9.9 世帯	—

15) 生活困窮の状況と制度の認知度

アンケート からの 現状と課題

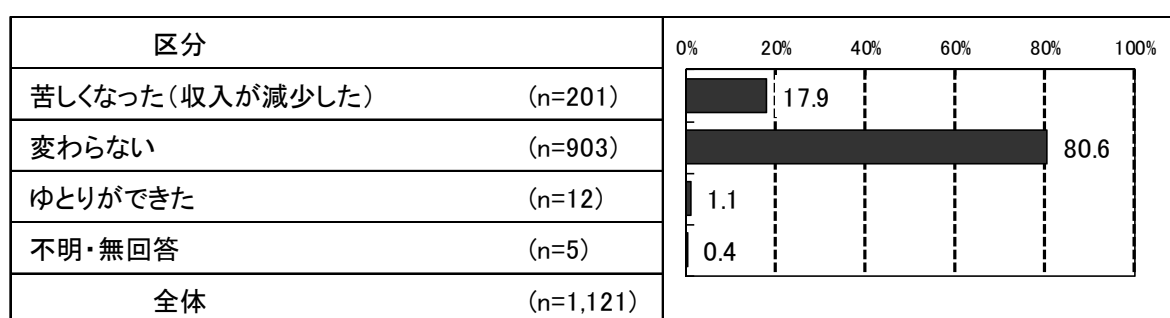
- 新型コロナウイルス感染症の拡大後、経済的な状況が苦しくなった人は2割で、ひとり親世帯は経済的な暮らしの状況が苦しいが6割弱となっている。
- 本市の生活困窮者自立支援事業についての市民の認知度は、「知っていることはない」が6割を超えている。
- 民生委員・児童委員は生活困窮者自立支援制度について、「内容まで知っている」と答えた人は3割程度。

- 市 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかは、「ふつう」が54.5%で最も多く、次いで「やや苦しい」が21.1%、「ややゆとりがある」が14.7%が続いている。家族構成別にみると、ひとり親世帯は「大変苦しい」「やや苦しい」が多くなっている（「大変苦しい」「やや苦しい」を足して55.5%）（図5-63）。
- 市 新型コロナウイルス感染症拡大以降、経済的な状況は変わったかについて、「変わらない」が80.6%で最も多く、次いで「苦しくなった（収入が減少した）」が17.9%、「ゆとりができた」が1.1%が続いている（図5-64）。
- 市 現在、生活上何らかの困りごとがあるかについて、「困りごとはない」が55.0%、「困りごとがある」が41.9%となっている。家族構成別にみると、夫婦のみ世帯は「困りごとはない」、ひとり親世帯は「困りごとがある」が多くなっている（図5-65）。
- 市 困りごとのある人の具体的な内容は、「身体・病気」が40.4%で最も多く、次いで「経済的なこと」が38.7%、「家族・親族関係」が25.3%が続いている。家族構成別にみると、単身世帯・夫婦のみ世帯は「身体・病気」、夫婦と子どもの世帯は「子育て」、ひとり親世帯は「経済的なこと」、3世代・その他は「介護」が他の家族構成と比べて多くなっている（図5-66）。
- 市 本市の生活困窮者自立支援事業についての認知度は、「知っていることはない」が64.9%で最も多くなっている（図5-67）。
- 民 生活困窮者自立支援制度について、「内容まで知っている」と答えた人は31.4%で、活動年数が5年以上の人は44.0%（図5-68）。
- 民 民生委員・児童委員活動で見聞きした・対応したケースで「生活困窮者・生活困窮世帯」は24.2%で、活動年数5年以上の人で「対応した」と答えた人は36.0%（図5-69）。
- 民 今後対応が必要な活動で「生活困窮者の自立支援」と答えた人は17.0%で、活動年数5年以上の人は26.0%（図5-4）。

【図5-63 市民：現在の暮らしの経済的状況（Q16）】

		(n)	大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	不明・無回答
全体		1,121	7.4	21.1	54.5	14.7	2.0	0.3
家族構成	単身世帯	103	9.7	21.4	54.4	11.7	2.9	0.0
	夫婦のみ世帯	340	4.7	16.2	57.4	19.4	2.4	0.0
	夫婦と子どもの世帯	350	7.4	21.1	52.9	17.1	1.4	0.0
	ひとり親世帯	63	22.2	33.3	41.3	3.2	0.0	0.0
	3世代	158	5.7	23.4	59.5	8.9	2.5	0.0
	その他	86	8.1	23.3	54.7	11.6	2.3	0.0

【図5-64 市民：新型コロナウイルス感染症拡大以降、経済的な状況の変化（Q17）】



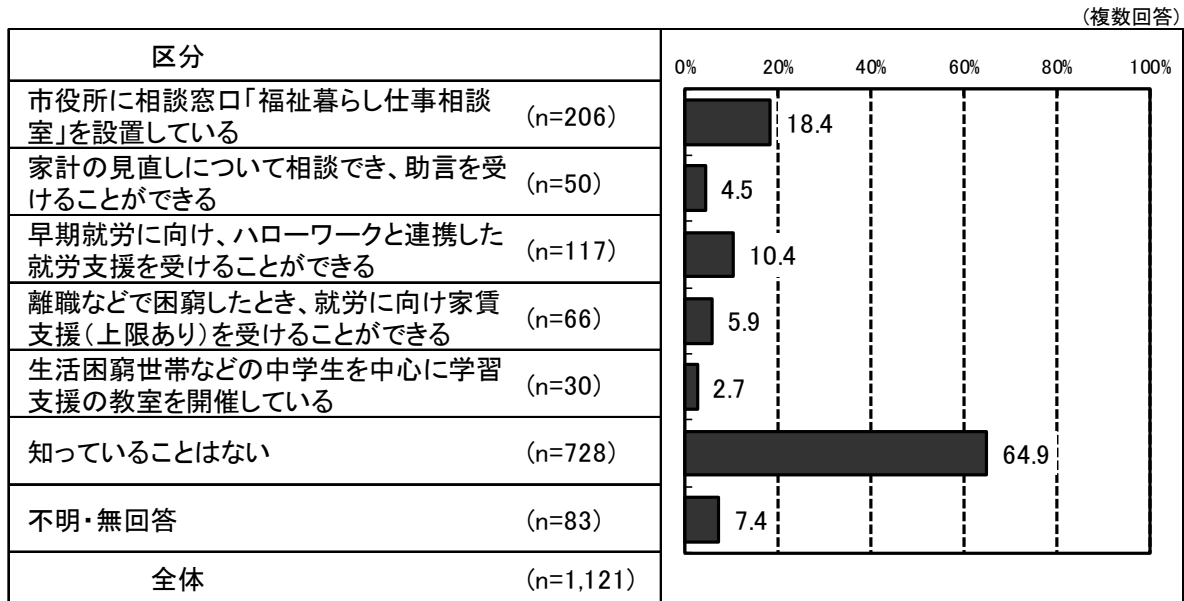
【図5-65 市民：現在、生活上何らかの困りごとがあるか（Q18）】

		(n)	困りごとがある	困りごとはない	不明・無回答
全体		1,121	41.9	55.0	3.0
家族構成	単身世帯	103	47.6	49.5	2.9
	夫婦のみ世帯	340	33.2	62.9	3.8
	夫婦と子どもの世帯	350	41.7	55.4	2.9
	ひとり親世帯	63	58.7	38.1	3.2
	3世代	158	44.3	54.4	1.3
	その他	86	51.2	46.5	2.3

【図5-66 市民：困りごとがある場合、どのような困りごとか（Q18-1）】

		(n)	な 経 済 的 な 事 務	子 育 て	介 護	事 業 学 校 ・ 仕 事	気 身 体 ・ 病	き 近 所 づ 近 所 づ	族 家 族 ・ 親 族 関 係	そ の 他	回 答 不 明 ・ 無
全体		470	38.7	10.6	19.6	10.2	40.4	10.0	25.3	6.4	0.4
家族構成	単身世帯	49	36.7	0.0	10.2	6.1	63.3	10.2	22.4	14.3	2.0
	夫婦のみ世帯	113	31.0	1.8	24.8	7.1	54.0	12.4	22.1	6.2	0.0
	夫婦と子どもの世帯	146	41.1	21.9	8.9	14.4	30.8	11.6	30.1	3.4	0.7
	ひとり親世帯	37	64.9	13.5	5.4	10.8	40.5	8.1	18.9	5.4	0.0
	3世代	70	45.7	10.0	38.6	11.4	27.1	4.3	25.7	5.7	0.0
	その他	44	25.0	4.5	36.4	4.5	29.5	6.8	20.5	9.1	0.0

【図5-67 市民：本市の生活困窮者自立支援事業についての認知度（Q52）】



【図5-68 民生委員・児童委員：生活困窮者自立支援制度（Q21）】

	(n)	内容まで知っている	名前は知っているが、内容は知らない	知らない	不明・無回答
全体	194	31.4	58.8	4.6	5.2
活動年数					
5年未満	143	26.6	64.3	4.2	4.9
5年以上	50	44.0	44.0	6.0	6.0

【図5-69 民生委員・児童委員：民生委員・児童委員活動で見聞きした・対応したケース「生活困窮者・生活困窮世帯」（Q17③）】

	(n)	該当ケースを知っており対応した	該当ケースを知っているが対応できていない	うわさで聞いたことがある	見聞きしたことはない	不明・無回答
全体	194	17.0	7.2	11.3	57.2	7.2
活動年数						
5年未満	143	10.5	7.0	12.6	62.2	7.7
5年以上	50	36.0	8.0	8.0	42.0	6.0

16) 再犯防止に関する認知状況

アンケート
からの
現状と課題

○再犯防止に関する民間協力者や取り組みについて、特に市民の若年層で知っている人が少ない。

【市】 再犯防止に関する民間協力者や取り組みについて知っているものは、「保護司」が43.1%で最も多く、次いで「知っているものはない」が42.1%、「更生保護施設」が28.5%で続いている（図5-70）。年齢別にみると、29歳以下・30歳代は「知っているものはない」が70.6%と56.9%と他の年代と比べて多くなっている。

【民】 再犯防止に関する民間協力者や取り組みについて知っているものは、「保護司」が84.5%で最も多く、次いで「更生保護施設」「更生保護女性会」と続き、一般市民より認知度は高い。また、「知っているものはない」は活動年数5年未満の人で9.8%、5年以上の人は0.0%（図5-71）。

【図5-70 市民：再犯防止に関する民間協力者や取り組みについて知っているもの（Q58）】

		(n)	保護司	更生保護施設	協力雇用主	社会を明るくする運動（地域集会等を含む）	更生保護女性会	BBS会	その他	知っているものはない	不明・無回答
全体		1,121	43.1	28.5	9.3	8.5	6.7	1.0	0.2	42.1	5.2
年齢	29歳以下	68	11.8	22.1	2.9	4.4	4.4	0.0	0.0	70.6	0.0
	30歳代	123	26.0	31.7	10.6	6.5	1.6	1.6	0.0	56.9	3.3
	40歳代	126	41.3	31.0	7.1	5.6	5.6	0.8	0.0	46.8	1.6
	50歳代	164	46.3	37.2	12.2	5.5	5.5	1.8	0.6	40.2	1.8
	60歳代	211	61.6	35.5	12.8	9.0	8.5	0.5	0.0	28.9	2.8
	70歳以上	398	44.7	21.6	7.8	11.6	9.0	1.0	0.3	38.2	10.1

【図5-71 民生委員・児童委員：再犯防止に関する民間協力者や取り組みについて知っているもの（Q24）】

		(n)	保護司	更生保護施設	協力雇用主	社会を明るくする運動（地域集会等を含む）	更生保護女性会	BBS会	その他	知っているものはない	不明・無回答
全体		194	84.5	49.0	19.6	36.6	47.4	5.7	1.0	7.2	3.1
活動年数	5年未満	143	80.4	45.5	21.0	32.9	39.9	4.9	0.7	9.8	2.8
	5年以上	50	96.0	58.0	16.0	48.0	68.0	8.0	2.0	0.0	4.0

17) その他、支援を必要とする人

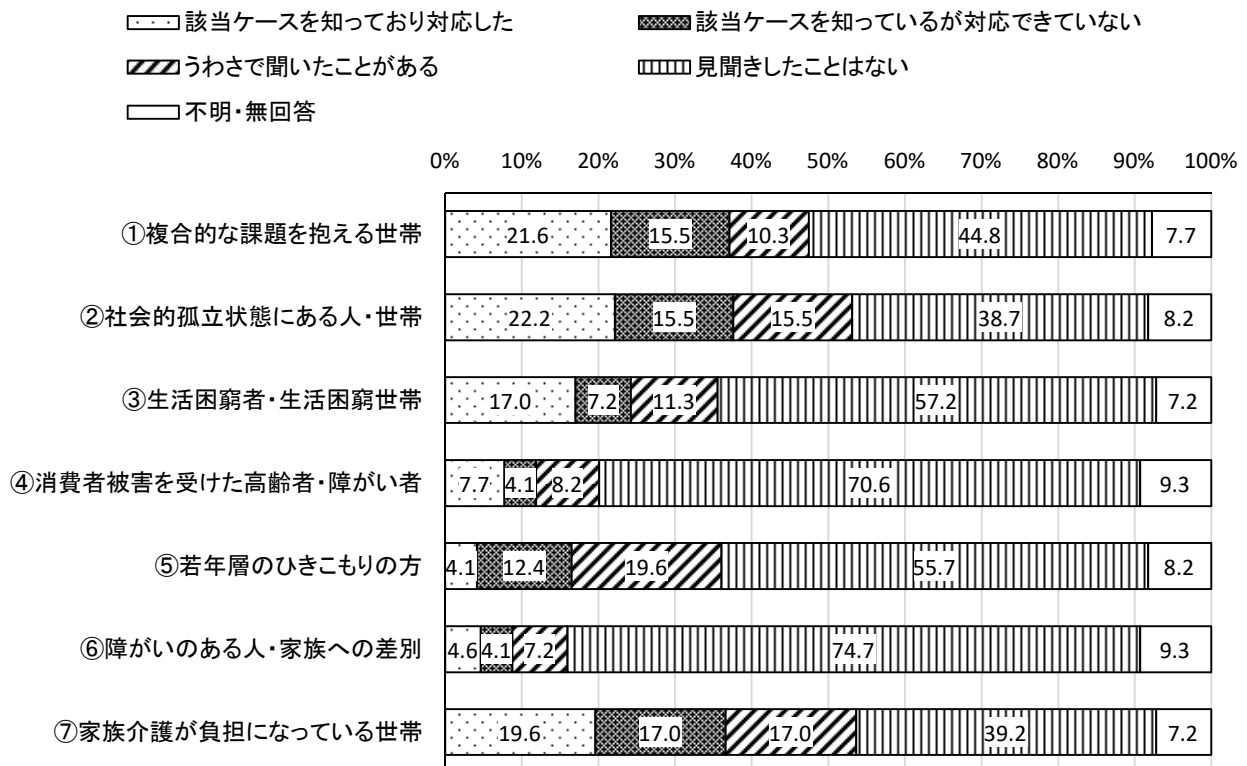
アンケート からの 現状と課題

○民生委員・児童委員活動でケースを知っているものの対応ができていない内容は、「家族介護が負担になっている世帯」が17.0%で最も多く、次いで「複合的な課題を抱える世帯」「社会的孤立状態にある人・世帯」がともに15.5%。

【民】 民生委員・児童委員活動で見聞きしたことがある内容として、「社会的孤立状態にある人・世帯（37.7%）」、「複合的な課題を抱える世帯（37.1%）」、「家族介護が負担になっている世帯（36.6%）」が多い。その中でケースを知っているものの対応ができていない内容は、「家族介護が負担になっている世帯」が17.0%で最も多く、次いで「複合的な課題を抱える世帯」「社会的孤立状態にある人・世帯」がともに15.5%。その他、「若年層のひきこもり（12.4%）」「生活困窮者・生活困窮世帯（7.2%）」「消費者被害を受けた高齢者・障がい者（4.1%）」「障がいのある人・家族への差別（4.1%）」（図5-72）。

【民】 民生委員・児童委員活動における悩みや苦勞で「援助を必要とする人へどこまで援助をすれば良いのか、また支援の方法がわからない」と答えた人は50.0%で、特に活動年数5年未満の人が多い（図5-15）。

【図5-72 民生委員・児童委員：民生委員・児童委員活動で見聞きしたことがある内容（Q17）】



18) 災害時の避難場所

アンケート からの 現状と課題

- 災害時の避難場所の認知について、特に単身世帯・ひとり親世帯は「知らない」が3割程度と多くなっている。
- 福祉サービス事業所は、災害発生時の協力について8割程度が協力できると回答している。

市 地震や水害などの災害が起こったときの避難場所を知っているかについて、「知っている」が79.8%、「知らない」が17.0%となっている（図5-73）。属性によって違いがみられ、年齢別にみると、29歳以下・30歳代は「知らない」が3割程度、家族構成別にみると、単身世帯・ひとり親世帯は「知らない」が3割程度となっている。

福 災害発生時の協力について、「協力できる」は79.5%。具体的な協力内容としては、「施設の一部を福祉避難所として提供できる」（34.5%）、「避難所において、要支援者の介助等の人的な支援に協力できる」（31.0%）、「福祉車両による避難者の移動支援に協力できる」（27.6%）（図5-40、図5-41）。【再掲】

【図5-73 市民：災害が起こったときの避難場所の認知（Q37）】

		(n)	知っている	知らない	不明・無回答
全体		1,121	79.8	17.0	3.1
年齢	29歳以下	68	73.5	26.5	0.0
	30歳代	123	65.9	34.1	0.0
	40歳代	126	84.1	14.3	1.6
	50歳代	164	83.5	15.2	1.2
	60歳代	211	83.4	14.2	2.4
	70歳以上	398	81.4	13.1	5.5
家族構成	単身世帯	103	67.0	27.2	5.8
	夫婦のみ世帯	340	80.0	17.9	2.1
	夫婦と子どもの世帯	350	80.3	16.6	3.1
	ひとり親世帯	63	73.0	27.0	0.0
	3世代	158	88.6	8.2	3.2
	その他	86	81.4	15.1	3.5

19) 生活支援

アンケート からの 現状と課題

○有償でも充実・確保したほうがよい支援・サービスは、生活支援を中心に挙げられている。

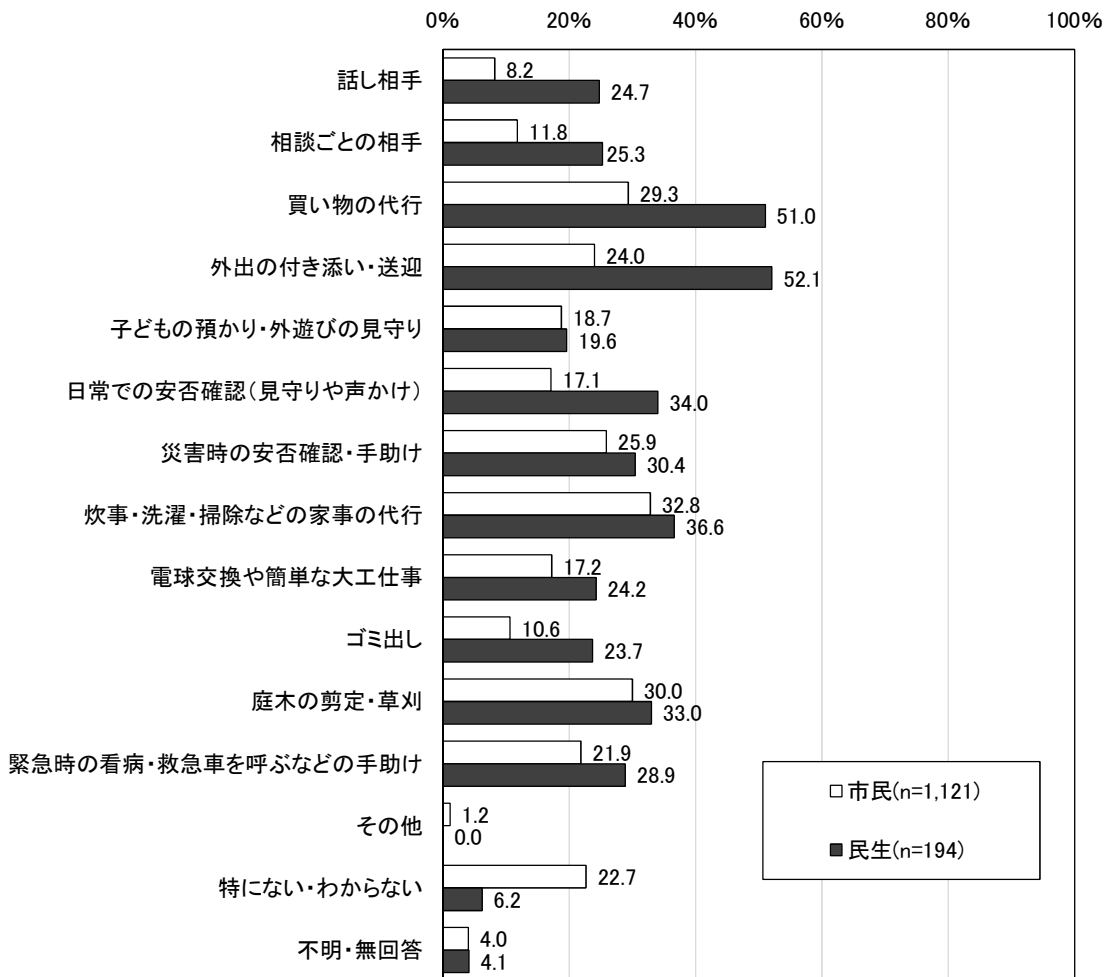
市 有償でも充実・確保したほうがよい支援・サービスは、「炊事・洗濯・掃除などの家事の代行」が32.8%で最も多く、次いで「庭木の剪定・草刈」が30.0%、「買い物の代行」が29.3%が続いている（図5-74）。

民 有償でも充実・確保したほうがよい支援・サービスは、「買い物の代行」「外出の付き添い・送迎」が半数を超えて高い。ほか、「日常での安否確認」「災害時の安否確認・手助け」「炊事・洗濯・掃除などの家事代行」「庭木の剪定・草刈り」が3割（図5-74）。

民 今後需要が高まると思う支援・サービスは、「安否確認等の定期的な声かけ見守り」「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」「災害時の手助け」が半数を超えて高い（図5-53）。

福 福祉事業所に現在のサービス以外にあったらよいと思うサービスを尋ねたところ、高齢者や障がい者の事業所は「移動」「集いの場」「見守り」が多い。

【図5-74 有償でも充実・確保したほうがよい支援・サービス
(市民(Q60)、民生委員・児童委員(Q29))】



2. 用語解説

あ行

【アウトリーチ】

「手を差しのべること」の意味で、もともとは社会福祉の分野でクライアントの表明されないニーズ把握の手法として開発されたもので、自発的に援助の申し出をしない人に対して公共機関などが積極的に対象者の居場所に出向いて働きかけ支援すること。

【いきいき百歳体操】

介護予防を目的に実施される、おもりを使用した体操。

【SNS】

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。最近では、社会や組織の広報としての利用も増えてきている。

【SDGs】

Sustainable Developmental Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。「普遍性（すべての国が行動）」、「包摂性（誰一人取り残さない）」、「参画型（すべてのステークホルダーが役割を）」、「統合性（社会・経済・環境に統合的に取り組む）」、「透明性（定期的にフォローアップ）」の5つの特徴がある。

【NPO】

Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。自主的・自発的な社会活動を行う。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としている。

か行

【介護予防】

高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。これまでの機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や地域の中で生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含む。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

総合介護計画策定にあたり、生活区域ごとにおける被保険者の心身の状況や置かれている環境、そ

の他の事情を把握するために行うアンケート調査。

【核家族化】

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもの世帯及び片親と子どもの世帯である核家族世帯が増加すること。

【学区社協】

各学区（地区）単位に、地域での取り組みを行っている任意団体。まちづくり協議会などと連携し、地域における福祉活動を展開。

【グローバル化】

情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の国際的な開放等により、人・物・情報の国境を越えた移動が活発化し、文化・経済・政治などの活動やコミュニケーションが地球規模で統合、一体化される動きのこと。

【健康はちまん21プラン】

健康増進法に基づく健康増進計画で、健康寿命の延伸を目標に子どもから高齢者までのすべての世代がやさしく支えあい、健康でいきいきと暮らし、心の通うまちづくりを進めていく計画。

【権利擁護】

自分の権利やニーズを自ら主張することが困難な人に代わってその権利やニーズを主張し、また自分で権利を行使できるように支援すること。

【合計特殊出生率】

各年次の出生の水準を表す代表的な指標。女性が一生涯に出産する平均的な子どもの数を示す値。

【交通バリアフリー基本構想】

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「近江八幡駅及び周辺地区」を重点整備地区と選定し、重点的・一体的にバリアフリー化を進めるために、鉄道駅舎、車両、駅前広場等についての基本方針及び整備項目を定めたもの。

【高齢化率】

総人口に占める65歳以上人口の割合。

【高齢夫婦世帯】

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組の一般世帯（他の世帯員がないもの）。

【子育てサポーター】

就学前の子どもと保護者を対象に各コミュニティセンターが実施する子育て支援事業など子育て支援の場に参加するボランティア。

【子育て世代包括支援センター】

保健師、助産師、幼稚園教諭など専門的な相談員が、妊娠期から子育て期までの親子の多様な相談にワンストップで対応する総合相談窓口。

【子ども食堂】

貧困や孤食など様々な問題を抱えた子どもたちに、地域のボランティアが無料や安価で食事を提供する場所。

【コミュニティセンター】

近江八幡市コミュニティセンター条例により「協働のまちづくりを促進し、特色ある地域社会の形成に資するとともに、市民のコミュニティ活動の拠点」として設置された施設。(旧公民館)

さ行

【災害ボランティアセンター】

災害発生時のボランティア活動を効率よく支援・推進するために、様々な関係者と連携し、連絡調整等を行う機関。被災者支援を行いたいボランティアと支援を受けたい被災者をつなぐとともに、被災者のニーズの把握に努め、その解決を図るための役割を担う。

【自主防災組織】

大規模災害時に、避難、救助、消火など、地域住民が的確に行動できるよう設置される組織。目的達成のためには、平常時の取り組みも重要である。

【市民共生センター（はつらつ館）】

高齢者の健康増進や、障がい児者の自立を支援し、お互いの人権を市民が尊重し、“ともに生き、ともに支えるまちづくり”の実現をめざすことを目的とする施設。近江八幡市大森町41番地7に所在している。

【市民自治基本計画】

近江八幡市協働のまちづくり基本条例を具体化し、まちづくりへの市民の主体的参画と地域力強化のための基本的な考え方や行政の施策等を定め、市民自治を総合的・計画的に促進するために策定したもの。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に「地域福祉を推進する団体」と位置づけられ、地域が抱えている様々な福祉課題を地域社会主体の問題としてとらえ、皆で考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とした民間の団体。地域の身近な福祉の相談や社会サービスの提供、ボランティアの育成等の活動を行っている。

【社会福祉法第107条】

市町村地域福祉計画の策定を規定した条項で、次の項目が定められている。

一 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組

むべき事項

- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【社会福祉法第 109 条】

市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会について規定した条項。

【社会福祉法人】

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された公益法人をいう。特別養護老人ホームや障がい者施設、保育所（園）などの運営を行う。

【主任児童委員】

学区ごとに学区全体を担当するものとして配置され、児童福祉機関や地域担当の民生委員・児童委員との連絡・調整を行うとともに、各民生委員・児童委員への援助・協力を行う人。

【生涯学習社会づくり推進計画】

まちづくりは人づくりであり、生涯学習は学びを通して人をつくる。一人ひとりが学びを楽しみ、人と人がつながっていくことで全員参加型社会が可能となり、生涯学習が原動力となって地域の活性化の実現をめざす計画。

【小地域】

本計画において、地域福祉を推進するために位置づけた圏域。「地域自治組織圏域(町内会・自治会)」と「学区(まちづくり協議会・学区社協)」の活動範囲を指す。

【自立支援医療精神通院受給者証】

統合失調症や精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する人で、通院による精神医療を継続的に受ける必要がある場合に交付する通院医療のための受給者証。

【人権擁護施策】

あらゆる差別の解消に向けた啓発活動や人権問題に対する相談体制の充実、また、関係機関との連携強化など「人権尊重のまちづくり」の推進に向けた各種施策。

【人権擁護に関する施策の基本計画】

平成 24 年度に制定された「近江八幡市人権擁護に関する条例」の持つ理念を計画の形に具体化し、本市における人権擁護に関わる施策の総合的な展開を方向付けたもの。

【身体障害者手帳】

障がい福祉サービスを受けるため、身体障がいの範囲・程度に応じて交付される手帳。

【生活支援】

高齢者や障がい者等の在宅での暮らしの困りごとを支援するサービスや支えあいの取り組み。

【精神障がい】

疾患と障がいが共存しており、気分が沈む、意欲が出にくい、考えがまとまりにくい等の精神症状や、様々な身体症状、行動の変化が現れることにより、日常生活や労働、対人関係等の生活に支障や制約がでてくる状態のこと。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神疾患（機能障がい）の程度、能力障がいの程度で判定され、1級から3級までの等級に対し交付される手帳。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でないために、法律行為における意思決定が困難な人の判断能力を補い、保護・支援する制度。

【総合福祉センター（ひまわり館）】

市民一人ひとりが安心して、快適に暮らすことができるまちづくりを推進し、社会福祉の向上及び地域福祉活動の促進を図ることを目的とする施設。近江八幡市土田町1313番地に所在している。

【その他の親族世帯】

夫婦と両親からなる世帯、夫婦と子どもと両親からなる世帯、兄弟姉妹のみからなる世帯など、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のうち核家族世帯を除いた世帯。

た行

【多文化共生】

すべての住民が、国籍、宗教、言語等の違いによらず、対等な地域社会の構成員、すなわち住民としてともにまちづくりができること。国籍、宗教、言語等の違いにより差別や人権侵害を受けることなく、ともに生きられること。

【男女共同参画行動計画】

平成24年度に制定された「近江八幡市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画施策を統合的かつ計画的に推進するための基本となるもの。

【地域ケア会議】

地域包括ケアシステム実現のため、多職種協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めて地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく一つの手法。

【地域福祉活動】

子ども、障がい者、高齢者などすべての人が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、地域住民、行政、社会福祉協議会などが協力・連携し、地域の福祉課題解決に向け取り組むこと。

【地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で自ら福祉サービスの利用手続きなどをすることが不安な人やお金を管理することが困難な人などを対象に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを提供する事業。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域の様々な資源を統合・ネットワーク化し、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供することで、高齢者を継続的かつ包括的にケアするための仕組み。

【地域包括支援センター】

市が設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、それぞれの専門性を生かして相互に連携し、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う高齢者を支えるための拠点。地域包括ケアシステムを実現するための中心的な役割を担う。

【地域防災計画】

予防、応急対応、復旧及びその他必要な対策を定め、総合的、計画的に防災行政の整備、推進を図るために、近江八幡市防災会議が作成した計画。

な行

【日常生活圏域】

住民が日常生活を営んでいる地域として、おおむね中学校区単位での活動範囲。

【認知症】

脳や身体の疾患を原因として、記憶力や判断力などが低下し、日常生活に支障が出る症状。

は行

【発達障がい】

脳機能の発達が関係する生まれつきの障がい。その特性からコミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手であったり、行動や態度が「自分勝手」、「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることがある。

【バリアフリー】

高齢者、障がい者が生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的（文化・情報）、制度的、心理的（意識）な障壁などすべての障壁を除去すること。

【BBS会】

Big Brothers and Sisters Movement の略。BBS会とは、非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う成年ボランティア組織。

【ひきこもり】

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

【非親族世帯】

2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。

【避難行動要支援者】

高齢者、障がい者、外国人など、災害時に自ら避難することが困難で何らかの支援を必要とする人。

【福祉教育】

社会福祉についての関心と理解を深め、社会福祉への主体的な参加と協働を促すことを目的とする教育活動の総称。

【福祉サービス事業所】

介護保険サービスや障がい福祉サービス、幼稚園や保育所（園）などの教育・保育サービスなど税金や保険料により支えられる公的なサービスを提供する事業所。

【プラットフォーム】

分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる“場”のこと。

【ふれあいサロン】

地域の中で少し気をつけたり、支援したりすることで、より暮らしやすくなる人を支えるとともに、ご近所同士の絆を深める活動。

【母子保健計画】

母子保健法を根幹に「地域ぐるみで子どもの成長をよろこびあえるまち」を基本理念とした母子の健康づくり計画で、1.子どもの育ち、2.親への支援、3.地域の力を視点に具体的方策を策定。

【ボランティアセンター】

ボランティア活動をしたい人とボランティア支援を受けたい人を結びつけたり、ボランティア情報の収集・発信、ボランティア講座の開催等を行っていくボランティアのための拠点。

【ボランティアポイント制度】

地域の住民同士の助け合い活動に対して、助けた人にポイントが付き、貯まったポイントを何らか

の特典等に交換できる仕組み。

ま行

【まちづくり協議会】

各小学校区等を単位として、地域の特性を生かした住みよいまちづくりをめざし、自治会、各種団体及び市民などが地域の課題解決に向けて取り組むため、地域に設置された組織。

【見守り支えあい会議】

自治会単位において、自治会役員、民生委員・児童委員、ボランティア等が支援の必要な人の早期発見・早期対応を目的に、地域に密着した情報共有を行い、困りごとの解決に向けて協議する場。

【見守り支えあい推進委員会】

各小学校区において、学区社協、自治連合会、民生委員・児童委員、福祉関係団体、福祉事業所、企業、行政等が集まり、自治会単位では解決できない課題の共有と、課題の解決に向けて協議する場。

【民生委員・児童委員】

自らも地域の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などの役割も果たしている。

【民生委員児童委員協議会】

各学区の民生委員・児童委員による協議会の代表で組織し、各学区の協議会の指導や連絡調整、研修等を行う。社会福祉協議会が事務局を担っている。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人にとって使いやすい施設、製品、情報等の設計（デザイン）のこと。

【要介護（要支援）認定】

介護保険の給付を受けるために必要な認定。

ら行

【療育手帳】

知的障がい児者に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障がいと判定された人に対して、交付される手帳。

【老障介護】

主に高齢の親が障がいのある子どもを介護すること。

【老老介護】

要介護の高齢者を、同居する高齢（おおむね 60 歳以上）の家族が介護すること。

わ行

【ワンコインカフェ】

外出機会の少ない高齢者や子育て家庭などが集う場で、主にボランティアにより運営され、低額な料金で飲み物等の提供を受けながら気軽に話などができる場。

第3次近江八幡市地域福祉計画
近江八幡市地域福祉活動計画
(令和4年度～8年度)

発行：近江八幡市 福祉保険部 福祉政策課
〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
TEL：0748-36-5585 FAX：0748-32-6518

社会福祉法人 近江八幡市社会福祉協議会
〒523-0082 近江八幡市土田町 1313 番地
TEL:0748-32-1781 FAX:0748-36-6910